

第2次匝瑳市総合計画 中期基本計画

計画期間：令和6年度～令和9年度

海・みどり・ひと がはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市

～^{めぐ}匝り集う人々と^{あざ}瑳やかな自然のあるふるさと～



匝瑳市



はじめに

わが国において本格的な少子高齢化・人口減少社会に突入している中、本市では令和4年(2022年)4月に旧野栄町の区域が過疎地域に指定される等、急速に進行する人口減少への対応は喫緊の課題となっています。

また、持続可能な社会の形成に向けた取組のほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地域活力の低下等、社会・経済情勢の著しい変化により、本市を取り巻く環境は厳しさを増しています。



一方で、銚子連絡道路の延伸整備に伴う匝瑳インターチェンジまでの区間の開通と同インターチェンジ周辺で現在推進している産業用地整備に加えて、今後、圏央道の県内区間全線開通や成田国際空港第3滑走路の供用開始が予定されており、地域間の交流促進や物流の効率化等による地域経済の活性化が見込まれます。

こうした中、市では、令和2年(2020年)3月に策定した第2次匝瑳市総合計画(基本構想・前期基本計画)に基づき、本市の将来都市像である「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市～^{めぐ}匝り集う人々と^{あざ}瑳やかな自然のあるふるさと～」を目指し、総合的な施策の推進を図ってまいりましたが、このたび、前期基本計画の計画期間が終了することから、令和6年度(2024年度)から令和9年度(2027年度)までの4年間を計画期間とする中期基本計画を策定いたしました。

本市には、ちば文化資産にも選定された「八重垣神社祇園祭」をはじめ、先人から脈々と引き継がれてきた伝統文化と歴史が地域に息づいており、九十九里海岸や里山等の豊かな自然があります。

このすばらしい文化や自然を最大限に活用しながら、本計画に定めた施策を積極的に推進するとともに、市民の皆様と共に、「今住む人が幸せに暮らし、若者や子どもたちが住み続ける地域づくり」の実現に向けて、力の限り取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様をはじめ、市議会議員の皆様、並びに関係各位に対しまして、心から厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも市政運営に対し、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

匝瑳市長 **宮内康幸**

匝瑳市市民憲章

豊かな自然と文化にめぐまれた匝瑳市の発展と市民の幸せを願い、
市民憲章をさだめます。

- 1 笑顔とあいさつの輪が広がるまち、匝瑳
- 1 美しい自然を大切にするまち、匝瑳
- 1 奉仕の心と思いやりのあるまち、匝瑳
- 1 教養と文化を高め、伝統を守るまち、匝瑳
- 1 元気で働き、活気に満ちたまち、匝瑳

(平成21年4月1日 制定)

都市宣言

匝瑳市は、7つの都市宣言をしています。

平和都市宣言(平成18年6月2日 宣言)

青色申告都市宣言(平成18年6月2日 宣言)

産業廃棄物最終処分場の設置反対都市宣言(平成18年6月2日 宣言)

健康都市宣言(平成18年6月2日 宣言)

米の輸入自由化阻止都市宣言(平成18年6月2日 宣言)

農作業安全都市宣言(平成18年6月2日 宣言)

地産地消・食の安全と自給率向上都市宣言(平成18年6月2日 宣言)

目次

第1章 計画の概要

1	計画の位置づけ・構成、計画期間	7
2	基本構想の概要	9
	(1) まちづくりの基本的な視点	
	(2) 将来都市像	
	(3) 基本目標	
3	人口推計	13
4	匝瑳市の主要課題	15
	(1) 急速に進行する人口減少への対応と住み続けられるまちづくり	
	(2) 地域産業の振興	
	(3) 環境保全・持続可能な社会の形成と安心・安全の確保	
	(4) 市民一人ひとりの能力の発揮	
	(5) 市民協働と持続可能な行財政運営	
	(6) 市民意識調査からの課題	
5	SDGsとの関係	19

第2章 リーディングプラン

	リーディングプランの位置づけ	23
	プラン1 子育てしやすい環境づくりと移住・定住促進プラン	24
	プラン2 活気にあふれたにぎわい創出プラン	25
	プラン3 豊かな自然を守る環境保全推進プラン	26
	プラン4 いざというときの安心・安全プラン	27
	プラン5 課題解決に取り組む「地域力」向上プラン	28
	プラン6 市民協働と持続可能な行財政運営プラン	29

第3章 施策の展開

	施策の体系	33
	基本目標1 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる	35
	(健康・福祉・医療・介護分野)	
	施策1-1 健康づくりの推進	35
	施策1-2 高齢者支援の充実	41
	施策1-3 障害者支援の充実	47
	施策1-4 子育て支援の充実	54
	施策1-5 医療体制の充実	60
	施策1-6 地域福祉の推進	65

目次

基本目標2 活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる	71
(産業・経済分野)	
施策2-1 農林水産業の活性化	71
施策2-2 商工業の活性化	78
施策2-3 観光の活性化	83
施策2-4 雇用・就労・消費者対策の充実	87
基本目標3 自然と共生し、快適で安全なまちをつくる	91
(生活環境・都市建設分野)	
施策3-1 自然環境の保護と循環型社会の形成	91
施策3-2 市街地の活性化と交通網の整備	96
施策3-3 住環境の整備	99
施策3-4 安心・安全な地域づくりの推進	104
基本目標4 個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる	110
(教育・交流・移住・定住分野)	
施策4-1 学校教育の充実	110
施策4-2 生涯学習・生涯スポーツの推進と青少年の健全育成	115
施策4-3 地域文化の振興	119
施策4-4 男女共同参画の促進	122
施策4-5 移住・定住及び多様な交流の促進	125
基本目標5 市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる	129
(市民協働・行財政分野)	
施策5-1 コミュニティの育成と市民との協働によるまちづくりの推進	129
施策5-2 市民にわかりやすいまちづくりの推進	133
施策5-3 持続可能な行財政運営の推進	136
施策5-4 広域行政の推進	140

資料編

1 匝瑳市の現状	145
(1) 位置・地勢	
(2) 人口・世帯	
(3) 土地利用	
(4) 財政状況	
2 計画策定について	151
(1) 計画の策定経過	
(2) 諮問・答申	
(3) 匝瑳市総合開発審議会	
3 用語の解説	156

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の位置づけ・構成、計画期間

第2次匝瑳市総合計画は、本市におけるまちづくりの指針となる、市政運営における最上位の計画であり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されます。

本計画は、長期的な展望に立った総合的なまちづくりの方針である基本構想に基づき、将来都市像である「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市～^{めぐ}匝り集う人々と^{あざ}爽やかな自然のあるふるさと～」の計画的な実現に向けて、具体的な施策の方向を総合的かつ体系的に示す基本計画です。

令和5年度(2023年度)を最終年度とする「前期基本計画」の実施状況及び取組の成果を評価しつつ見直しを行い、新たに「中期基本計画」として策定します。

基本構想

本市が目指すべき将来都市像及びそれを実現するための施策の大綱を明らかにするものです。

令和13年度(2031年度)を目標年度とする12か年計画とします。

基本計画

基本構想に示した施策の大綱の具体化に必要な施策及び事業を総合的かつ体系的に明らかにするものです。

計画期間は4か年とし、「前期」、「中期」、「後期」に分けて策定します。

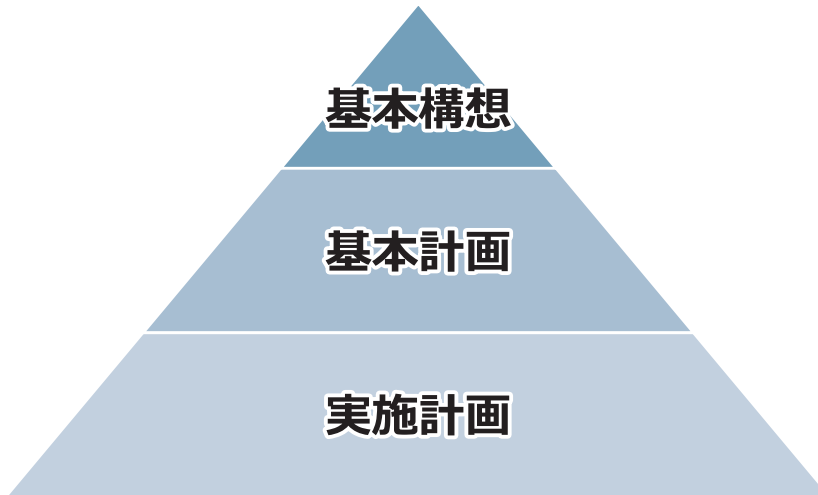
- 前期基本計画 令和2年度(2020年度)～令和5年度(2023年度)
- 中期基本計画 令和6年度(2024年度)～令和9年度(2027年度)
- 後期基本計画 令和10年度(2028年度)～令和13年度(2031年度)

実施計画

基本計画に定めた施策について、具体的な事業内容と実施時期を定めるものです。

計画期間は3か年とし、毎年度見直しを行うローリング方式*によって策定します。

総合計画の構成



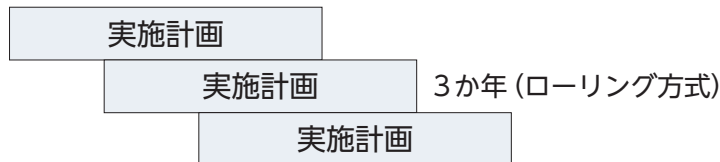
令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

基本構想（12か年）

前期基本計画（4か年）
令和2年度～令和5年度

中期基本計画（4か年）
令和6年度～令和9年度

後期基本計画（4か年）
令和10年度～令和13年度



総合戦略との関係

第2次匝瑳市総合計画基本構想・前期基本計画は、「匝瑳市人口ビジョン」と「匝瑳市総合戦略」から成る「匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された人口の将来展望や、人口減少の歯止めと地域の活性化を図るための基本的な考え方を踏まえて策定されました。

現在、「第2次匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2次総合戦略」という。）に基づき、人口減少に対応しつつ、本市の特性を活かした持続可能な地域社会の実現に向けた取組を進めていますが、人口減少等の状況の厳しさに変化はなく、加えて、令和4年（2022年）4月には、旧野栄町の区域が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）に基づく過疎地域として指定されました。

こうした状況を踏まえ、本市における人口減少対策の推進を効果的に進めていくため、中期基本計画と第2次総合戦略の一層の連携を図り、取り組めます。

2 基本構想の概要

令和2年度(2020年度)から令和13年度(2031年度)までの12年間を計画期間とする基本構想の概要は、以下のとおりです。

(1) まちづくりの基本的な視点

まちづくりに対する基本的な考え方として、以下の4つの視点に立ったまちづくりを推進していきます。

視点① ≫ 市民の暮らしを重視したまちづくり

まちづくりの基本は、その主体である市民一人ひとりが幸せ・豊かさ・安らぎを実感しながら暮らし続けることができる環境をつくることであり、そうした取組がまちの持続的発展につながると考え、平和で安心・安全、心の豊かさと暮らしやすさを大切に考えたまちづくりを進めます。

視点② ≫ 地域資源を活かしたまちづくり

地域資源を最大限に活用し、産業の振興と雇用の場の確保を図ることが人口減少の抑制や地域の活性化に効果的であると考え、特に若い世代が「匠瑳市に住みたい」、「住み続けたい」と感じる魅力にあふれた活力あるまちづくりを進めます。

視点③ ≫ 市民との協働によるまちづくり

市民、地域活動団体、行政をはじめとする多様な主体が積極的にまちづくりに携わることで、様々な活力がまちづくりに活かされ、行政だけでは対応が困難な課題を解決に導いていくものと考え、これまで以上に連携を深め、互いの立場を尊重し合いながら、得意分野で力を出し合い、地域の特性を活かした協働によるまちづくりを進めます。

視点④ ≫ 総合的施策によるまちづくり

市民の暮らしは様々な要素によって形成されており、多面的な視点から分野横断的に施策を組み合わせながら展開していくことが目標達成への近道であると考え、個々の目的を見据えながら、総合的施策による効果的かつ効率的なまちづくりを進めます。

(2) 将来都市像

総合計画を推進するに当たり、目指す将来都市像を「『海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市』～匝り集う人々と瑳やかな自然のあるふるさと～」と定め、まちづくりの基本的方向性を示すテーマとします。



『海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市』 ～匝り集う人々と瑳やかな自然のあるふるさと～

※「匝」は、訓読みで「匝(めぐ)る」と読み、一巡りして帰るという意味があり、「瑳」は、訓読みで「瑳(あざ)やか」あるいは「瑳(みが)く」と読み、あざやかで美しいという意味があります。

「海・みどり」は、雄大な太平洋、下総台地の広大な丘陵の緑、市街地を包み込む田園風景、世界に誇ることができる「植木」をはじめとした基幹産業の農業、それらが与える安らぎと恵みと誇りを表します。

「ひと」は、地域で生まれ育った人、他地域から移り住んできた人、さらには地域を離れた人、本市に関わるすべての人を表すとともに、日々の営みや生産活動、交流(ふれあい)、そこから生まれる温もりを表します。

「はぐくむ」は、さんさんとした陽光の中、海・みどり・ひとが一体となって豊かな歴史・文化を融合・調和させながら、伝統産業と新しい産業を連携させて活性化を図り、さらに、生活環境や福祉の充実を図る等、多彩な魅力をもつ「活力あるまち」づくりを推進することを表します。

地域に息づく伝統文化と歴史、里山等の豊かな自然

本市は、先人から脈々と引き継がれてきた祭り等の伝統文化と歴史が地域に息づき、里山等の豊かな自然に恵まれています。今後も、このすばらしい文化や自然と共生しながら、市民が快適に安心して暮らせる元気なまちづくりを進めるため、「匝瑳市総合計画」の将来都市像を引き続きメインフレーズとしました。



そして、大きな課題である人口減少を最小限に抑え、持続可能な地域社会をつくるためには、匝瑳市に住みたい、いつまでも住み続けたい、関わりを持ちたいと思えるまちづくりを推進し、市内外から多くの人が集まり交流することに加え、多様な主体が協働することによって、新たな活力を生み出すことが重要であることから、「～匝り集う人々と瑳やかな自然のあるふるさと～」をサブフレーズとしました。

(3) 基本目標

本市の将来都市像を実現するための基本的な目標を以下のとおり定め、「持続可能な開発目標(SDGs)」の基本理念を踏まえ、すべての人々が輝く、市民が主役のまちづくりに取り組んでいきます。

基本目標 1

生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる

(健康・福祉・医療・介護分野)

すべての市民が健康で生きがいに満ち、元気で笑顔があふれるまちをつくります。健康・福祉・医療・介護の各分野が連携しながら、地域全体で一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援ができる環境づくりに努め、生涯にわたって健康や生きがいを感じ、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

また、温暖な気候や豊かな自然、充実した健康・福祉施設、元気な高齢者、地域の連帯感等、本市の強みである地域資源を十分活用し、あたたかなふれあいと交流の中で高齢者や障害者が安心して生活でき、地域で子どもを育てるまちづくりを進めます。

基本目標 2

活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる

(産業・経済分野)

活気に満ち、はつらつとしたまちづくりを進めるために、各種産業の生産・経営基盤の強化支援を図ります。

農林水産業と商工業、観光業の連携を促進しながら、それぞれの産業が個性ある地域産業として育成・発展していくための支援の充実に努めるとともに、首都圏や海外への好アクセス条件を活かした企業誘致等を図ります。

また、魅力ある雇用・消費の場の創出と働きやすい職場環境を促進することで、労働力の確保と消費活動の活性化につなげる等、女性や若者、高齢者をはじめすべての市民がいきいきと労働や生産活動等に参加し続けることのできるまちづくりを進めます。

基本 目標 3

自然と共生し、快適で安全なまちをつくる

(生活環境・都市建設分野)

里山等の豊かな自然と共生し、かつ、快適で安全なまちをつくるために、ごみ処理や生活排水のための基盤整備を継続的に推進するとともに、市民一人ひとりがリサイクル活動や不法投棄の防止等に積極的に取り組むための意識の醸成及び市民活動の支援の充実を図ります。

また、中心市街地の活性化や交通網の整備といった都市機能の強化及び都市基盤の計画的な整備により、誰もが快適で暮らしやすく利便性の高い環境づくりを推進します。

災害や交通事故、犯罪等から市民の生命と財産、子ども達の安全を守るため、関係機関の連携強化及び情報共有の促進、自主活動組織の活性化を図る等、地域ぐるみで取り組むまちづくりを進めます。

基本 目標 4

個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる

(教育・交流・移住・定住分野)

個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくるために、学校・地域・家庭がそれぞれの役割の中で連携し合いながら、様々な交流や体験を通して子ども達の個性をはぐくむ教育環境づくりに努めます。

本市が持つ豊かな自然環境や活動拠点施設、経験豊かな地域の人材等を十分活用しながら、生涯を通じて学習する意欲の向上と機会の提供を図ります。

また、地域の歴史や伝統文化の継承及び新たな文化の創造に向けた活動を積極的に支援します。

すべての市民が年齢や性別等にかかわらず、互いの個性と人権を尊重し、理解し合い、その人の能力や意欲が十分発揮される環境づくりを進めます。

移住・定住に対する支援の充実を図るとともに、国内外を問わず幅広い世代の交流の促進による本市への人の流れをつくり出します。

基本 目標 5

市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる

(市民協働・行財政分野)

市民が主役となるまちづくりを推進していくために、市民と行政が様々な媒体や機会を通じて情報を共有し、一体となり共に考え、共に行動する体制を強化します。

また、ボランティア活動の促進や地域活動団体への支援の充実等、市民一人ひとりが地域活動に積極的に参加できるまちづくりを推進します。

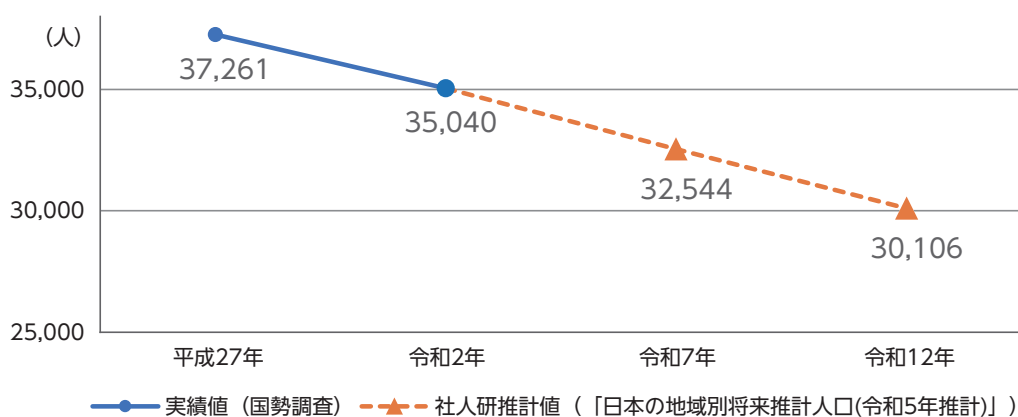
市の財政状況に応じた効果的かつ効率的な行財政運営を進めるとともに、職員の資質向上、行財政改革、広域連携等を推進し、市民サービスの向上を図ります。

3 人口推計

計画の前提となる人口フレームについて、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が公表している「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」をみると、令和2年（2020年）に35,040人であった人口は、令和7年（2025年）には32,544人、令和12年（2030年）には30,106人になると推計されています。

また、年齢3区分別人口の構成比では、令和2年（2020年）からの10年間で、15歳未満の「年少人口」と15歳以上から64歳までの「生産年齢人口」の割合が減少する一方、65歳以上の「老年人口」が増加し、高齢化率が40%を超えることが予想されています。

図表-1 総人口の推移



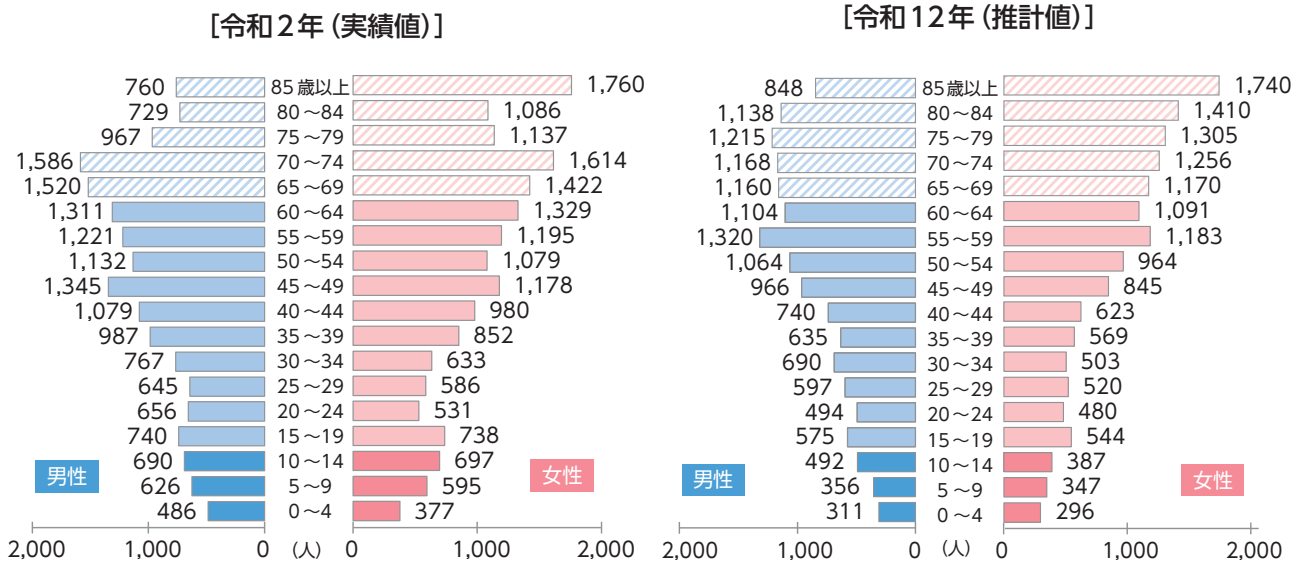
※社人研推計（平成30年推計）を基に匝瑳市まち・ひと・しごと創生本部が作成した独自推計では、令和7年は33,504人、令和12年は31,707人を見込んでいる。

（匝瑳市人口ビジョン（令和2年1月改訂）における人口の将来展望）

図表-2 年齢3区分別人口の構成比

	令和2年(実績値)	令和7年(推計値)	令和12年(推計値)
総人口	35,040人 (割合)	32,544人 (割合)	30,106人 (割合)
0～14歳(年少人口)	3,471人 9.9%	2,776人 8.5%	2,189人 7.3%
15～64歳(生産年齢人口)	18,984人 54.2%	17,176人 52.8%	15,507人 51.5%
65歳以上(老年人口)	12,581人 35.9%	12,592人 38.7%	12,410人 41.2%
年齢不詳	4人 0.0%	— —	— —

図表- 3 人口ピラミッド(年齢5歳階級別人口)の比較



※上記図表-1、図表-2及び図表-3はいずれも、平成27年・令和2年の数値は国勢調査、令和7年・12年の数値は社人研「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」の値である。

4 匝瑳市の主要課題

(1) 急速に進行する人口減少への対応と住み続けられるまちづくり

本市の人口は平成7年(1995年)をピークに減少を続け、死亡が出生を上回る自然減の加速と若者世代の市外流出により、令和2年(2020年)までの25年間で2割程度の減少となっています。人口減少の進行により、令和4年(2022年)4月には、旧野栄町の区域が過疎法に基づく過疎地域として指定されました。

急速に進む人口減少に歯止めをかけるためには、「市内外から魅力を感じる住環境や雇用環境を実現」、「人の流れを変え、人口流出に歯止めをかける」、「出生率向上に向けた幅広い施策の集中的な展開」の視点に立ち、それぞれの地域において、その特性を活かした取組を進めることが必要です。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加する中で、高齢者が地域で暮らし続けていけるよう、医療と介護の連携や関係機関との連携強化を図るとともに、生活支援体制の充実・強化を行い、地域包括ケアシステム*の構築を推進する必要があります。

さらに、ライフスタイルの多様化等に伴い、子どもや子育てを取り巻く環境が変化している現状を踏まえ、子育て世代のニーズを把握し、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進していく必要があります。

令和4年(2022年)12月に実施した「第2次匝瑳市総合計画中期基本計画策定のための市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)では、現在の医療体制に「不安を感じる」との回答が8割を超えており、市民病院の機能強化や施設の老朽化への対応、救急医療体制の充実等、安心できる医療体制が求められています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療供給体制のひっ迫や経済活動の停滞等、本市においても大きな影響を受けましたが、新たな感染症等の脅威に対応し得る体制を整えるとともに、健康・福祉・医療・介護の充実を図り、各分野が連携して市民一人ひとりを地域で支える環境づくりが大切です。

(2) 地域産業の振興

人口減少・少子高齢化に伴い、生産年齢人口が減少しています。特に基幹産業である農業では、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)までに総農家数が2割以上減少し、担い手の確保が課題となっています。

また、産業のグローバル化やデジタル化の急速な進展等による産業構造の変化に伴い、事業所数・従業者数の減少が進む等、本市を取り巻く社会経済状況は厳しさを増しています。

一方で、銚子連絡道路の延伸整備と圏央道(首都圏中央連絡自動車道)の全線開通による広域道路ネットワークの実現等により、周辺の地域経済に好循環をもたらすことが期待されています。

このような状況の中、魅力と活力のあるまちづくりを推進していくためには、本市を取り巻く状況の変化も的確に捉えつつ、地域資源をフル活用し、各種産業の生産及び経営基盤を強化する支援を行うとともに、農林水産業、商工業及び観光業の連携を促進することが重要です。また、自己の能力が発揮でき、自身の生活や価値観を大事にした働きがいのある職場環境や、女性や高齢者等の就労支援への取組も必要です。

さらには、観光業の活性化や各種イベント等を通じて、地域内外の交流人口を増加させることも重要な課題です。

(3) 環境保全・持続可能な社会の形成と安心・安全の確保

美しい里山の緑や九十九里海岸等、本市には豊かな自然が広がっています。市民意識調査でも、環境保全活動への関心は高く、本市の豊かで美しい自然環境を守るため、ごみの減量化や廃棄物不法投棄の監視等を進め、市民一人ひとりの意識の醸成を図り、循環型社会を目指した環境にやさしい取組を進める必要があります。

国を挙げて脱炭素社会の実現に取り組んでいる中で、脱炭素に資するまちづくりに向けて様々な分野における取組が必要です。加えて、「誰一人取り残さない」ことを理念とする「SDGs」（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の達成に向けた取組も求められています。

また、快適で安全な生活を営むためには、公園や生活道路等の計画的な都市基盤の整備を推進するとともに、増加傾向にある管理不全な空き家に対する対策が求められています。

さらに、近年の異常気象等による自然災害の甚大化や首都直下地震・南海トラフ地震の切迫性が危惧され、安心・安全への関心は、さらに高まっています。防災や減災に向けた対策や、交通事故や犯罪等の危険から市民を守る安心・安全な地域づくりが求められており、災害等への迅速かつ的確な対応、交通安全対策の強化や市民の防犯意識の向上を図るとともに、消防・防災、交通安全及び防犯の適切な体制整備が必要となっています。

(4) 市民一人ひとりの能力の発揮

次代を担う子ども達の「郷土を誇りに思う心」をはぐくみ、地域の中で伸び伸びと成長する、また、人々が探究心や向上心を持ち続けることは活気あるまちづくりに欠かすことはできません。

子ども達の学ぶ意欲を育て、「生きる力」を育成するために、情報化やグローバル化への的確な対応を図りながら、基礎学力の定着に取り組んでいく必要があります。

そして、年齢や障害の有無にかかわらず、それぞれの関心に合わせて、生涯にわたって主体的に学び、その能力や技術を向上させることのできる環境づくりのほか、これまで継承されてきた地域文化の一層の保存・継承等も、活気あるまちづくりにつながる取組として必要です。

また、男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において自らの個性と能力を十分に発揮できる社会の実現がこれまで以上に求められています。

(5) 市民協働と持続可能な行財政運営

市民、行政それぞれのニーズが多様化し、また、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、地域の様々な課題解決に向け、地域社会の連帯感のさらなる醸成と地域づくり活動の活性化を図る必要があります。市民との協働を円滑に進めるための仕組みづくりや、まちづくりを担う人材及び組織の育成が求められています。

また、市の財政は、人口減少に伴う市税収入の伸びが見込めない一方で、社会保障関係経費の増加や義務的経費の増大のほか、公共施設の建替え等の先送りできない事業が検討されていることから、より厳しい状況になることが予想されます。

さらに、人口減少・少子高齢化の進行やデジタル化の進展等、社会環境の変化に伴う新たな課題も生じています。

このため、的確な財政見通しと経営的な視点からこれら課題にスピード感を持って対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換を目指して今まで以上に歳入の確保、経費の削減、事業の重点的・効率的な実施等を図る必要があります。

加えて、市民の生活圏が拡大するにつれて、市域を越えた広域的な取組が一層重要になっています。このため、近隣自治体及び国・県との協力関係をより深めながら、共通の課題や広域的な行政需要に取り組むことが大切です。

(6) 市民意識調査からの課題

【人口減少を抑制する取組】

人口減少を抑制するための重要な取組について、市民意識調査においては「若者の働く場の確保と雇用の創出」が72.7%と最も高く、次いで「子育て家庭に対する支援の充実」(39.1%)等となっており、この傾向は、前回市民意識調査(平成30年実施)と同様です。市民の暮らしに元気と活力をもたらすのは地域産業であり、若者の働く場や雇用に重点を置き、新たな価値を創造していく取組や仕組みづくりが求められています。

さらに、定住意向は70.3%となっており、子育て支援対策のさらなる充実等、若い世代が「匝瑳市に住みたい」「住んで良かった」「住み続けたい」と思えるよう、まちの魅力の向上・発信に継続して取り組むことにより、定住意向を高めていく必要があります。

【施策の満足度と重要度の関係】

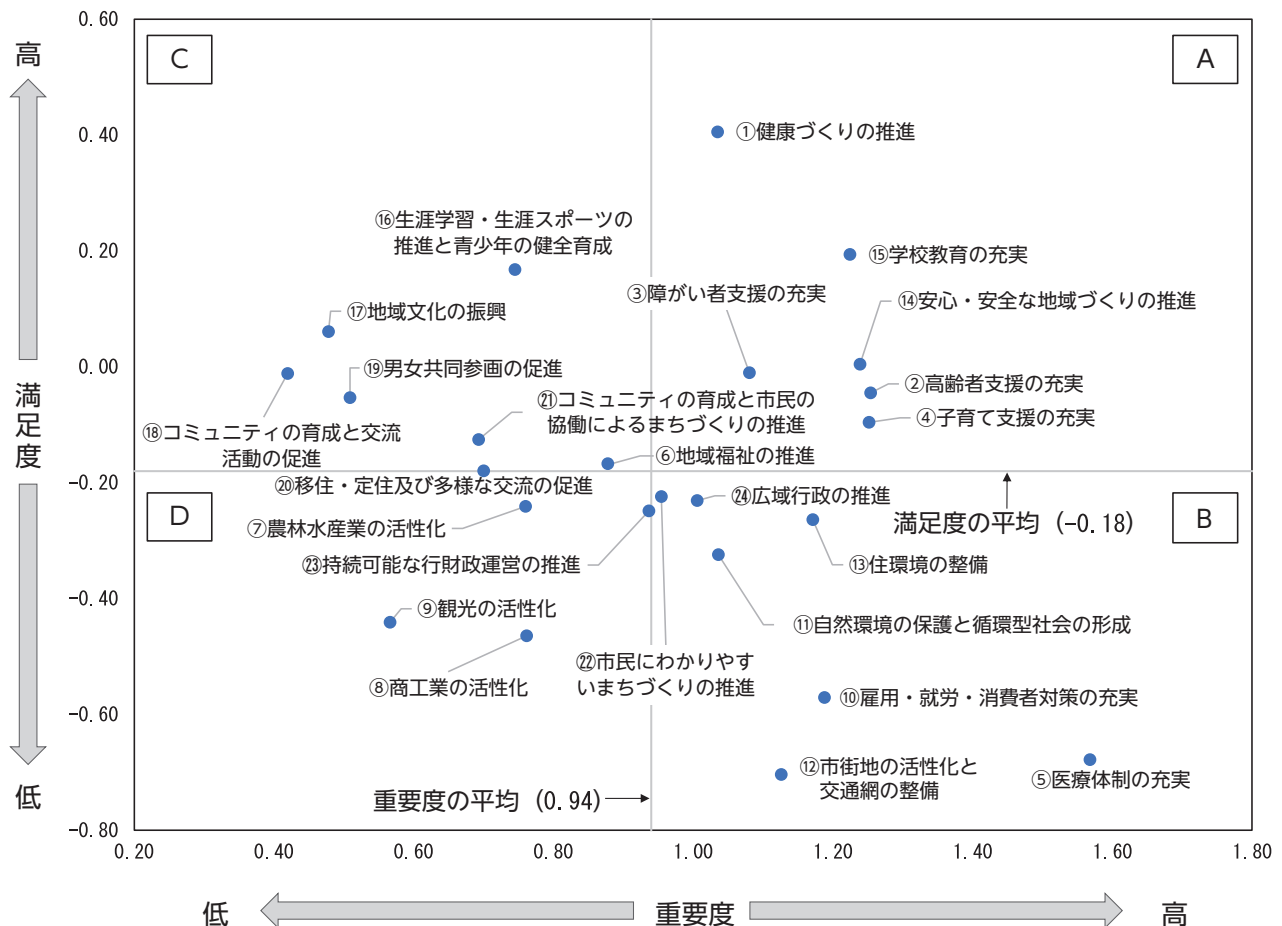
施策の満足度と重要度の関係を見ると、満足度が高く、かつ、重要度の高い施策は、別図(図表-4 施策の満足度と重要度の関係(散布図))の「A領域」に示されています。「健康づくりの推進」「学校教育の充実」「安心・安全な地域づくりの推進」「高齢者支援

の充実」「子育て支援の充実」「障がい者支援の充実」の施策について、引き続き推進が求められています。

これに対し、重要度が高いにもかかわらず満足度の低い施策は「B領域」に示されています。ここでは、「医療体制の充実」「雇用・就労・消費者対策の充実」「市街地の活性化と交通網の整備」「住環境の整備」「自然環境の保護と循環型社会の形成」「市民に分かりやすいまちづくりの推進」「広域行政の推進」の施策があげられます。

市民病院の診療体制の充実と病院事業の安定した運営や、働く場の確保に加えてまちの資源を最大限活かした魅力的な空間づくりとにぎわいのあるまちづくり、さらには海と里山のある匝瑳の風土を肌で感じられる環境づくりといった施策は、市民の満足度の向上につながるとともに、本市の強みの発揮にもなることから、施策の拡充や事業手法の再検討を図る必要があります。

図表-4 施策の満足度と重要度の関係(散布図)



資料 令和4年市民意識調査

※本図は、前期基本計画で掲げる基本施策に対する満足度と重要度を点数換算した上で、縦軸に満足度、横軸に重要度を置きその関係性を示したものである。交点はそれぞれの平均である満足度-0.18、重要度0.94となっている。

5 SDGsとの関係

SDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された国際指標です。

基本理念として、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しており、持続可能な社会を実現するため、17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成され、経済、社会及び環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

SDGsは、国も積極的に推進しており、その基本理念を踏まえた施策の展開を図ることが求められていることから、中期基本計画では、各施策とSDGsとの関連づけを行い、SDGsの達成と持続可能なまちづくりを目指すものとします。

SDGsの17の目標(ゴール)とアイコン

 <p>1. 貧困をなくす あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	 <p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する。</p>
 <p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および影響改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	 <p>11. 住み続けられるまちづくりを 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。</p>
 <p>3. 人々に保健と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	 <p>12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
 <p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>	 <p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。</p>	 <p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のための海洋資源を保全し、持続的に利用する。</p>
 <p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	 <p>15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の防止および生物多様性の損失の防止を促進する。</p>
 <p>7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	 <p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。</p>
 <p>8. 働きがいも経済成長も 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する。</p>	 <p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
 <p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。</p>	

第2章 リーディングプラン

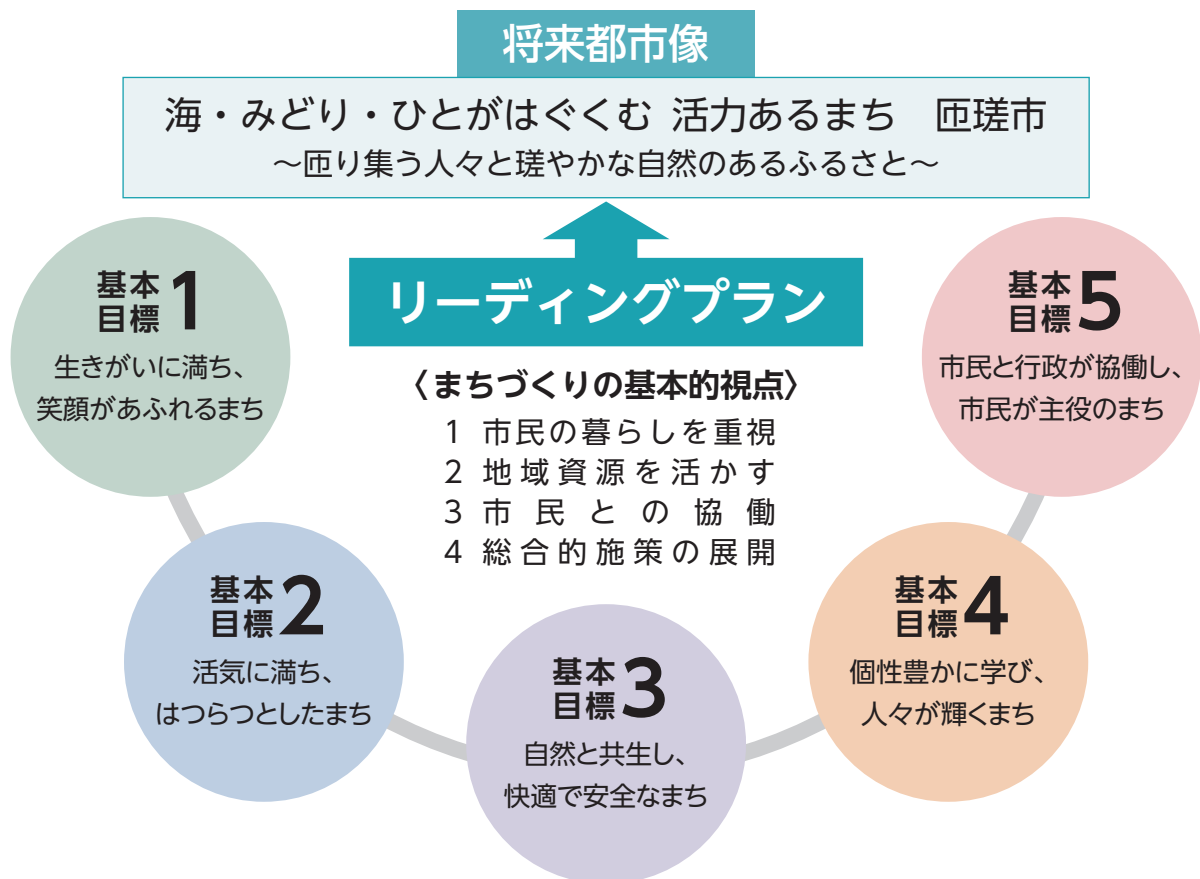
第2章 リーディングプラン

リーディングプランの位置づけ

先例のない人口減少と少子化・超高齢化が進む現状は、本市を取り巻く環境を一段と厳しいものにしています。

このような状況に対応し、目指す将来都市像である「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市 ~匝り集う人々と瑳やかな自然のあるふるさと~」の実現に向けて、引き続き優先的に取り組むべき施策を「リーディングプラン」として設定し、「まちづくりの基本的視点」を踏まえた分野横断的な取組による効果的な施策の推進を目指します。

加えて、第2次総合戦略による地方創生に向けた取組を一層推進します。



本市の主要課題

- 急速に進行する人口減少への対応と住み続けられるまちづくり
- 地域産業の振興
- 環境保全・持続可能な社会の形成と安心・安全の確保
- 市民一人ひとりの能力の発揮
- 市民協働と持続可能な行財政運営
- 市民意識調査からの課題
 - 人口減少を抑制する取組
 - 市民病院の診療体制の充実と病院事業の安定した運営
 - 働く場の確保、まちの資源を最大限活かした魅力的な空間づくりとにぎわいのあるまちづくり
 - 海と里山のある匝瑳の風土を肌で感じられる環境づくり

- 幅広い世代が安心して結婚、妊娠、出産、子育てを行えるように、経済的負担の軽減や相談体制の充実を図ります。また、病児・病後児保育等の多様な保育ニーズに対応し、切れ目のない支援を提供することにより、子どもを地域全体の宝として支え、子育てしやすい環境づくりを推進します。
- 子ども達の望ましい学習環境を整え、情報化・グローバル化に対応した教育、特色ある学校づくり等、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導及び支援を図ります。
- 子どもが犯罪等に関わらないための活動や交通事故を防ぐための交通安全教育を推進し、安心・安全な環境づくりを進めます。
- ハローワーク等の関係機関と連携し、地域の魅力ある企業を市民やUIJターン*を考えている人に幅広く周知し、地域への就労を促進します。また、雇用の場の確保を図るため、産業用地の整備や企業の誘致を推進するとともに、空き店舗を活用した起業家の支援に取り組みます。
- 豊かな自然と住み良い生活環境が広がる本市の魅力が伝わるよう、シティプロモーション活動を推進するとともに、出会いの機会の提供と併せて移住者に対する支援施策の充実を図る等、幅広い年代の移住・定住を促進します。

重点施策

生きがいに満ち、笑顔があふれるまち

《健康・福祉・医療・介護》

- 1-4-1 子育て家庭への支援の充実
- 1-4-2 地域全体で子育てを支える環境づくり
- 1-4-3 子育て世代の仕事と家庭の両立促進
- 1-4-4 母子の健康づくり支援の充実と児童虐待の防止

活気に満ち、はつらつとしたまち

《産業・経済》

- 2-2-2 企業立地の促進
- 2-2-3 経営基盤の強化及び起業等に向けた支援の充実
- 2-4-1 雇用・就労支援の充実

自然と共生し、快適で安全なまち

《生活環境・都市建設》

- 3-3-4 子育てしやすい住環境の整備
- 3-4-3 防犯体制の強化
- 3-4-4 交通安全対策の充実

個性豊かに学び、人々が輝くまち

《教育・交流・移住・定住》

- 4-1-1 生きる力をはぐくむ豊かな学校生活の充実
- 4-1-2 きめ細かな指導体制と相談支援の充実
- 4-2-3 青少年の健全育成
- 4-5-1 シティプロモーション活動の強化
- 4-5-2 移住・定住に対する支援の充実

- 人口減少が進む中、「まち」の活気を維持するために「ひと」の交流と、「しごと」の機会の拡充を図ります。
- 本市の基幹産業である農林水産業における所得向上を目指して、地産地消*の推進や6次産業化*、多様な地元製品のブランド化に加えて耕畜連携を進めるとともに、農業を軸とした異業種間連携による産業の振興を図ります。
- サーフィンやバーベキュー、キャンプといった海辺のレジャーや新鮮な魚介を楽しむことができる九十九里浜をはじめ、深い森に包まれ、歴史の重みを感じる飯高檀林跡や各種文化財のほか、各地域に存在する観光資源を活かしたまちづくりを推進します。また、それらの観光資源を散歩コースに組み込み、「散歩のまちづくり」の充実を図ります。さらに、「そうさ観光物産センター匝りの里」等を活用し、本市の認知度を高めるとともに、魅力ある観光情報をわかりやすく発信します。
- 市内外から気軽に訪れることができるよう、銚子連絡道路を核とした道路網の整備を推進し、市内全域のネットワーク化を進めるほか、公共交通機関の利便性の向上を図り、活気にあふれたにぎわいあるまちづくりを推進します。

重点施策

活気に満ち、はつらつとしたまち

《産業・経済》

- 2-1-1 生産基盤と経営体制の強化
- 2-1-2 販路の拡大と消費者ニーズへの対応
- 2-1-4 「日本有数の植木のまち」の推進
- 2-2-1 特色ある商店街の形成
- 2-2-3 経営基盤の強化及び起業等に向けた支援の充実
- 2-3-1 観光資源の整備と掘り起こし
- 2-3-2 体験・交流プログラムの充実
- 2-3-3 効果的な観光情報の発信
- 2-4-1 雇用・就労支援の充実

自然と共生し、快適で安全なまち

《生活環境・都市建設》

- 3-2-1 地域特性に応じた拠点の育成・整備
- 3-2-2 幹線道路の整備
- 3-2-3 公共交通機関の利便性の向上

個性豊かに学び、人々が輝くまち

《教育・交流・移住・定住》

- 4-3-2 歴史的建造物・文化財の保全とPR
- 4-5-3 多様な交流の促進

- 市民の生活と密接に関係しながら形成されてきた水田や畑、里山の自然を守るため、環境保全に向けた共同活動と先進的な営農活動を推進します。
- 九十九里海岸の環境保全のため、国・県等の関係機関への働きかけを行います。
- 自然環境の保全を通じて、うるおいと良好な風景の構成要素である生活と歴史に密着したみどりの保全を図り、地域性あふれる景観づくりとともに市民が親しみを持てるまちづくりを推進します。また、ごみのポイ捨てや不法投棄がないようマナー・モラルの向上を図り、清潔で美しいまちづくりを推進します。
- 歴史ある環境資源を次世代へ残していくため、ごみの発生抑制やリサイクルの推進、再生可能エネルギーの普及等により、質の高い循環型社会の構築及び地域の脱炭素化に積極的に取り組み、地球温暖化対策を推進します。

重点施策

活気に満ち、はつらつとしたまち

《産業・経済》

- 2-1-5 自然環境に配慮した農林水産業の推進
- 2-3-1 観光資源の整備と掘り起こし

自然と共生し、快適で安全なまち

《生活環境・都市建設》

- 3-1-1 地球温暖化対策の推進
- 3-1-2 循環型社会に向けた取組の推進
- 3-1-3 自然環境保護・環境美化活動の促進
- 3-3-2 自然・文化と調和した住環境づくりの推進



畑でのソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）

- 災害時における市民の迅速かつ安全な避難を促すため、ハザードマップ*等を活用した避難に関する情報の周知徹底と防災意識の向上に努めるとともに、平時から市民と行政との連携を強めることにより、地域防災力の強化を図ります。
- 高齢者や障害者、子どもを地域ぐるみで守るために、関係機関との連携により、災害時の援護体制や、虐待等の早期発見のための体制強化を図ります。
- 高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防の支援等、地域包括支援センターの総合相談業務の充実を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができる地域包括ケアシステム*の構築を推進します。
- 市民病院の医療従事者の確保及び診療機能拡充に努めるとともに、診療所や周辺中核病院との機能分担と連携強化を図ります。
- 市民病院の老朽化への対応と併せて、今後の医療ニーズに適応できる新病院の建替え整備を推進し、安心できる医療体制の強化を図ります。
- 防犯灯の適正な管理や通学路の安全確保対策に取り組み、日常生活圏における安全性の向上を図ります。また、道路の整備や道路施設の適正な維持管理、土地等の適正な管理を通して、交通事故や犯罪の未然防止に努めます。

重点施策

生きがいに満ち、笑顔があふれるまち

《健康・福祉・医療・介護》

- 1-2-1 地域包括ケアシステムの充実
- 1-2-5 高齢者の虐待防止と権利擁護
- 1-3-1 生活支援サービスの充実
- 1-4-4 母子の健康づくり支援の充実と児童虐待の防止
- 1-5-2 新病院の建替え整備の推進
- 1-5-4 広域医療圏における連携強化
- 1-6-3 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

自然と共生し、快適で安全なまち

《生活環境・都市建設》

- 3-3-1 快適で安全な都市環境の整備
- 3-3-3 安心して暮らせる住環境づくりの推進
- 3-4-1 防災対策の強化
- 3-4-3 防犯体制の強化

個性豊かに学び、人々が輝くまち

《教育・交流・移住・定住》

- 4-1-4 学校内外の安全の確保

- 地域コミュニティの担い手として、町内会・自治会等、伝統的なコミュニティのほか、ボランティア・市民活動団体やNPO*法人等の自主的な活動の活性化を図り、市民協働で地域課題に取り組む環境づくりを推進します。
- 農林水産業、商工業、観光業の連携強化を図り、地域の特性や状況の変化を的確に捉えつつ、地域資源をフル活用し、産業の振興や多様な交流の拡大へと発展させていく体制づくりを推進します。
- 自主防災活動等を支える人材の育成とともに、地域の様々な団体や関係機関との連携を図り、地域防災力の強化及び地域全体での防犯活動を促進します。また、消防組合及び消防団の活動支援の充実に努め、地域の消防・救急体制の強化を図ります。
- 地域に開かれた学校づくりを推進し、地域の人材や意見を学校教育の場に活用することにより、家庭・地域との連携体制の強化に努めます。

重点施策

生きがいに満ち、笑顔があふれるまち

《健康・福祉・医療・介護》

1-6-4 地域福祉活動の活性化

活気に満ち、はつらつとしたまち

《産業・経済》

- 2-1-1 生産基盤と経営体制の強化
- 2-2-3 経営基盤の強化及び起業等に向けた支援の充実

自然と共生し、快適で安全なまち

《生活環境・都市建設》

- 3-4-1 防災対策の強化
- 3-4-2 消防・救急体制の強化
- 3-4-3 防犯体制の強化

個性豊かに学び、人々が輝くまち

《教育・交流・移住・定住》

- 4-1-3 学校・家庭・地域の連携強化

市民と行政が協働し、市民が主役のまち

《市民協働・行財政》

- 5-1-1 地域づくり活動の活性化支援
- 5-1-2 コミュニティの育成及び施設の整備・活用
- 5-1-3 市民と行政との協働によるまちづくりの推進

- 地域で活動する様々な組織との連携を図り、市民、地域活動団体及び企業等の多様な主体が積極的にまちづくり活動に参加する市民協働のまちづくりを推進します。
- 市民誰もが市政に参加し、意見交換や提言ができる場を充実させ、市民との情報の共有化及び開かれた市政運営を推進します。
- 第5次行政改革大綱に基づき、財政基盤強化のための自主財源等の確保に努めるとともに、効率的かつ柔軟な行財政運営体制の強化、事務事業の見直しによる事業の重点化・効率化、職員の資質向上等を図ることにより、持続可能な行財政運営を推進します。また、行政のデジタル化への確に対応し、業務の効率化を目指します。
- 日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴う様々な行政需要や課題に対し、近隣自治体と連携を図りつつ、国・県との協力体制を強化します。

重点施策

市民と行政が協働し、市民が主役のまち

《市民協働・行財政》

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 5-1-3 市民と行政との協働によるまちづくりの推進 | 5-3-3 効率的かつ柔軟な運営体制の強化 |
| 5-2-1 市政情報の積極的な公開・発信 | 5-3-4 職員の資質向上と人材育成の推進 |
| 5-3-1 歳入確保対策の推進 | 5-3-5 行政のデジタル化の推進 |
| 5-3-2 事務事業の合理化・効率化と経費節減 | 5-4-2 国・県との連携強化 |



匝瑳市市民提案型事業に採択された県立飯高特別支援学校による活動
(令和4年度)

第3章 施策の展開

第3章 施策の展開

施策の体系 >>>

基本目標 1 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる（健康・福祉・医療・介護分野）

施策 1-1 健康づくりの推進

- 1-1-1 健康意識の向上
- 1-1-2 疾病の早期発見と予防の推進
- 1-1-3 相談支援の充実
- 1-1-4 健康づくり支援体制の充実
- 1-1-5 「食育」の推進

施策 1-2 高齢者支援の充実

- 1-2-1 地域包括ケアシステムの充実
- 1-2-2 認知症対策の推進
- 1-2-3 介護保険サービスの充実
- 1-2-4 介護予防の推進
- 1-2-5 高齢者の虐待防止と権利擁護
- 1-2-6 活躍の場と生きがいの創出

施策 1-3 障害者支援の充実

- 1-3-1 生活支援サービスの充実
- 1-3-2 広報・啓発の充実
- 1-3-3 保健・医療との連携
- 1-3-4 療育・教育体制の充実
- 1-3-5 就労支援・社会参加の促進

施策 1-4 子育て支援の充実

- 1-4-1 子育て家庭への支援の充実
- 1-4-2 地域全体で子育てを支える環境づくり
- 1-4-3 子育て世代の仕事と家庭の両立促進
- 1-4-4 母子の健康づくり支援の充実と児童虐待の防止

施策 1-5 医療体制の充実

- 1-5-1 国保匝瑳市民病院の機能強化と情報発信
- 1-5-2 新病院の建替え整備の推進
- 1-5-3 身近な医療体制の充実
- 1-5-4 広域医療圏における連携強化

施策 1-6 地域福祉の推進

- 1-6-1 福祉意識の醸成
- 1-6-2 地域の福祉課題の把握と共有
- 1-6-3 避難行動要支援者の避難支援体制の構築
- 1-6-4 地域福祉活動の活性化
- 1-6-5 低所得者等に対する支援の充実

基本目標 2 活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる（産業・経済分野）

施策 2-1 農林水産業の活性化

- 2-1-1 生産基盤と経営体制の強化
- 2-1-2 販路の拡大と消費者ニーズへの対応
- 2-1-3 農業を通じた都市住民との交流促進
- 2-1-4 「日本有数の植木のまち」の推進
- 2-1-5 自然環境に配慮した農林水産業の推進

施策 2-2 商工業の活性化

- 2-2-1 特色ある商店街の形成
- 2-2-2 企業立地の促進
- 2-2-3 経営基盤の強化及び起業等に向けた支援の充実

施策 2-3 観光の活性化

- 2-3-1 観光資源の整備と掘り起こし
- 2-3-2 体験・交流プログラムの充実
- 2-3-3 効果的な観光情報の発信

施策 2-4 雇用・就労・消費者対策の充実

- 2-4-1 雇用・就労支援の充実
- 2-4-2 安心・安全な消費生活支援

基本目標 3 自然と共生し、快適で安全なまちをつくる（生活環境・都市建設分野）

施策 3-1 自然環境の保護と循環型社会の形成	3-1-1 地球温暖化対策の推進 3-1-2 循環型社会に向けた取組の推進 3-1-3 自然環境保護・環境美化活動の促進
施策 3-2 市街地の活性化と交通網の整備	3-2-1 地域特性に応じた拠点の育成・整備 3-2-2 幹線道路の整備 3-2-3 公共交通機関の利便性の向上
施策 3-3 住環境の整備	3-3-1 快適で安全な都市環境の整備 3-3-2 自然・文化と調和した住環境づくりの推進 3-3-3 安心して暮らせる住環境づくりの推進 3-3-4 子育てしやすい住環境の整備
施策 3-4 安心・安全な地域づくりの推進	3-4-1 防災対策の強化 3-4-2 消防・救急体制の強化 3-4-3 防犯体制の強化 3-4-4 交通安全対策の充実

基本目標 4 個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる（教育・交流・移住・定住分野）

施策 4-1 学校教育の充実	4-1-1 生きる力をはぐくむ豊かな学校生活の充実 4-1-2 きめ細かな指導体制と相談支援の充実 4-1-3 学校・家庭・地域の連携強化 4-1-4 学校内外の安全の確保
施策 4-2 生涯学習・生涯スポーツの推進と青少年の健全育成	4-2-1 生涯学習の推進 4-2-2 生涯スポーツの振興 4-2-3 青少年の健全育成
施策 4-3 地域文化の振興	4-3-1 芸術文化にふれあう機会の充実 4-3-2 歴史的建造物・文化財の保全と PR 4-3-3 伝統文化の継承促進
施策 4-4 男女共同参画の促進	4-4-1 男女共同参画の推進体制の充実 4-4-2 誰もが能力を発揮できる地域社会づくりの推進
施策 4-5 移住・定住及び多様な交流の促進	4-5-1 シティプロモーション活動の強化 4-5-2 移住・定住に対する支援の充実 4-5-3 多様な交流の促進

基本目標 5 市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる（市民協働・行財政分野）

施策 5-1 コミュニティの育成と市民との協働によるまちづくりの推進	5-1-1 地域づくり活動の活性化支援 5-1-2 コミュニティの育成及び施設の整備・活用 5-1-3 市民と行政との協働によるまちづくりの推進
施策 5-2 市民にわかりやすいまちづくりの推進	5-2-1 市政情報の積極的な公開・発信 5-2-2 市民の意見を聴く機会の充実 5-2-3 議会の活性化
施策 5-3 持続可能な行財政運営の推進	5-3-1 歳入確保対策の推進 5-3-2 事務事業の合理化・効率化と経費節減 5-3-3 効率的かつ柔軟な運営体制の強化 5-3-4 職員の高質向上と人材育成の推進 5-3-5 行政のデジタル化の推進
施策 5-4 広域行政の推進	5-4-1 近隣自治体との連携強化 5-4-2 国・県との連携強化

施策1-1 健康づくりの推進

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

市民一人ひとりが自らの健康状態を知り、健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりに関する意識の向上と正しい知識の普及を推進します。

また、生涯にわたって健康づくり活動が自主的に行われるよう、活動の支援体制の充実を図り、すべての市民が自分に合った取組を実践し、心身ともに充実した暮らしを営むことができる環境づくりを進めます。

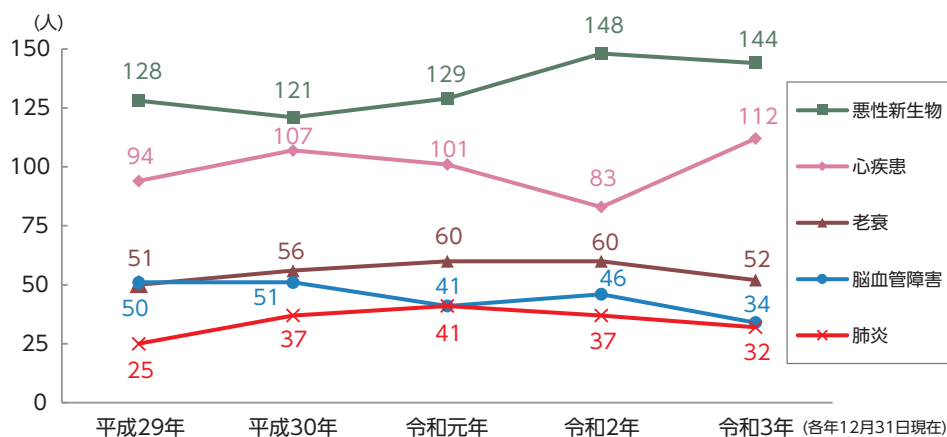
【施策推進の背景と課題】

悪性新生物(がん)・心疾患・脳血管疾患等、生活習慣に起因する疾患が死因の多くを占めています。このため、生活習慣病の予防と改善を中心とした健康増進、発症予防等、個人の健康づくりの支援に努めています。

市民意識調査の結果をみると、健康的な生活を送れていると感じている市民は8割近くとなっており、市民一人ひとりが自己の健康状態を把握し、疾病の早期発見、早期治療に結びつけていくことが必要です。

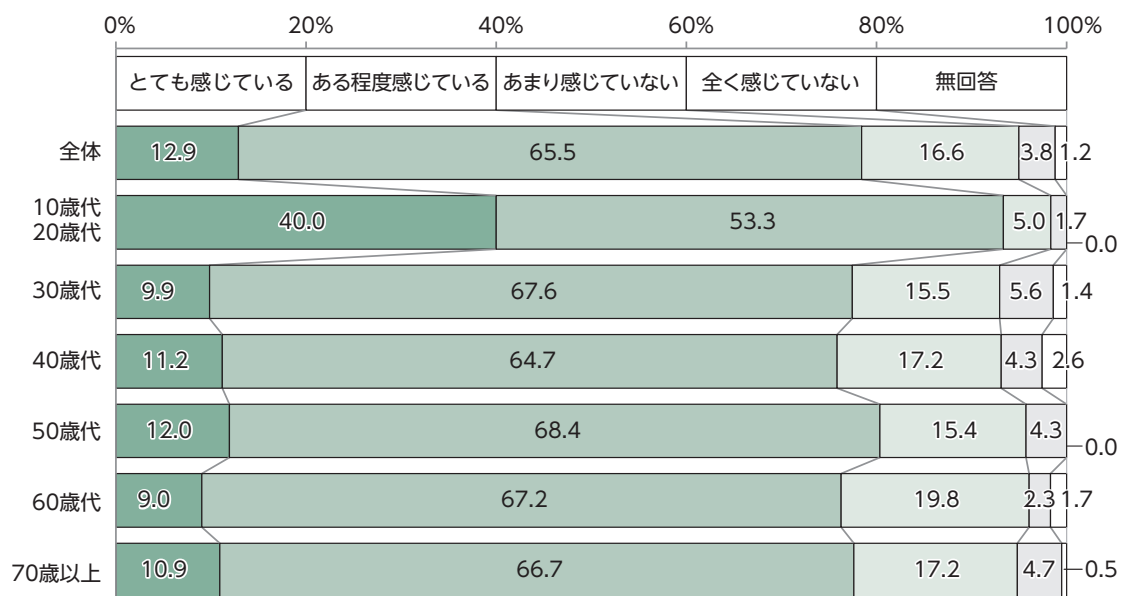
また、できるだけ長く心身ともに健康で暮らすことができるよう、疾病予防の啓発、若年期からの正しい生活習慣の習得と社会的ストレスの軽減に取り組んでいくことが必要です。

図表-5 主な死因別死亡数の推移



資料 千葉県衛生統計年報

図表-6 健康的な生活を送れていると感じている市民の割合



資料 令和4年市民意識調査

1-1-1 健康意識の向上


取組方針

健康に関する正しい知識の普及と健康に対する意識啓発を図ることで、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康づくり活動に取り組めるよう支援します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
健康づくり啓発事業の充実	市民があらゆる病気や健康行動に対する正しい知識を習得できるよう、ライフステージに応じた啓発事業の充実に努めます。	健康管理課
自ら取り組む健康づくりの推進	健康づくりに対する意識を高め、健康づくりに取り組むきっかけづくりに努めます。	健康管理課
歯と口腔の健康づくりの推進	歯や口腔衛生に関心を持ち、正しい口腔衛生習慣を身につけることができるよう、正しい知識の普及啓発に努めます。	健康管理課
心の健康づくりの推進	心の病気に関する情報や自殺予防に関する情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知や専門機関につなげる体制を整備します。	福祉課 健康管理課
地区組織への啓発	地域の健康づくり活動を担う団体等に対して健康教育を行う等、健康づくり意識の啓発に努めます。	健康管理課 高齢者支援課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
健康教育・教室参加人数	1,345人/年 ※令和4年度	5,200人/年
団体やボランティア等への研修会開催回数	6回/年 ※令和4年度	10回/年
健康的な生活を送れていると感じている市民の割合	78.4% ※令和4年12月	

1-1-2 疾病の早期発見と予防の推進

取組方針

健康診査・各種検診の充実を図り、生活習慣病や感染症等の疾病の早期発見・早期治療の促進、疾病の予防に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
受診勧奨の推進	各種健康診査・検診の受診率向上のため、工夫した受診勧奨に努めます。	健康管理課 市民課
各種健康診査・検診等予防事業の充実	効果的な予防事業の実施に向けて、市民のニーズに応じた受診しやすい各種健康診査・検診の導入に努めます。	健康管理課 市民課
感染症対策の強化	各種感染症に関する情報提供を行い、予防接種を促進します。	健康管理課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
メタボリックシンドローム*出現率	19.9% ※令和4年度	19.3%
がん検診受診率	11.8～46.2% ※令和4年度	50.0%
特定健康診査*受診率	36.9% ※令和4年度	60.0%
麻疹・風疹(MR)のワクチン*接種率	91.1% ※令和4年度	95.0%以上

1-1-3 相談支援の充実

取組方針

保健指導の充実を図り、市民が継続的に健康づくりに取り組めるように支援します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
健康診査後の相談・指導の推進	市の健康課題を分析し、相談・保健指導に役立っています。また、食習慣や運動習慣等の改善に向けた、個別性を重視した効果的できめ細かな保健指導を実施します。	健康管理課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
健康相談利用人数(成人)	716人/年 ※令和4年度	1,000人/年

1-1-4 健康づくり支援体制の充実

取組方針

健康づくり支援に関わる職員の質を高め、市民の健康づくりを支援します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
職員の専門知識の向上	質の高い相談支援を行うために、職能別の研修等による職員の専門知識の向上に努めます。	健康管理課
相談体制の強化	専門的人材を確保し、相談支援に応じることができる体制づくりや関係機関との連携に努めます。	健康管理課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
専門職の専門的研修への参加回数	1人当たり年平均1.75回 ※令和4年度	1人当たり年平均2回

1-1-5 「食育」の推進

取組方針

食の大切さを理解し、正しい食習慣の実践へ向けた継続的な啓発や情報提供、各種体験教室等を実施します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
健康管理のための「食」の推進	「食」と「健康」が密接な関係にあることから、市民一人ひとりが食育に関する関心を深め、安全で健康的な食事についての正しい知識と選択する力を身に付けられるよう支援します。また、様々な媒体を通じた、食品の安全性や栄養に関する情報提供を行います。	健康管理課 農林水産課
「食」を支える「農」との連携推進	「食」を支える「農」の重要性を踏まえて、関係団体や事業者との連携を図りながら、地産地消*や食に関する知識の普及等の取組を推進します。	農林水産課 健康管理課
「食」を理解する学びの機会の提供と人材の育成	「食」の大切さや学校給食の役割、家庭での食事の重要性等についての啓発に努めるとともに、体験教室等の開催を通じた意識の醸成を図ります。また、保健推進員や食育ボランティア等、食育にかかわる人材の育成を支援します。	健康管理課 農林水産課 学校教育課

■ 数値目標

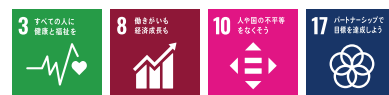
指 標	現 状	目 標 (令和9年度)
食べ残しや廃棄を減らす努力をしている市民の割合	57.3% ※令和3年7月	80.0%
自分の食事が栄養バランスに偏りがあると不安に思っている市民の割合	38.2% ※令和3年7月	⇩



健康アップ教室

施策1-2 高齢者支援の充実

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

高齢者が地域でいきいきと元気に暮らしていくことができるよう、地域包括ケアシステム*の構築や介護保険サービスの充実に努めるとともに、高齢者の自立支援、要介護状態の軽減・悪化防止を図り、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、高齢者が自らの体力や志向に応じて自主的に活動できる場や、これまで培ってきた技術、経験を活かすことのできる場の充実に図ります。

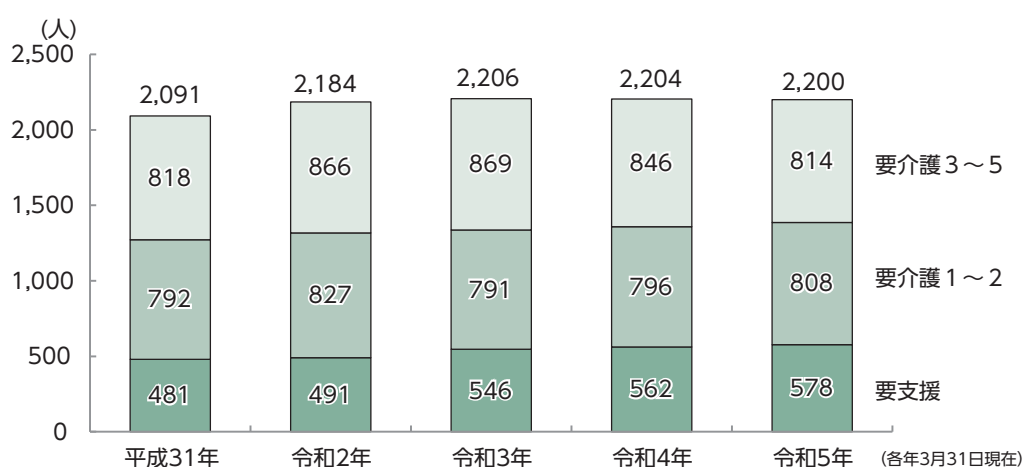
【施策推進の背景と課題】

要介護・要支援認定者数が増加傾向にある中、高齢者の自立した暮らしを維持するためには、要介護状態への移行や重度化を防ぐための介護予防の取組が一層重要度を増しています。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していく中で、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、医療と介護の連携や関係機関との連携強化を図るとともに、生活支援体制の整備等を行い、地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

一方で、「元気に歳を重ねていく」ための支援を充実させていくことが重要であり、高齢者が持つ豊富な知識や培われてきた技能を発揮することのできるまちづくりを進めていくことが必要です。

図表-7 要介護・要支援認定者の推移



資料 市高齢者支援課

1-2-1 地域包括ケアシステムの充実

取組方針

自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム*)の構築を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
総合相談の周知・啓発	地域包括支援センターにおいて実施している高齢者や介護家族に対する総合的な相談の周知・啓発に努めます。	高齢者支援課
関係機関との連携強化	地域包括ケアシステムの構築へ向け、医療、介護、介護予防等の支援が包括的に提供できるよう、関係機関との連携強化を図ります。	高齢者支援課
一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの充実	急病や事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応がとれるよう、地域交流による見守り活動と緊急通報装置の利用を推進するとともに、定期的に高齢者と関わりを持つ民間事業者と連携して、高齢者の見守りネットワークの充実を図ります。	高齢者支援課
家族介護者に対する支援の充実	高齢者を介護している家族に対し、正しい介護技術の普及と身体的、精神的負担の軽減を図ります。	高齢者支援課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
地域ケア会議開催回数	25回/年 ※令和4年度	30回/年
緊急通報装置貸与件数	79件 ※令和4年度末	100件

1-2-2 認知症対策の推進

取組方針

認知症になっても地域で安心して暮らしていけるように、正しい知識の普及啓発を図る等、認知症の人を地域全体で支えることができる体制を整えていきます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
認知症地域支援体制の構築	認知症の人に対応した支援の充実や認知症地域支援推進員*等の専門性の高い人材の確保と併せ、認知症に対する正しい知識や対処方法の習得支援等、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。	高齢者支援課
関係機関等の連携の推進	認知症の人の状態に応じた適切な支援が提供されるよう、認知症疾患医療センター等の医療機関、地域包括支援センター、介護サービス従事者、認知症サポーター等の地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図ります。	高齢者支援課
認知症初期集中支援チームによる支援	認知症初期集中支援チームによる認知症の人やその家族に対する認知症初期段階の包括的かつ集中的な支援を行っていきます。また、認知症初期集中支援チーム検討委員会において、チームの活動状況及び認知症施策の検討を行っていきます。	高齢者支援課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
認知症サポーター養成講座受講者数	延べ5,546人 ※令和4年度末	延べ7,000人
認知症地域支援推進員配置人数	6人 ※令和4年度末	9人

1-2-3 介護保険サービスの充実

取組方針

利用者のニーズに対応できるよう、サービス提供体制の確保及び質の向上を図り、安心してサービスが利用できる体制と仕組みづくりを推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
介護支援専門員へのサポートの充実	介護支援専門員の資質を高めるための取組の充実を図るとともに、相談・指導及び困難事例に対する助言等を行います。また、事例検討会や介護保険事業者連絡会における研修会を開催し、情報交換や技術・知識の習得の場を設定する等の支援を行い、地域の実情に合ったケアマネジメント*ができる環境の構築を図ります。	高齢者支援課

取組	取組の概要	主管課
サービス提供基盤の指導	需要の高まりに応じた介護保険サービス基盤の強化及びサービスの質を高めるための指導の徹底に努めます。	高齢者支援課
介護人材の確保	介護支援専門員や介護福祉士等の介護に関する専門的人材の養成及び資質の向上に努めます。	高齢者支援課
介護保険サービスの利用促進	社会福祉法人に対し利用者負担軽減制度事業の実施を促進し、低所得者で生計が困難な人の介護保険サービスの利用を促進します。	高齢者支援課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
介護職員初任者研修等受講費用助成金交付者数	延べ20人 ※令和4年度末	延べ70人

1-2-4 介護予防の推進

■ 取組方針

高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきとした生活を送ることができるよう、介護予防・重度化防止、生活支援の充実、通いの場や生きがいがづくりの場の創出等を図ります。

■ 取組内容

取組	取組の概要	主管課
介護予防・生活支援サービス事業の充実	既存のサービスに加えて、NPO*法人、民間企業、ボランティア等、地域の多様な主体による高齢者の生きがい対策や介護予防を支援し、高齢者の互助・自立を促します。	高齢者支援課
一般介護予防事業の充実	介護予防のため「いきいき百歳体操」の普及を図る等、市民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。	高齢者支援課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
多様な主体による介護予防・生活支援サービスの実施	未実施 ※令和4年度末	実施

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
いきいき百歳体操の参加者数	755人 ※令和4年度末	1,000人

1-2-5 高齢者の虐待防止と権利擁護

取組方針

高齢者虐待の防止に関する理解促進と関係機関との連携強化により、虐待の防止及び早期発見と適切な対応に努めます。また、成年後見制度*に関する相談・情報提供の充実を図り、利用促進を図ります。

取組内容

取 組	取組の概要	主管課
高齢者虐待防止のための意識啓発とネットワークづくり	高齢者虐待の防止に関する正しい知識の普及や理解を深める取組を推進するとともに、関係機関とのネットワークを構築し、虐待の防止及び早期発見・対応につなげます。	高齢者支援課
養護者に対する支援	養護者が抱えている介護負担や生活上の課題等を分析し、養護者に対し適切な支援を行うことで、虐待の解消、再発防止、未然防止を図ります。	高齢者支援課
成年後見制度の周知と利用促進	権利擁護に関する相談窓口の充実に努めるとともに、成年後見制度の周知及び利用促進を図ります。	高齢者支援課 福祉課

数値目標

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
高齢者虐待防止ネットワークの構築	未構築 ※令和4年度末	構築
成年後見制度利用促進基本計画の策定	未策定 ※令和4年度末	策定

1-2-6 活躍の場と生きがいの創出

取組方針

これまで培われた経験や知識を活かしながら、生きがいを持って生活ができるよう、多くの人との交流機会や就業機会の確保等、社会参加への支援を図ります。

取組内容

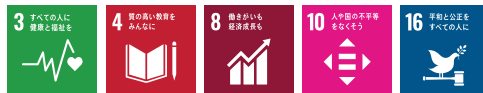
取組	取組の概要	主管課
シルバー人材センターの運営支援	登録者数の増加や新たな需要開拓等、シルバー人材センターの運営支援を行い、長年培ってきた経験や知識、技術を活かす就業機会の確保に努めます。	商工観光課
シニアクラブ活動の支援	シニアクラブへの活動の場の提供や活動費の助成、活動の幅を広げるための情報提供を行うとともに、新規加入の支援を図ります。	高齢者支援課
興味や意欲に応じた学習の場の充実	高齢者が興味や意欲に応じて学習することができる機会の充実を図るとともに、市が開催する講座等への参加促進を図ります。	生涯学習課
高齢者の知識や能力を発揮する場の充実	これまでの経験や生涯学習等で得た知識や技術を地域活動に還元する取組の充実に努めます。	高齢者支援課 生涯学習課
高齢者の集いの場づくりの支援	地域と連携・協力しながら「いきいき百歳体操」等を通して、高齢者が気軽に集うことができる集いの場づくりを支援するとともに、地域での自主的な交流活動を支援します。	高齢者支援課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
シルバー人材センター受注件数	2,239件/年 ※令和4年度	2,600件/年
寿大学講座(公民館・生涯学習センター)参加者数	1,101人/年 ※令和4年度	1,700人/年

施策1-3 障害者支援の充実

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

障害のある人が家庭や地域で自立した生活を送るために、専門的人材の確保・育成を図りながら、障害者(児)への福祉サービス提供基盤の充実と就労の拡大を図ります。

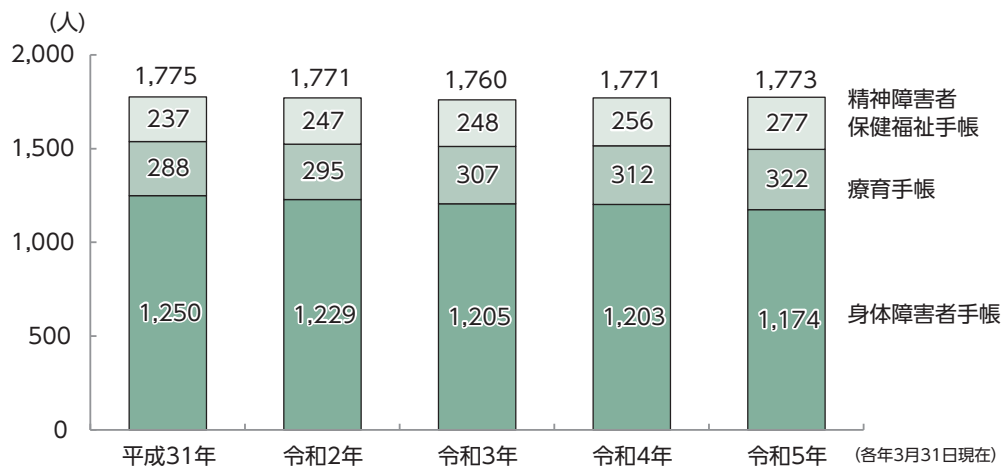
また、障害に対する正しい知識と理解を促す普及啓発や、様々な人との交流機会づくり等により障害のある人の社会参加を促進します。

[施策推進の背景と課題]

障害者自身や家族の高齢化が進み、発達障害等への対応の充実等、障害福祉へのニーズはますます多様化しており、「生活の場」の確保のための支援体制の整備や療育施設の充実に向けて、障害者施策のさらなる充実を図ることが求められています。

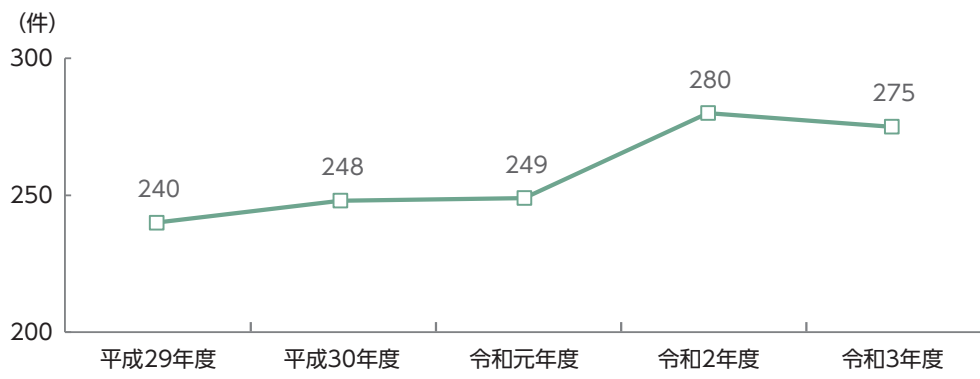
自立した日常生活や社会生活が営めるよう支援を行うとともに、障害者総合支援法や障害者差別解消法の理念に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図っていく必要があります。

図表-8 障害者手帳所持者数の推移



資料 市福祉課

図表-9 難病患者の状況(指定難病医療費助成制度受給状況)



資料 海匠保健所(海匠健康福祉センター)事業年報

1-3-1 生活支援サービスの充実

取組方針

基幹相談支援センターを中核とした関係機関等の相談支援ネットワークの強化、相談支援体制の充実により、一人ひとりの状況やニーズに応じた多面的なサービスを受けることができる支援体制を整備することで、生活の質の向上を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
サービス提供事業者の確保	障害の特性に応じたきめ細かなサービス提供を図るため、サービス提供事業者との連携を強化し、限られた社会資源の中で必要なサービスの確保に努めます。	福祉課
地域生活支援事業の周知	移動支援事業や日中一時支援事業等、地域生活を支える地域生活支援事業のさらなる周知と利用促進を図ります。	福祉課
地域活動支援センターの充実	いきいきと過ごすことのできる活動の場として、地域活動支援センターの受入体制の強化に努めます。	福祉課
生活の場の確保	障害のある人が自立した生活又は社会生活を営むことができるよう、利用状況やニーズを把握しながら、グループホーム等の施設の整備促進を図ります。	福祉課
相談支援体制の充実と周知	基幹相談支援センターを中心とし、相談支援事業者等の団体と連携強化及び調整を図り、相談支援が円滑に実施できる体制の整備を図ります。	福祉課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
地域活動支援センター事業所数・利用者数	2か所・41人/年 ※令和4年度	3か所・49人/年
施設から地域へ生活の場を移行する人数	1人 ※令和4年度末	3人

1-3-2 広報・啓発の充実

取組方針

すべての市民がお互いに尊重し、障害に対する理解を深めていくことができるよう、家庭や地域、学校、職場等のあらゆる場や機会を通じた啓発活動を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
福祉意識の高揚と正しい知識の普及	広報紙やパンフレット、ホームページ等による広報活動を行うほか、イベント等の機会を通じて積極的に福祉意識の高揚や障害に対する正しい知識の普及を図ります。	福祉課
交流機会の充実	「障害者週間」をはじめ、様々な機会において障害のある人もない人も一緒に参加できるイベントの開催を支援し、障害者自立支援協議会の活動のPRに努めます。	福祉課
福祉教育の推進	学校教育において、ボランティア体験をはじめ障害に対する理解を深める取組を推進します。	福祉課 学校教育課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
広報紙への啓発記事掲載回数	4回/年 ※令和4年度	4回/年

1-3-3 保健・医療との連携

取組方針

関係機関と連携し、疾病等の早期発見に努めるとともに、ライフステージや心身の状況に応じた医療やリハビリテーションの的確な提供に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
疾病等の早期発見の促進	関係機関と連携をしながら、疾病の早期発見に向けた取組を推進します。また、発達支援については、個別相談の充実と匝瑳市マザーズホーム等との連携を促進します。	健康管理課 福祉課
各種医療制度等の周知	誰もが適切な医療を受けられるよう、医療に対する各種助成制度の充実及び周知の徹底を図ります。	健康管理課 市民病院 福祉課
リハビリテーションの充実	障害者の健康の維持・回復に向け、ライフステージや心身の状況に応じたリハビリテーションの充実を図ります。	福祉課

■ 数値目標

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
自立訓練 (機能訓練) 利用者数	0人/年 ※令和4年度	1人/年

■ 1-3-4 療育・教育体制の充実

■ 取組方針

障害のある人に対して家庭や地域が理解と認識を深めるとともに、福祉、医療、保健、教育の各分野が連携し、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進を図ります。また、障害の発見から相談・指導・支援に至るまでの一貫した療育・教育を行うための相談支援体制の充実に努めます。

■ 取組内容

取 組	取組の概要	主管課
療育施設の充実	障害児の健全な成長を促進するための施設・体制の充実に努め、保護者等に対する助言・指導等、家庭への支援の充実に努めます。	福 祉 課
障害児保育の充実	障害児を受け入れる保育所を支援し、健常児との集団保育を通じて、障害児の健全な成長と健常児の障害に対する理解促進を図ります。	福 祉 課
特別支援教育*の充実	通常の学級において、すべての児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援 (インクルーシブ教育*) を図るとともに、障害のある児童生徒に対する合理的配慮の適切な提供を行います。	学 校 教 育 課
相談支援の推進	出生からの成育等を記録したライフサポートファイル*を活用し、障害の早期発見・早期療育から学校教育、進路指導に至るまでの一貫した相談支援を推進するとともに、関係機関との情報交換を進めます。	福 祉 課 学 校 教 育 課 健 康 管 理 課
家庭への相談支援の充実	関係機関と連携しながら、保護者等の関係者に対して助言・指導を行う等、家庭への支援の充実に努めます。	福 祉 課

■ 数値目標

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
匝瑳市マザーズホーム利用者 (1日当たり利用人数)	5人 ※令和4年度	10人

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
障害児保育実施か所数	12か所 ※令和4年度末	12か所
ライフサポートファイル*配布件数	11件/年 ※令和4年度末	13件/年

1-3-5 就労支援・社会参加の促進

取組方針

それぞれの障害の状況や能力、意欲に応じ、雇用・就労に向けた支援と経済的な支援の充実を図るとともに、幅広い地域社会活動への参加を促す環境整備を推進します。

取組内容

取 組	取組の概要	主管課
雇用機会の拡大と定着支援	関係機関との連携・協力のもと、各種制度の活用を促進しながら、雇用機会の拡大を図るとともに、就労後の定着に向けた指導を行います。	福 祉 課
福祉的就労の場の充実	一般雇用が困難な障害者の就労の場を確保するため、障害福祉サービスによる就労支援の充実を図るとともに、就労支援事業所や地域活動支援センターの充実を図ります。また、一般就労へ向けた支援の提供や工賃の向上等、さらなる利用者ニーズを充足できる体制づくりを目指します。	福 祉 課
障害者が気軽に参加できる活動の支援	各種文化活動等、障害のある人もない人も共に活動できる地域活動の構築を図ります。	福 祉 課 生涯学習課
障害者スポーツの推進	障害者スポーツ大会やレクリエーション活動等への参加を支援します。	福 祉 課 生涯学習課
移動支援及び意思疎通支援の充実	障害者の社会参加を促進するため、移動支援及び意思疎通支援の充実を図り、事業の周知を徹底します。	福 祉 課
割引制度・各種手当等の周知	公共交通機関や各種施設等が行う割引制度や各種手当の周知を徹底します。	福 祉 課
生活環境の整備	公共施設や公共交通機関をはじめ、様々な場においてバリアフリー*化を推進します。	関 係 各 課

■ 数値目標

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
移動支援事業利用者数	41人/年 ※令和4年度	42人/年
意思疎通支援事業利用者数	9人/年 ※令和4年度	10人/年
福祉的就労から一般就労に移行する人数	2人/年 ※令和4年度	2人/年



匠瑳市児童発達支援センター・マザーズホーム

施策1-4 子育て支援の充実

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

子育て世代の経済的負担軽減を図り、すべての親が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくりを推進します。地域全体に子育てに関する相互支援の輪を広げ、共に助け合い、子育て家庭が気軽に集まり相談できる拠点の充実を図ります。

また、妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実を図る等、地域の関係機関による切れ目のない支援を提供するとともに、ひとり親家庭への支援等の実施を図ります。さらに、子育て世代が仕事と家庭の両立を図れるよう環境づくりを推進します。

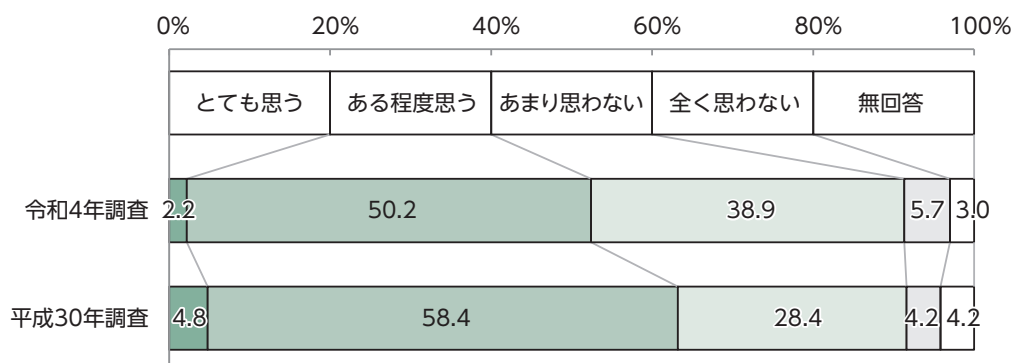
【施策推進の背景と課題】

共働き家庭の増加、女性就労者の就労形態の変化に伴い、多様な保育ニーズが高まっています。また、出産・子育てに係る経済的支援の充実や、保育所等や放課後児童クラブ等の充実を図る等の「子どもの居場所の確保」を求める声が挙がっています。

市民意識調査の結果をみると、子育てしやすい地域であると感じる人の割合は5割台となっており、平成30年(2018年)の調査結果よりも低くなっています。一方で、乳幼児健康診査を受診した保護者対象のアンケートでは、今後もこの地域で子育てをしていきたいと思う人の割合は9割超で推移しています。

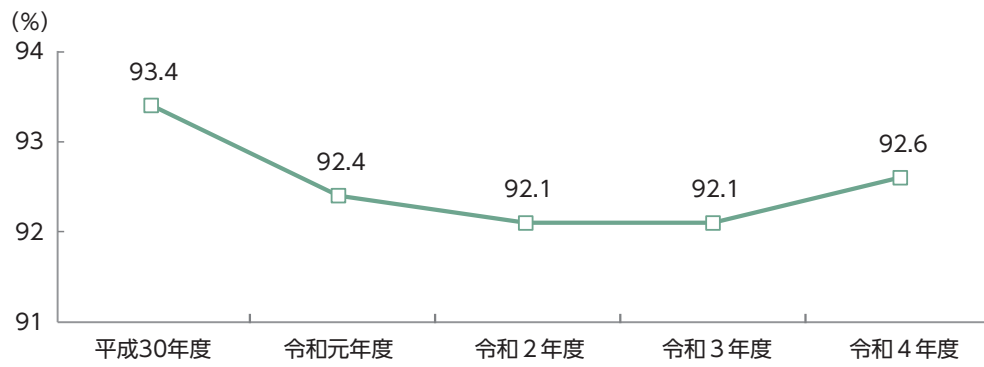
若者や子育て世代の定住を促進するためにも、引き続き不安や孤立を感じることなく、安心して子育てできる環境を整備することが重要です。

図表-10 子育てしていく上で、暮らしやすい地域だと思う市民の割合



資料 令和4年・平成30年市民意識調査

図表-11 この地域で、今後も子育てをしていきたいと思う市民の割合



資料 市健康管理課

※3・4か月児、1歳6か月児及び3歳児の各健診を受診した保護者を対象としたアンケート(厚生労働省「すこやか親子21」アンケート)で、「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか」の質問に対し、「そう思う」若しくは「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合。

1-4-1 子育て家庭への支援の充実

取組方針

子育て家庭を支援するサービスの充実と情報提供及び相談支援体制の強化を図るとともに、子育てに対する不安の解消と経済的負担の軽減に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
子育て支援サービスの充実	子育ての相談や親子でのふれあいによる支援環境の充実のために、つどいの広場や子育て世代包括支援センター等の内容の充実を図ります。	福祉課 健康管理課
保育所等における子育て支援の充実	保育所や幼稚園の預かり保育等において、子どもの健やかな成長の支援に努めます。また、子育て家庭の就労等を支援するため、延長保育や土曜日保育、急な用事にも対応できる一時保育の充実を図ります。	福祉課 学校教育課
子育て家庭のつながり支援	子育て家庭のつながり支援を図るため、つどいの広場や子育て家庭向けの事業等の活用による子育て家庭同士の交流の場の提供等に努めます。	福祉課 健康管理課
子育てに関する情報提供	子育てに関する情報を保護者にわかりやすい内容で提供するとともに、本市の子育て施策や子育て環境の良さについて、市内外へのPRを推進します。	福祉課 健康管理課
ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定や経済的自立に向け、各種制度の周知や情報提供、優先的利用等の配慮のほか、母子・父子自立相談員等による相談支援の充実を図ります。	福祉課
経済的負担の軽減	保育料等の減免や各種手当の支給、子ども医療費等の助成とともに、学校給食費の無償化等についての検討を進める等、制度の充実による経済的負担の軽減に努めます。	福祉課 健康管理課 学校教育課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
つどいの広場利用者数	5,671人/年 ※令和4年度	6,000人/年
一時保育実施か所数	8か所 ※令和4年度末	8か所の維持
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	92.6% ※令和4年度	95.0%

1-4-2 地域全体で子育てを支える環境づくり

取組方針

地域資源を活用しながら、市民相互の支え合い等、地域住民や行政が協力し合い、子育て家庭を支える仕組みづくりを推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
地域全体で子育てを支援する仕組みづくり	子育てを支援したい人と支援を必要としている人をつなぐ仕組みの構築等、地域の有する資源を最大限に活用したファミリーサポートセンター*事業の実施について検討します。	福祉課
地域における体験・交流活動の活性化	地域との連携・協力のもと、子ども達が地域で様々な体験・交流活動を行うことができるための環境づくりを支援します。	生涯学習課
公共施設等の有効活用	地区コミュニティセンターや集会所、学校、公民館といった公共施設等を子どもや親子の交流・学習拠点として有効活用を図ります。とりわけ高齢者や幼児の集いの場としての活用を図ります。	環境生活課 学校教育課 生涯学習課
児童委員・主任児童委員の活動支援	子育てに関する相談や見守り、児童相談所への窓口等を担う児童委員及び主任児童委員の活動を周知するとともに、活動の活性化に向けた支援の充実を図ります。	福祉課
地域における子育て意識の醸成	広報紙やホームページ等を活用し、地域ぐるみでの子育て支援に対する意識の醸成を図ります。また、地域住民の協力を得ながら、見守り活動の組織づくりを進めます。	福祉課

1-4-3 子育て世代の仕事と家庭の両立促進

取組方針

仕事と生活の調和のとれた生活が送れるよう環境づくりに努めるとともに、事業所に対しても働きかけを行います。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
保育所等における子育て支援の充実 ※再掲	保育所や幼稚園の預かり保育等において、子どもの健やかな成長の支援に努めます。また、子育て家庭の就労等を支援するため、延長保育や土曜日保育、急な用事にも対応できる一時保育の充実を図ります。	福祉課 学校教育課
病児・病後児保育の実施体制の充実	急な発熱等の病気にかかった子どもを預かる病児・病後児保育の充実に向けた支援を行います。	福祉課
放課後の子どもの居場所の確保	放課後の子どもの居場所確保のため、地域の人材と連携し、学校施設等を利用した放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実を図ります。	学校教育課
働き方改革の促進	仕事と生活の調和のとれた生活が送れるようワーク・ライフ・バランス*の考え方を広く啓発し、市内事業所へ浸透させることにより、事業所の働き方の改革につながるよう働きかけを行います。	商工観光課
父親の育児参加の促進	父親の育児参加を促進するため、両親学級の充実及び参加促進を図ります。	健康管理課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
病児・病後児保育実施か所数	0か所 ※令和4年度末	2か所
放課後児童クラブ実施か所数	12か所 ※令和4年度末	12か所
積極的に育児をしている父親の割合	69.9% ※令和4年度	72.0%

1-4-4 母子の健康づくり支援の充実と児童虐待の防止

取組方針

妊娠・出産における母子の健康づくりに向けた支援の充実を図ります。また、児童虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制づくりを進めるとともに、育児不安や負担感の軽減等のきめ細かな支援を行います。

あらゆる暴力の根絶と人権侵害の防止に向けた取組を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
安全な妊娠・出産のための支援の充実	妊娠届出時からマタニティプランを活用しながら出産までの見通しが立つよう面談や両親学級等を通じて伴走型相談支援を行っていきます。また、より支援が必要な妊婦には医療機関等と連携しながら個々の状態に応じた支援を行っていきます。	健康管理課
不安や悩みの解消に向けた取組	子育てに関する不安や悩みを解消するため、健康診査や各種相談事業等、様々な機会を通じて専門家による相談・指導を行います。	健康管理課
孤立感の解消に向けた取組	ストレスや孤立感を抱かないよう妊娠中から継続して産後においても必要な育児情報を提供し、個別支援を実施します。また、一時預かりやつどいの広場での交流等、保護者がリフレッシュできる取組の充実を図ります。	福祉課 健康管理課
子どもの保健対策の充実	乳幼児健康診査の実施、予防接種の勧奨、家庭訪問や相談体制の充実、未熟児医療の支援等、子どもの健康づくりの充実を図ります。	健康管理課
児童虐待の早期発見と適切な保護	児童虐待の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関による要保護児童対策地域協議会の強化を図り、幅広い情報交換及び迅速な対応に努めます。	福祉課 健康管理課 学校教育課
配偶者等からの暴力の根絶と被害者の保護	人権侵害や暴力を未然に防止するための情報提供を充実させるとともに、関係機関等と連携しながら相談窓口及び保護体制の充実を図ります。	福祉課 秘書課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
乳幼児健診未受診者の実態把握率	100.0% ※令和4年度末	100.0%の維持
乳幼児健診受診率	99.3% ※令和4年度末	100.0%
要保護児童対策地域協議会開催回数	4回/年 ※令和4年度	4回/年

施策1-5 医療体制の充実

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

地域の中核病院である国保匝瑳市民病院について、医師や看護師等の医療従事者の確保・育成、施設や設備の充実と質の向上を図ります。

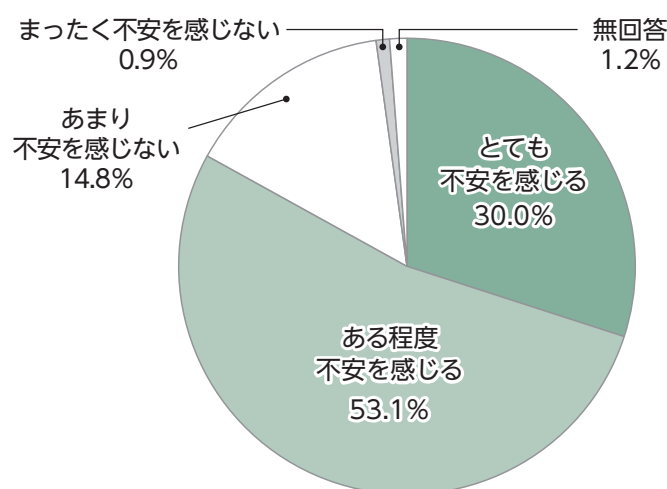
また、広域的な医療連携を図るとともに、身近な医療体制として在宅医療の充実、病院と地域の開業医の連携促進及び救急医療体制を充実させ、市民がいつでも安心して医療が受けられる医療体制の強化を図ります。

【施策推進の背景と課題】

本市では、国保匝瑳市民病院が地域の中核病院機能を担っています。千葉大学や旭中央病院との連携強化等により、医師の確保に取り組んでいますが、充足には至っていない状況にあります。また、病院経営の健全化とともに、施設の老朽化に対応し安心して受診できる医療体制の提供に向けて、建替え整備が喫緊の課題となっています。

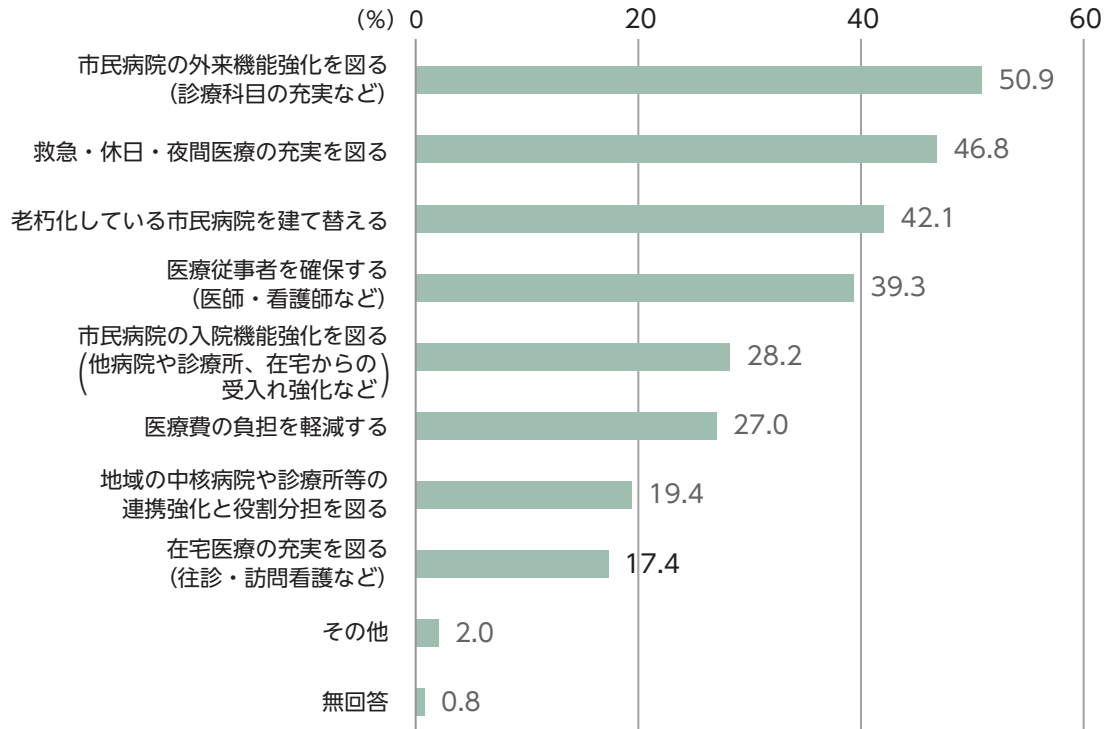
市民意識調査の結果をみると、現在の医療体制について「不安を感じている」市民が8割を超え、地域の医療環境への取組として「市民病院の外来機能強化」や「救急・休日・夜間の医療体制の充実」が求められています。市民病院の医療従事者の確保及び機能拡充に努めるとともに、診療所や周辺中核病院との機能分担と医療連携を強化していく必要があります。

図表-12 現在の医療体制をどう感じているか



資料 令和4年市民意識調査

図表-13 地域の医療環境への取組で重要なこと



資料 令和4年市民意識調査

1-5-1 国保匝瑳市民病院の機能強化と情報発信

取組方針

医師及び看護師等の医療従事者の確保や医療施設・設備の充実に努め、信頼度の高い医療及び十分なケアの提供を図るとともに、情報の発信に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
医療従事者の確保	関係機関との連携・協力による医師、看護師等の積極的な確保と定着に努めます。また、将来における医師及び医療従事者の充足を図るため、奨学資金貸付制度の活用による就学支援に努めます。	市民病院
医療機能の強化	現在の国保匝瑳市民病院の医療機能(外来、入院、手術、二次救急)を維持し、地域の中核病院としての役割を果たすと同時に、さらなる医療機能の強化を図ります。	市民病院
経営基盤の強化	国保匝瑳市民病院経営強化プランに基づく取組を着実に実施し、経営基盤の強化及び安定化を図ります。	市民病院
病院情報の発信	国保匝瑳市民病院の医療提供体制や経営状況等を広報紙やホームページ等に掲載し、情報発信に努めます。	市民病院

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
市民病院医師数	11人 ※令和4年度末	12人
市民病院病床利用率	58.1% ※令和4年度末	67.7%

1-5-2 新病院の建替え整備の推進

取組方針

国保匝瑳市民病院の老朽化への対応と併せて、今後の医療ニーズに適応できる新病院の建替え整備を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
新病院の建替え整備の推進	病院経営の健全化を図りながら、国保匝瑳市民病院建替整備基本構想・基本計画に基づいて新病院の整備に向けて着実に取り組めます。	市民病院
施設・設備の計画的な整備	経年劣化等による施設改修及び医療機器の更新を計画的に実施し、医療の質と安全の確保を図ります。	市民病院

1-5-3 身近な医療体制の充実

取組方針

身近な医療機関の確保及びかかりつけ医の普及を図るとともに、在宅診療を推進し、包括的な地域医療サービスが受けられる体制の充実に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
小児医療体制の連携強化	医師会との連携強化を図り、安心して受診できる小児医療体制に努めます。	健康管理課
かかりつけ医の普及	「かかりつけ医」の普及に努め、市民が安心して医療や相談ができる医療体制の構築に努めます。	健康管理課 市民病院 高齢者支援課
在宅医療体制の充実	国保匝瑳市民病院において、訪問による診療や看護、リハビリテーション等の強化を図るとともに、医師会や市内の病院、在宅療養支援診療所等との連携により、在宅医療体制の充実に努めます。	健康管理課 市民病院 高齢者支援課
感染症に関する対策の充実	新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症にも的確に対応できる体制の整備に努めます。	健康管理課 市民病院

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
在宅療養支援診療所数	10か所 ※令和4年度末	11か所

1-5-4 広域医療圏における連携強化

取組方針

旭中央病院を核とした二次医療圏における医療機関との連携及び機能分担を進め、状態に応じた適切な医療を提供できる体制づくりに努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
病診・病病連携の推進	近隣病院、診療所が持つ機能を最大限に発揮し、一貫性のある医療を提供するため、連携強化を図ります。	市民病院
旭中央病院を拠点とした広域医療の充実	県の地域医療構想及び国保匝瑳市民病院経営強化プランに基づき、旭中央病院を拠点病院とした香取海匝医療圏における機能分担・医療連携を推進します。	市民病院
救急医療体制の連携強化	医師会や近隣病院との連携強化を図り、休日及び夜間に安心して受診できる地域医療体制の充実に努めます。	健康管理課 市民病院

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
市民病院の患者紹介率(受入れ)	11.3% ※令和4年度末	20.0%



国保匝瑳市民病院

施策1-6 地域福祉の推進

該当するSDGs ▶▶



施策の大綱

民生委員・児童委員、地域包括支援センターと社会福祉協議会をはじめとした関係機関等と連携し、地域福祉を推進するためのネットワークの強化を図るとともに、地域福祉を支えるボランティア等の人材の確保・育成を推進します。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な人々が交流できる機会及び福祉教育の充実を図り、地域全体で支え合う意識の醸成と相互理解の促進に取り組みます。

【施策推進の背景と課題】

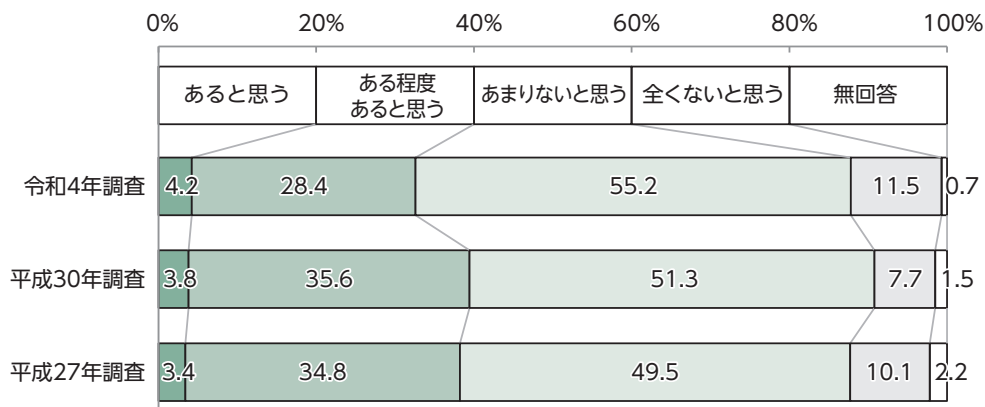
地域社会における連帯感や相互扶助意識の希薄化を背景に、地域で支え合う機能が低下しています。

市民意識調査の結果をみると、お互いに支え合っている地域だと思える人の割合が、これまで増加傾向にあったものの、令和4年(2022年)の調査では減少に転じ、依然としてそう思わない人の割合が上回っています。

また、ボランティアの担い手も令和元年度(2019年度)に増加したものの、その後は減少傾向にあります。

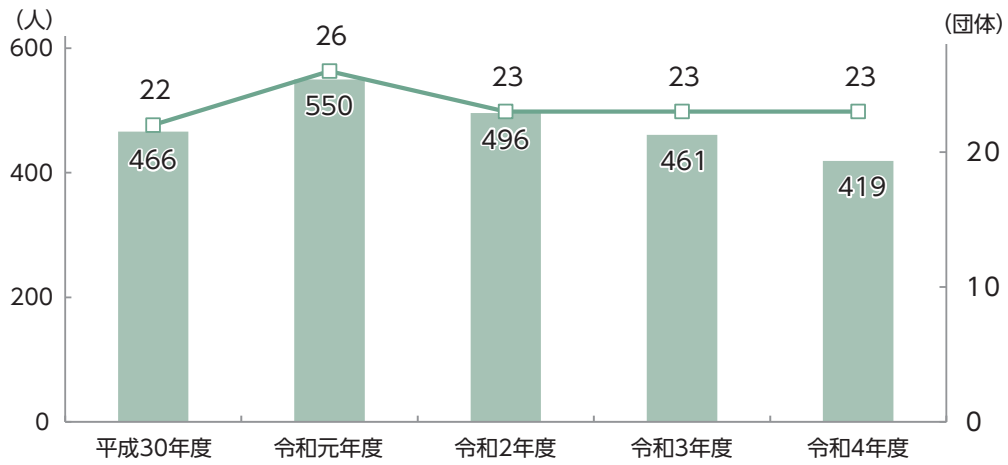
地域全体で支え合う仕組みづくりの構築が重要度を増す中、社会福祉協議会等と連携し、支援の担い手となる人材の育成が引き続き課題となっています。

図表-14 高齢者や障害のある人、子育て家庭などを、お互いに支え合う雰囲気があると思う市民の割合



資料 令和4年・平成30年・平成27年市民意識調査

図表-15 ボランティア団体数・会員数の推移



資料 市社会福祉協議会

※会員数=団体に属している人+団体に属していない人

1-6-1 福祉意識の醸成

取組方針

市民相互の助け合いのもと、教育や啓発活動、体験活動等の様々な機会を通じて、一人ひとりの特性や違いを認め合う相互理解の促進と福祉の心の醸成を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
広報による意識啓発の充実	広報紙やホームページ等において啓発記事を掲載するとともに、地域福祉のリーダーを育成し、地域全体で支える福祉意識の醸成を図ります。	福祉課
ボランティア活動への参加促進	様々な機会を活用してボランティア・市民活動に関する情報提供及び参加の呼びかけや講習会等を行うとともに、施設や団体等での受入体制の整備を促進します。	福祉課 環境生活課
学校における福祉教育の推進	各校が地域諸団体との連携を深め、学校教育における福祉教育やボランティア体験の機会の充実を図ります。	福祉課 学校教育課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
広報紙への啓発記事掲載回数	31回/年 ※令和4年度	31回/年

1-6-2 地域の福祉課題の把握と共有

取組方針

関係機関との連携を強化し、多様な福祉ニーズや地域課題を共有していくことで、支援が必要な人を地域全体で支え合う仕組みづくりを推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
相談体制の充実	関係団体や地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携を深め、暮らしの中での不安や悩みを気軽に相談できる身近で利用しやすい窓口の充実を図ります。	福祉課

取組	取組の概要	主管課
地域課題の把握	民生委員児童委員等の地域の福祉を担う人材や団体、関係機関等とも連携しながら、積極的に地域に出向き、福祉課題の把握に努めます。	福祉課
地域課題の共有	地域全体あるいは個々の生活課題等について、個人情報の取扱いに留意しながら、関係機関・団体で共有するための場づくりを推進します。	福祉課

1-6-3 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

取組方針

災害時の避難において援護が必要な人の情報を把握・整理するとともに、災害発生時の迅速かつ的確な避難支援・援護体制の構築を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
地域における支援体制の整備	自主防災組織等の関係団体と協力し、災害時の情報伝達及び救助や、避難行動要支援者を支援するための体制を強化します。	福祉課 総務課 高齢者支援課
避難誘導体制の構築	避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めます。	福祉課 総務課 高齢者支援課
防災知識の普及、防災訓練の充実	避難行動要支援者やその家族、及び社会福祉施設に対し、パンフレットの配布等、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼びかけるよう努めます。	福祉課 総務課 高齢者支援課
福祉避難所の充実	民間の特別養護老人ホーム等の施設と十分な協議調整を行い、福祉避難所のさらなる充実を図ります。	福祉課 総務課 高齢者支援課

1-6-4 地域福祉活動の活性化

取組方針

地域福祉活動を担う団体等が相互に連携しながら、地域の福祉課題の解決に向けた取組を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
地域福祉団体の活動支援	地域福祉の担い手となる組織に対し、活動費の助成及び活動の場の創出等の支援の充実に努め、活動の活性化を図ります。	福祉課
地域福祉を担う人材の育成・確保	福祉に関する専門的な知識や資質向上を図るための研修の開催や活動支援の充実に努めるとともに、担い手を養成する講座等を開催し、新たな人材の発掘・確保に努めます。	福祉課
支援サービス等の円滑な展開の推進	福祉課題の解決に向け、各種制度によるサービスのほか、支援団体等の活動につなげたり、団体同士の連携を促したりする「コーディネート機能」の充実に努めます。	福祉課
参加しやすい活動機会の充実	誰もが気軽に福祉活動に参加・継続できるよう、ボランティア・市民活動に関する情報提供等の充実や地域における交流の場づくりを推進します。	福祉課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
ボランティア団体数・会員数	23団体・419人 ※令和4年度末	25団体・480人

1-6-5 低所得者等に対する支援の充実

取組方針

低所得者等の生活困窮者の状況を把握しながら適切な援護を行うとともに、就労指導や各種相談の充実等、経済的自立に向けた支援の充実に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
生活保護の適切な運用	関係機関との連携のもと、生活困窮者の的確な状況把握に努めながら、状況に応じた適正な生活保護制度の運用を図ります。	福祉課
経済的自立に向けた相談支援の充実	各種貸付制度の紹介や就労支援員による就労支援等、経済的自立に向けた相談支援の充実に努めます。	福祉課

取組	取組の概要	主管課
相談支援体制の強化	離職や疾病、多重債務等による生活困窮者に対応するため、自立への相談支援体制の強化を図ります。	福祉課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
就労支援による自立件数	2件/年 ※令和4年度	6件/年



ボランティアキャンペーン 2023

施策2-1 農林水産業の活性化

該当する SDGs ▶▶▶



施策の大綱

農林水産業の生産性の向上及び安定した経営基盤の確立に向け、生産基盤の整備や経営規模の拡大、担い手となる経営体の育成及び新規就業者の確保に対する支援等を進めます。

首都圏に向けた供給地としての積極的なPRや地産地消*の推進、販路の拡大に努めます。特に、「日本有数の植木のまち」を内外にアピールするとともに、植木産業の発展を推進します。

また、環境にやさしい農林水産業の推進や都市住民との交流、農村環境の保全に市民全体で取り組み、農林水産業の社会的役割の拡充と理解の促進を図ります。

【施策推進の背景と課題】

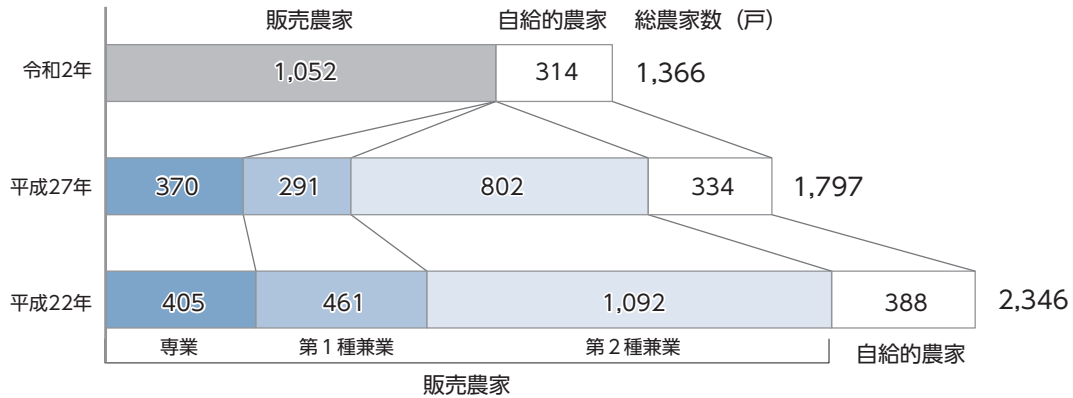
人口減少と高齢化による農業従事者の減少・担い手不足をはじめ、耕作放棄地の増加、国際情勢の変化に伴う生産コストの上昇、家畜に係る伝染病の流行等、農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

地域を担う中核的な農業者の育成はもとより、新規就農者や定年帰農者等多様な担い手の育成、先進的な農業経営体の育成、複合経営や6次産業*の取組等、農林水産業者の所得向上を目指し、より一層強い農業経営に向けた支援の充実を図ることが必要です。

また、食の安全志向が進む中、消費者ニーズに対応し新鮮で安全な農産物の供給を図るため、地産地消の推進や環境にやさしい農業の推進を図る必要があります。

一方で、地域の連帯感の醸成や国土保全機能、農村景観の形成による癒しの空間の提供、グリーン・ツーリズム*をはじめとした農業体験等、自然教育の場の提供等といった公益的機能への評価が高まってきており、その役割を果たしていくための施策の推進も求められています。

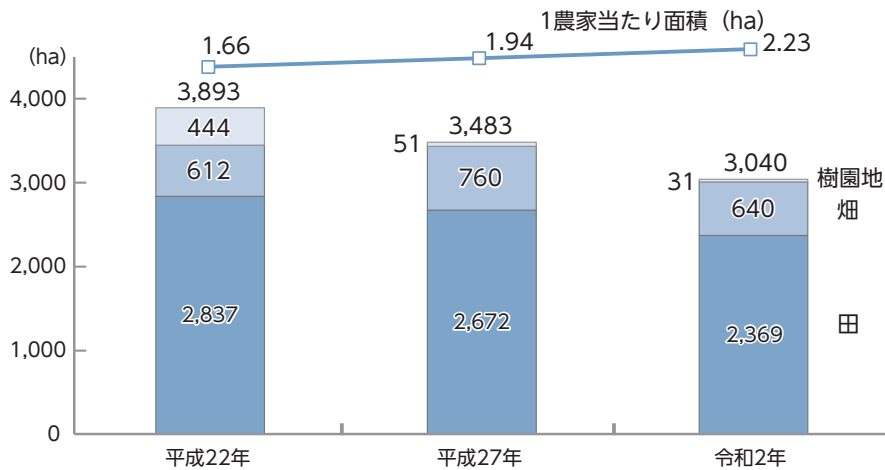
図表-16 農業の状況 (農家数の推移)



資料 農林業センサス

※令和2年(2020年農林業センサス)から専業・兼業の区分が廃止された。

図表-17 農業の状況 (経営耕地面積の推移)



資料 農林業センサス

図表-18 畜産業の状況 (家畜飼養農家数及び頭羽数 (経営体))

	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	羽数
令和2年	9	1,109	10	3,752	15	23,222	10	1,168,900
平成27年	12	1,044	13	x	13	9,558	6	184,300
平成22年	20	1,117	14	1,102	19	12,599	10	215,600

資料 農林業センサス

2-1-1 生産基盤と経営体制の強化

取組方針

農業生産基盤及び農林水産業の経営体制の強化、6次産業化*の展開に向けた支援を行い、持続可能で安定的な経営の確立を促進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
農業従事者の確保と担い手の育成	関係機関・団体と連携し、新規就農者や就農希望者に対する研修や情報提供等を充実し、農業従事者の確保を図ります。また、農業経営の法人化等の支援に努め、地域農業の担い手の育成・支援を図ります。	農林水産課
農業生産基盤の強化	効率的で生産性の高い農業経営の実現に向け、ほ場の大区画化や汎用化、用排水施設の整備を推進します。さらに、農業施設の適切な機能保全を図り、担い手ニーズに対応した農業生産基盤の強化に努めます。	農林水産課
経営の近代化・効率化の促進	担い手への集積・集約化を加速化させるため、農地中間管理事業等の活用を促進し、農用地等の効率的かつ総合的な利用を推進します。また、農業経営の法人化や情報通信技術の活用等、経営の近代化・効率化の促進を図ります。	農林水産課
複合経営への取組支援の推進	複合経営により安定的で収益性の高い農業経営を目指す農家等に対し、県や農協と連携を図り、経営指導や情報提供等の支援の充実を図ります。	農林水産課
6次産業化に向けた支援	生産から加工・流通販売まで一体的に行う6次産業化に対し、情報提供等の支援を行うとともに、異業種間連携、農業者間連携により付加価値の向上と生産性・収益性の向上を図ります。	農林水産課
新規需要米及び加工用米の取組推進	水田を利用した転作作物である新規需要米及び加工用米への取組を推進し、需要に応じた主食用米の生産を図ることで、水稻生産者の経営の安定化と持続可能な営農を目指します。	農林水産課
畜産経営の安定化	畜産経営における労働力の負担軽減及び飼養・繁殖管理の効率化を促進し、周辺環境との調和を図るとともに、規模拡大や耕畜連携等による経営の安定化を推進します。また、ワクチン接種等を推進し、家畜伝染病予防対策を実施します。	農林水産課
GAP (農業生産工程管理) の推進	食品安全、環境保全、労働安全や人権配慮の観点から、持続可能な農業の普及と実践を図るため、GAP (農業生産工程管理) *を推進します。	農林水産課

取組	取組の概要	主管課
漁業資源の増殖の推進	関係機関と協力し、広域的・長期的な漁業資源の増殖を推進し、安定的な漁獲量の確保を図ります。	農林水産課
ソーラーシェアリングの取組支援	農地の有効活用や収入増加による農業経営の安定化に有効な手法であり、地域の脱炭素化にも資するソーラーシェアリング(営農型太陽光発電)*の取組に対する支援を行います。	農林水産課
農地の保全と活用	農業生産の基盤である農用地の確保・保全を図るため、利用集積や耕作放棄地の発生防止及び利活用を促進します。	農林水産課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
認定農業者数	235件 ※令和4年度末	250件
認定新規就農者数	2人/年 ※令和4年度	16人 ※令和9年度までの延べ数
複合経営に取り組む農家(事業体)数	121件 ※令和4年度末	150件
農地利用集積面積	734.3ha ※令和4年度末	1,300ha
飼料用米生産面積	625ha ※令和4年度末	650ha

■ 2-1-2 販路の拡大と消費者ニーズへの対応

■ 取組方針

新鮮な農産物の供給地として新たな販路を開拓していくとともに、食への関心の高まりに対応した付加価値の高い農産物を推進します。

■ 取組内容

取組	取組の概要	主管課
トップセールスによる地元産品のPRと販路の拡大	各地で開催されるイベントを通じて、トップセールスによる地元産品のPRと販路の拡大を図ります。	農林水産課

取組	取組の概要	主管課
知名度向上による新たな販路の開拓	関係機関と連携し、消費者ニーズを的確に把握しながら販売イベントへの出展や広報活動の支援等に取り組むことで知名度向上を図り、首都圏や海外に向けた新たな販路の開拓及び出荷量の拡大を促進し、匠瑳市農産物のブランド構築を図ります。	農林水産課
地産地消の推進	ふれあいパーク八日市場等での地元産品のPRと販路の拡大を進めます。また、地元農産物への愛着心の醸成を図るとともに、学校給食で提供する等、食育推進施策とも連携を図りながら地産地消*を推進します。	農林水産課 学校教育課
ブランド化の推進	ブランド米「匠瑳の舞」等、付加価値の高い農産物の生産と販路の開拓を図るため、産地としての人的・物的な整備等、ブランド化に向けた研究活動に対する支援の充実を図ります。	農林水産課
安心・安全で環境にやさしい農業の推進	食に対する安全意識の高まりに対応するため、有機農業や低農薬・有機肥料栽培、「ちばエコ認証」の取得等、安心・安全で環境にやさしい農業を推進します。	農林水産課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
ふれあいパーク八日市場来館者数	566,460人/年 ※令和4年度	757,500人/年
地元農水産物を意識して購入する市民の割合	—	80.0%
有機農業に取り組む農家(事業体)数	6件 ※令和4年度	8件

■ 2-1-3 農業を通じた都市住民との交流促進

■ 取組方針

農業体験や各種イベント等を通じて、市民や都市住民と生産者との交流を促進し、農業や農産物、農業文化等に対する理解促進を図り、農業の活性化につなげます。

■ 取組内容

取組	取組の概要	主管課
体験・交流イベントの充実と知名度向上	関係機関や民間事業者に加えて、観光関連施策との連携により、多様な体験・交流イベントの充実と都市住民の受入体制の整備を図るとともに、インターネットの活用等による知名度の向上に取り組みます。	農林水産課

取組	取組の概要	主管課
幅広い世代の就農・帰農の促進	都市住民を対象とした情報提供や農業指導等の支援や、体験・交流イベントをきっかけとして、若者からシニアまで幅広い世代の就農・帰農を促進します。	農林水産課
市民農園の利用促進	地元農業者や教育、福祉等の各分野と連携し、市民農園を拠点として、体験を通じた農業に対する理解促進や交流づくり等を図り、利用を促進します。	農林水産課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
農業体験・交流イベント参加者数	260人/年 ※令和4年度	700人/年

■ 2-1-4 「日本有数の植木のまち」の推進

■ 取組方針

「日本有数の植木のまち」として、国内外に対する販路拡大や効率的な生産に向けた支援を行うとともに、技術者の育成、付加価値の創出を図り、植木産業の発展を推進します。

■ 取組内容

取組	取組の概要	主管課
「植木のまち」のPRの推進	日本有数の「植木のまち」として、様々な機会や媒体を通じたPRや植木を活用した地域の活性化等、「植木のまち匠」のイメージの普及に努めます。	農林水産課
輸出拡大に向けた支援の充実	販路の拡大及び輸出量拡大を図るため、生産者や県等の関係機関と連携し、国際見本市への出展等、海外へのPRを推進するとともに、輸出に適した樹種の選定や技術開発に対する支援を行います。	農林水産課
労力軽減と付加価値の高い商品づくりの推進	技術開発や研究について、情報収集に努め、新技術導入等による労力軽減と付加価値の高い商品づくりを推進します。	農林水産課

■ 数値目標

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
千葉県植木銘木100選認定数	74本 ※令和4年度末	80本

■ 2-1-5 自然環境に配慮した農林水産業の推進

■ 取組方針

地域住民や都市住民等の参画により、農地や森林・水を守るための環境保全に向けた共同活動と先進的な営農活動を図ります。

■ 取組内容

取 組	取組の概要	主管課
環境保全に向けた活動の促進	農業者・地域住民を含めた農用地及び農業施設等の保全のための共同活動を支援する多面的機能支払事業を推進します。	農 林 水 産 課
資源循環型農業の推進	家畜排せつ物の適正管理・堆肥の有効利用を行う耕畜連携や、園芸用廃プラスチックの適正処理等による資源循環型農業を推進するため、県や農業者との多面的な連携を図ります。	農 林 水 産 課
森林資源の適正な保安全管理	関係機関との連携や森林環境譲与税の活用も視野に入れ、周知活動やPR活動を通して森林の適正な管理を促進するとともに、健全な森林資源の維持増進と、活動団体への支援の強化を図ります。	農 林 水 産 課

■ 数値目標

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
多面的機能支払交付金の取組面積	2,300ha ※令和4年度末	➡



干潟八万石の水田

千葉県植木銘木100選
認定のイヌマキ



施策2-2 商工業の活性化

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

商工会や金融機関、各支援機関と連携を強化しながら、地元企業・商店の経営力強化や設備投資、異業種間連携による新商品開発等、新たな事業展開に対する支援を図ります。また、集客力のある特徴的な商店街の形成と活性化を進めます。

成田空港に近接する優位性と銚子連絡道路の整備進展による利便性の向上等を活かし、地域活性化に貢献する企業の誘致、雇用の場の創出を図ります。

【施策推進の背景と課題】

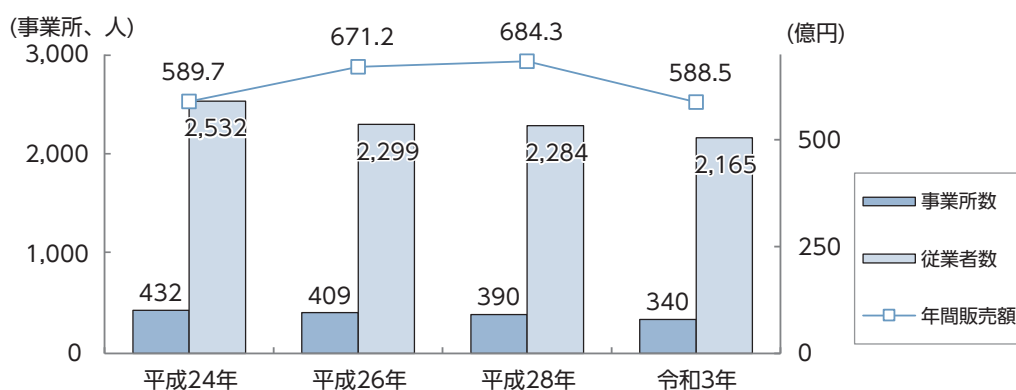
まちのにぎわい創出には商業の振興が重要な役割を担っていますが、人口減少や消費動向の変化等により消費が低迷し、商店の経営に大きな打撃を与えています。

商店数、従業者数は減少が続く等、空き店舗の増加や後継者不足等、厳しい状況が続いています。

一方で、みどり平工業団地においては、すべての区画に企業が入居している状況です。

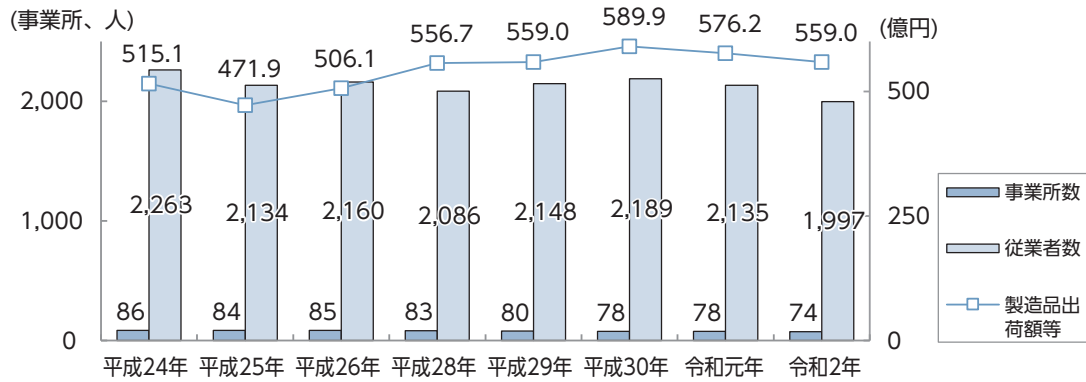
さらなる機能強化が進められている成田空港に近接する優位性と銚子連絡道路の整備進展による利便性の向上等を活かし、地域活性化に貢献する企業進出の推進と地元企業の経営基盤の強化を支援していくことに加え、銚子連絡道路インターチェンジを活用した産業用地整備・企業誘致の推進に着実に取り組んでいくことが必要です。

図表-19 商業の状況(事業所数・従業者数、年間販売額の推移)



資料 商業統計調査、平成24年・平成28年・令和3年経済センサス

図表-20 工業の状況(事業所数・従業者数、製造品出荷額等の推移)



資料 工業統計調査、平成28年・令和3年経済センサス

※平成28年経済センサスと平成29年以降の工業統計調査は調査日が6月1日であるため、事業所数・従業者数は、同年6月1日現在、製造品出荷額等・付加価値額は前年1月～12月の実績値となっている。平成26年までの工業統計調査の調査日は12月31日現在。

2-2-1 特色ある商店街の形成

取組方針

地域の自然や歴史文化を活かしながら、市内外から多様な人々が集い楽しむことのできる特色ある商店街の形成を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
地域交流拠点としての商店街づくりの推進	地域活動と連動した交流がなされるコミュニティ拠点や、くつろぎの空間の形成を通じて魅力ある商店街づくりを推進します。	商工観光課
特色あるイベント等の活性化支援	有形文化財や旧街道の面影を残す建物等、商店街の特色や歴史を活かした取組や、「まちなか散策マップ」等の情報発信活動への支援を行うとともに、新たな企画による誘客に努めます。	商工観光課
商工業団体の活動支援	商工会と連携し、中小企業等に対する経営指導や、商工業活性化事業を推進します。	商工観光課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
市内の商店で日常生活の買い物をする市民の割合	6.6% ※令和4年12月	10.0%
商店街における特色あるイベント開催回数	4回/年 ※令和4年度	6回/年

2-2-2 企業立地の促進

取組方針

首都圏や海外への高アクセス条件を活かしつつ、誘致企業に対する支援策の充実を図ることにより、利便性の高い商業施設や地域活性化に貢献する企業の立地を積極的に促進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
優遇措置等による積極的な企業誘致	雇用奨励補助金等の各種優遇措置の活用やトップセールスを含めた幅広いPR等によるきめ細かな支援を行い、新たな立地の促進や既存企業の設備投資及び雇用促進を図ります。	商工観光課
利便性の高い新たな産業用地の整備	銚子連絡道路インターチェンジ予定地周辺における産業系土地利用について、調査・検討を行い、新たな産業用地の整備を推進します。	商工観光課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
奨励措置適用事業所件数	21件 ※令和4年度末	28件
新たな産業拠点の整備数	—	1地区

2-2-3 経営基盤の強化及び起業等に向けた支援の充実

取組方針

既存商店・企業に対する経営支援の充実を図り、経営者の創意工夫による経営強化及び新分野への進出を促進するとともに、起業に向けた支援の充実を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
資金融資の充実	中小企業の経営基盤の強化と健全な経営発展を図るため、金融機関と連携し、低利で利用できる融資及び利子補給制度の充実を図ります。	商工観光課
専門家による経営相談指導	商工会等と連携しながら、経営指導等の専門家による経営相談指導や講習会、研修等を支援し、地元商店・企業の創意工夫ある経営や人材育成、起業を促進します。	商工観光課
事業展開や生産性向上を目指す事業者への支援の充実	経営革新、異業種間連携、経営力向上、地域資源活用等を実施する事業者を商工会等と連携し支援します。また、設備投資等による生産性の向上、IT導入による業務効率化、EC*販売や海外展開による販路拡大等を支援します。	商工観光課

取組	取組の概要	主管課
起業支援の充実	創業支援補助金等の優遇措置の検討、起業におけるノウハウ支援や地元高校生を中心とした若者世代への起業教育の充実を図るとともに、起業希望者に対する空き店舗等の活用を支援します。	商工観光課
事業承継支援の充実	高齢化する中小企業経営者への対策として、商工会や県事業継承・引継ぎ支援センター等との連携により、親族外も含めた事業承継を支援し、休廃業の減少や後継者による新たな事業展開を図ります。	商工観光課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
利子補給件数	132件/年 ※令和4年度	250件/年
経営相談指導件数	2,200件/年 ※令和4年度	2,800件/年
創業支援対象者数	11件/年 ※令和4年度	41件/年
創業者数	2件/年 ※令和4年度	13件/年
空き店舗等活用支援数	1件/年 ※令和4年度	10件/年



旧街道のまち並み

施策2-3 観光の活性化

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

地域の魅力ある観光資源を活用し、年間を通じた日帰り型観光を推進するとともに、宿泊施設及び他産業との連携を強化し、海とみどりを活用した滞在型観光を促進します。

また、八重垣神社祇園祭等多くの祭りや伝統行事、歴史的建造物、ふれあいパーク八日市場、そうさ観光物産センター匝りの里等の地域の貴重な資源を最大限に利活用し、都市住民との交流の活性化を図ります。

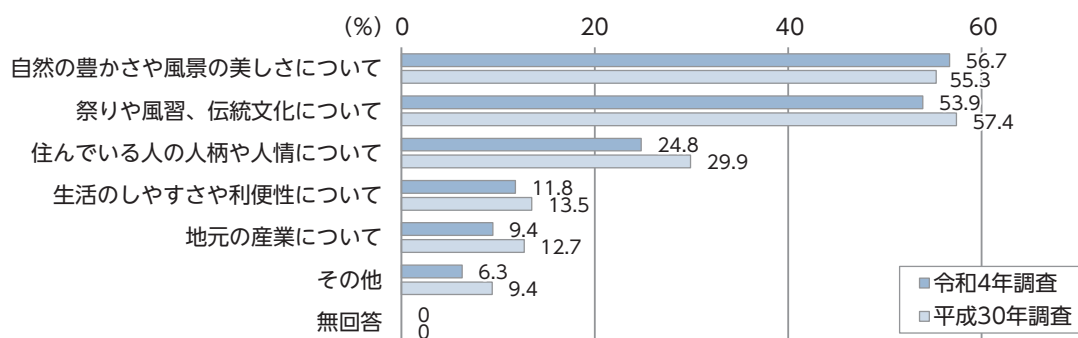
【施策推進の背景と課題】

観光に対する志向が従来の団体による名所・旧跡を巡る観光から、家族や小グループによる自然・歴史・文化等を活用した体験・滞在型に変化しています。そうした動向を受け、個性ある地域づくりによる観光振興が各地で行われています。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い甚大な影響を受けた観光関連産業は、令和4年(2022年)後半に入り回復の兆しがみえ、にぎわいを取り戻しつつあります。今後、観光地や観光産業の再生・高付加価値化、消費額の拡大、地方への誘客促進等により、地域経済・産業への生産波及効果を実現させ、観光地を核とした地域活性化の好循環が期待されています。

本市には美しい里山や九十九里海岸等の豊かな自然、八重垣神社祇園祭をはじめ多くの伝統行事、歴史的建造物や仏画等、貴重な文化的観光資源があります。これら地域資源を最大限に活用することにより他地域との差別化を図り、産業間や近隣自治体、各種団体等の連携を促進しながら、本市の自然や歴史文化資源の魅力を様々なかたちで発信していくことが重要です。

図表-21 匝瑳市について、他の市町村に自慢したいこと



資料 令和4年・平成30年市民意識調査

2-3-1 観光資源の整備と掘り起こし

取組方針

豊かな自然や文化財、既存施設の活用等を図るとともに、地域の新たな魅力を見出し、観光資源化していくことで、年間を通して集客力のある地域づくりを進めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
九十九里海岸を活用した観光資源の整備	九十九里海岸全体を活用した観光資源の整備を推進し、海の魅力の創造に努め、市内外からの観光客の集客を図ります。	商工観光課
九十九里海岸の侵食対策への働きかけ	本市の貴重な観光資源である九十九里海岸の侵食対策について、国・県等の関係機関への働きかけを行います。	建設課
歴史的文化財の観光資源化の推進	飯高檀林跡をはじめ、歴史的建造物や遺産等の文化財及び周辺環境の整備を推進し、観光資源としての魅力を発信するとともに、さらなる集客力の向上を図ります。	商工観光課 生涯学習課
まちの歴史や新たな魅力発見に向けた取組の推進	市民と共にまちの歴史や新たな魅力発見のためのイベント・キャンペーンを開催し、観光資源や特産品の開発、地域文化の継承等につなげる取組を推進します。	商工観光課 生涯学習課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
歴史的建造物等を活用したイベント開催回数	3回/年 ※令和4年度	10回/年
年間観光入込客数	699,094人 ※令和4年	1,020,000人

2-3-2 体験・交流プログラムの充実

取組方針

産業間の連携を図りながら、地域産業や伝統工芸、郷土芸能等の体験や様々な交流イベントへの参加を気軽に楽しめるプログラムの充実を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
グリーン・ツーリズムの推進	都市と農村の交流を促進すべく、関係団体とのネットワーク化を図り、「ふれあいパーク八日市場」を核とした各種イベントの充実に努め、グリーン・ツーリズム*の拠点施設としての機能強化を図ります。	農林水産課
ブルー・ツーリズムの推進	海岸沿いの飲食店等と連携・協力しながら、海の魅力を活かしたブルー・ツーリズム*の推進を図るとともに、太平洋岸自転車道を活用したサイクルツーリズム等、新たな体験型観光についての検討を行います。	農林水産課 商工観光課
伝統文化を活用した観光振興の推進	市民が参加できる各種祭りや伝統行事について観光客への効果的な情報提供に努めるとともに、旅行業者等との連携を図り、各種イベントを活用した観光振興の展開を図ります。	商工観光課
協働による観光振興の推進	市民や地域団体、事業者はもとより本市を訪れる観光客の意見を取り入れ、共に参画する観光振興を推進します。	商工観光課
「散歩のまちづくり」の推進	具体的なコース提案や調整等を通じて、地域の自然や文化財等とふれあう「散歩のまち匠」を地域ぐるみで推進します。	商工観光課 生涯学習課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
祭りや風習・伝統文化等を他の市町村に自慢したい市民の割合	53.9% ※令和4年12月	75.0%

2-3-3 効果的な観光情報の発信

取組方針

観光資源や各種イベント、おすすめルートや交通情報等、本市の魅力を楽しむための各種情報を様々な媒体を通してわかりやすく発信します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
散歩のまちのPR	ハイキングの実施や観光ガイドブックによるおすすめルート等をPRし、散歩のまちのイメージ定着を図ります。	商工観光課
観光客の視点に立った情報発信	観光ガイドブック等の各種媒体を用いた効果的な観光情報の発信と併せ、観光客が容易に市内の観光情報を入手できるよう、「そうさ観光物産センター匝りの里」の機能強化を図ります。	商工観光課
観光ガイドの育成・活用	観光ガイドの育成を図り、本市の魅力をわかりやすく紹介するとともに、人と人との交流を創出することで、リピート客の確保に努めます。	商工観光課
ロケーション撮影の誘致・支援	飯高檀林等の歴史的建造物をはじめ、九十九里海岸や商店街等におけるロケーション撮影の誘致・支援の取組を通じて、映像作品を通じたPRの機会を充実させることで、市の認知度向上を図ります。	商工観光課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
おすすめ散歩ルートを活用したイベント開催回数	1回/年 ※令和4年度	3回/年
駅からハイキング参加者数	676人/年 ※令和4年度	800人/年
匝りの里観光案内所利用者数	2,768人/年 ※令和4年度	3,000人/年
匝瑳市をロケ地とする映画・番組数	9本/年 ※令和4年度	10本/年



多くの観光客が訪れる八重垣神社祇園祭

施策2-4 雇用・就労・消費者対策の充実

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

ハローワーク等の関係機関と連携し、地域の魅力ある企業を市民やUIJターン*を考えている人に幅広く周知し、地域への就労を促進します。

また、働く意欲のある高齢者、女性、さらには外国人材の就労機会の拡大に努めます。

消費に対する正しい知識を身につけて、詐欺やトラブルに巻き込まれないように消費生活相談等の支援を充実させます。

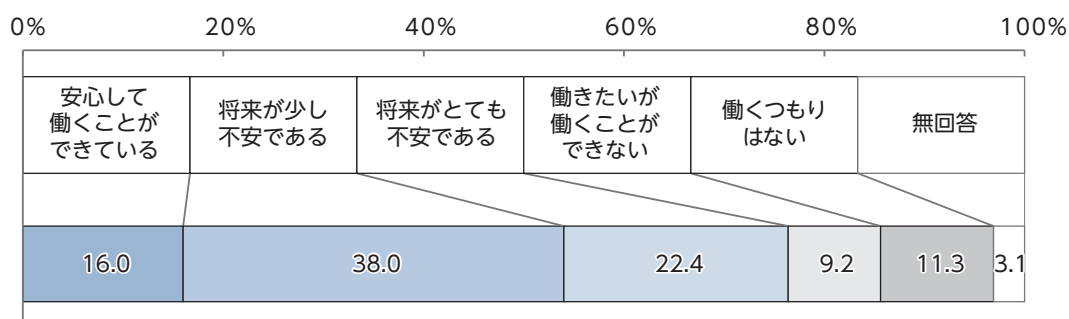
【施策推進の背景と課題】

人口減少と少子高齢化が進む中、本市の生産年齢人口は今後さらに減少することが見込まれ、地域経済への影響が懸念されます。

市民意識調査の結果をみると、就労状況に関して将来が不安であると感じている人の割合は6割に達し、雇用対策としては、地域の魅力ある企業を市民やUIJターンを考えている人に幅広く周知し、雇用のミスマッチを防ぎ、地域への就労を促進することが求められています。また、雇用の創出や定着、女性や高齢者等の就労支援にも取り組む必要があります。

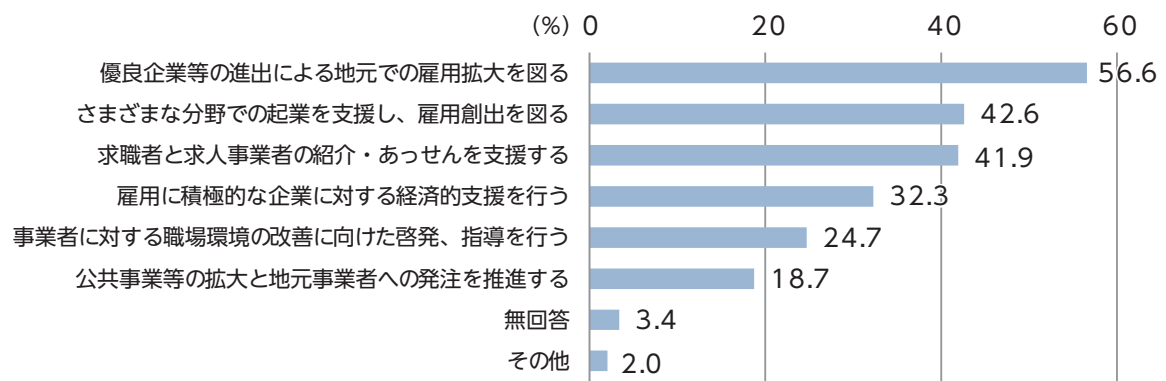
インターネットの普及をはじめとしたデジタル化の急速な進展等、消費者を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しています。安全な消費生活を送ることができるよう、消費に関する情報提供や知識の普及、相談の充実等が必要です。

図表-22 現在の就労状況について感じていること



資料 令和4年市民意識調査

図表-23 市の雇用対策として重要なこと



資料 令和4年市民意識調査

2-4-1 雇用・就労支援の充実

取組方針

雇用及び就労に対する支援の充実を図るとともに、求職者と雇用者のマッチング環境の整備等、魅力ある労働市場の創出を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
雇用に対する支援の充実	匠瑳市雇用促進協議会をはじめとする関係団体との連携を図るとともに、市の雇用奨励補助金等による支援も行い、市内企業の雇用を促進します。また、働き方改革の意識を広く啓発し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)*への取組を促進します。	商工観光課
就労に対する支援の充実	きめ細かな求人情報の提供やオンラインによる職業相談の支援に努めるとともに、就労支援機関と連携した就労セミナー、民間企業と連携した仕事説明会を開催し、就労者のスキルアップ及び様々な業種に対する知識の習得を図ることで、市内での就労を促進します。	商工観光課
雇用のミスマッチの解消	地元高校生やUIJターン*を検討している若者をはじめ、女性・高齢者等の幅広い求職者層を対象に、市内の企業と交流できる場を提供し、魅力を発信することで雇用のミスマッチの解消を図ります。	商工観光課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
雇用奨励補助金に係る新規常用雇用者数	11人 ※令和4年度末	20人

2-4-2 安心・安全な消費生活支援

取組方針

誰もが安心して消費生活を送ることができるよう、消費に関する情報提供及び相談体制の充実を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
消費生活に関する情報提供の充実	関係機関と連携し、安心・安全な消費生活を送ることができるよう、消費者被害防止のための啓発活動や相談事例等の情報提供に努めます。	商工観光課
消費生活相談員による相談の充実	消費生活に関する相談窓口の周知を図るとともに、消費生活相談員の確保及び専門性の向上を図り、相談事業の充実に努めます。	商工観光課
高齢者等の買い物支援	関係機関及び流通事業者と連携しながら、日常生活における買い物が困難な高齢者等に対する宅配や移動販売等の買い物支援を促進します。	高齢者支援課 商工観光課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
消費生活相談受付件数	176件/年 ※令和4年度	250件/年



匠瑳市雇用促進協議会主催の学生向け合同企業説明会

施策3-1 自然環境の保護と循環型社会の形成

該当する SDGs ▶▶▶



施策の大綱

自然環境の大切さや問題意識を市全体で共有しながら、ごみの減量化、再資源化に向けた取組の推進と美化活動の促進、環境への負荷を抑制する処理体制の強化を図ります。

また、廃棄物の不法投棄に対する監視体制の強化、公害の防止に向けた取組等を推進します。

【施策推進の背景と課題】

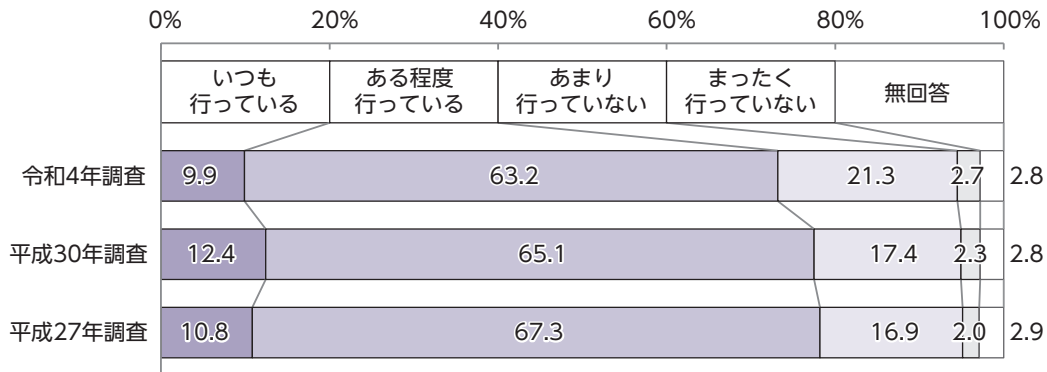
豊かな自然環境を次世代に継承していくため、多種多様な生きものをはぐくむ里山等の保全を図る必要があります。

令和2年(2020年)10月、国が、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言したことを受けて、本市では、令和3年(2021年)12月に「匠瑳市ゼロカーボンシティ」を表明しました。豊かな自然の保護、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用及びごみの減量化を推進するとともに、脱炭素社会の実現に向けた、市民・事業者・市が協働して取り組むことができる施策等の必要性が高まっています。

令和3年(2021年)4月から、3市(匠瑳市・銚子市・旭市)による広域ごみ処理体制へ移行しました。今後の市内中継施設整備の進展と併せて、一層のダイオキシン類の発生抑制、効率的な再資源化の促進が見込まれます。

今後も一人ひとりの意識向上と具体的な行動を促しながら、自然環境の保護及び環境負荷の軽減に向け、市民・事業者・行政が一体となって計画的に取り組んでいくことが必要です。

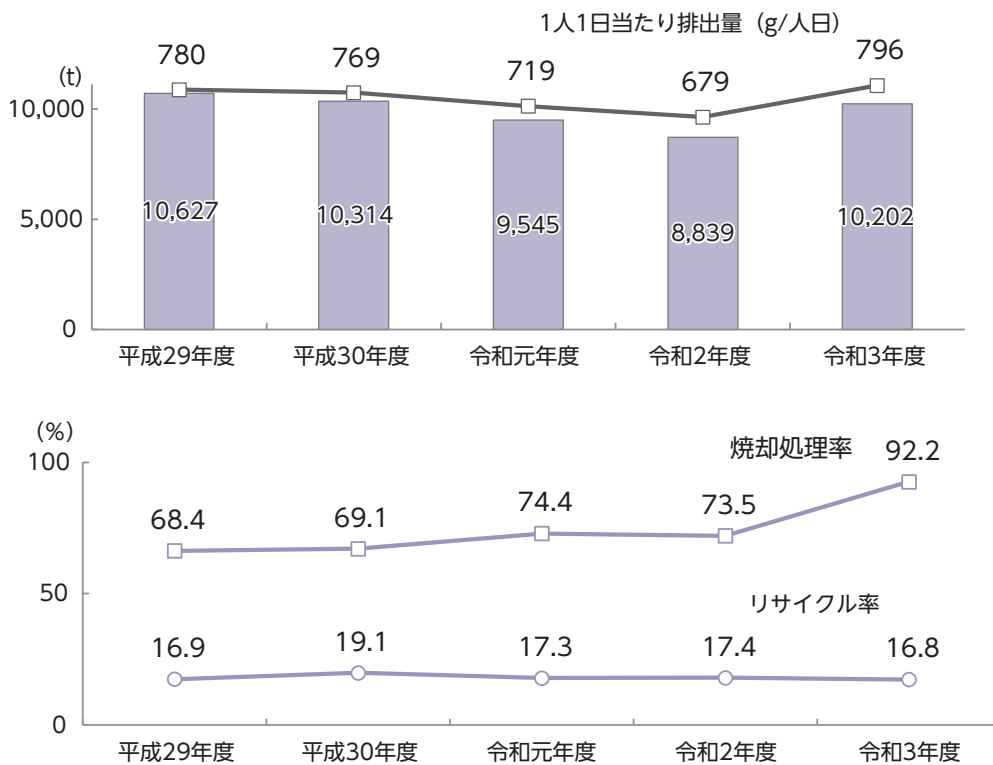
図表-24 普段の生活で環境に配慮した行動を行っているか



資料 令和4年・平成30年・平成27年市民意識調査

図表-25 ごみ処理の状況

(上：ごみ排出量・市民1人1日当たり排出量、下：焼却処理率・リサイクル率)



資料 一般廃棄物処理実態調査(環境省)

※ 1人1日当たり排出量 = ごみ総排出量 (計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) ÷ 総人口 (各年10月1日時点) ÷ 365日

焼却処理率 (%) = ごみ総排出量 (計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) ÷ 中間処理量のうち直接焼却量 × 100

リサイクル率 (%) = (分別収集による直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) ÷ (ごみの総処理量 + 集団回収量) × 100

3-1-1 地球温暖化対策の推進

取組方針

家庭・事業者・行政の各分野における省エネルギー化を進めるとともに、地域の脱炭素化に積極的に取り組むことにより、地球温暖化対策を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
省エネルギー対策の推進	公共施設や家庭・事業所等においてエネルギー効率の高い機器の導入を促進するとともに、クールビズやウォームビズ等、なるべくエネルギーを使わない取組の促進を図ります。	環境生活課
再生可能エネルギー利用の促進	太陽光発電等、再生可能な自然エネルギーについて、公共施設での導入や家庭・事業者における利用促進を図ります。	環境生活課 商工観光課
ゼロカーボンシティ実現に向けた取組の推進	「匠瑛市ゼロカーボンシティ宣言」に基づいて、市民、事業者及び市の協働により、令和32年(2050年)までの二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指します。	環境生活課
脱炭素先行地域の実現	国から選定された「脱炭素先行地域」の実現に向けて、関係者との連携体制のもと取組を推進します。	環境生活課 企画課 関係各課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
住宅用設備等脱炭素化促進事業補助の件数	—	40件/年

3-1-2 循環型社会に向けた取組の推進

取組方針

資源循環型社会*に向け、市民や事業者に対し具体的な行動を促すとともに、環境負荷の少ない技術等の導入や設備整備を計画的に推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
ごみの発生抑制と資源化の推進	ごみの減少化・再資源化に向けた取組を促進するため、家庭から排出されるごみの減量化等の3R*運動を展開します。	環境生活課
廃棄物の広域処理の推進	広域ごみ処理体制の移行に伴い整備した広域ごみ処理施設におけるごみの適正処理を促進するとともに、中継施設の整備を進めます。	環境生活課
排気ガス抑制に向けた取組の推進	公共交通機関や自転車、低公害車の利用、アイドリングストップ*の普及等、広報紙やホームページ等を活用して、排気ガス抑制に向けた取組を推進します。	環境生活課
水質環境の保全	合併処理浄化槽の設置促進、排水の適正処理を図る等、水質環境の保全に向けた取組を促進します。	環境生活課
有害化学物質対策の推進	野焼き防止の徹底や適正な廃棄物処理の推進等により、ダイオキシン類等の有害化学物質の発生抑制を図ります。	環境生活課
公害の防止と法令遵守の徹底	事業所や市民への意識啓発等により騒音・振動等の抑制を図るとともに、関係機関と連携し、改善指導の徹底を行います。	環境生活課
循環型社会に対する意識の醸成	生涯学習や各種イベント等において、循環型社会の形成に関する学習機会の充実を図り、市民の意識の醸成と具体的な実践を促進します。	環境生活課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
ごみリサイクル率	16.8% ※令和3年度	20.0%
大気中ダイオキシン濃度 (参考：環境基準は0.6pg-TEQ/m ³ 以下)	0.020 pg-TEQ/m ³ (樫海公園) 0.035 pg-TEQ/m ³ (野栄総合支所) ※令和4年度	現状維持 (環境基準の達成)
合併処理浄化槽人口	18,315人 ※令和4年度末	19,000人
公共用水域(河川) BOD濃度目標達成地点数	14地点 ※令和4年度	調査地点の半数以上 (8地点)
公共用水域(湖沼) COD濃度目標達成地点数	0地点 ※令和4年度	調査地点の半数以上 (3地点)

3-1-3 自然環境保護・環境美化活動の促進


取組方針

本市の貴重な自然を保護するための対策を推進するとともに、自然を大切にし、きれいな環境を保全するための意識啓発及び自主的な活動の促進を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
野生動植物の保護	貴重な野生動植物、海岸砂丘植物に関する調査研究の推進や保護に向けた意識啓発を図るとともに、環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業は、野生動植物への影響に関する調査を行い、適切な保全対策を促進します。	環境生活課
環境美化活動の活性化	広く周知を行い環境美化活動への参加を促進するとともに、環境美化活動団体に対する支援を充実させ、活動の活性化を図ります。	環境生活課
自然を大切にする意識の醸成	国や県、市民団体と連携して、野山や海岸での自然観察会等を通じて自然に関する知識の普及と自然を大切にする意識の醸成を図ります。また、学校教育等においても、本市の自然環境を活かしながら、児童生徒の環境学習の充実を図ります。	環境生活課 学校教育課
不法投棄の防止	環境美化に対する意識啓発や廃棄物等の不法投棄に対する監視体制の強化に取り組み、不法投棄の防止を図ります。また、土地の埋立て等の事業が適正に行われるように指導を徹底します。	環境生活課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
環境美化活動への参加人数	1,654人/年 ※令和4年度	10,200人/年
普段の生活で、環境に配慮した行動を行っている市民の割合	73.1% ※令和4年12月	
不法投棄回収量	4,975kg/年 ※令和4年度	7,000kg以下/年

施策3-2 市街地の活性化と交通網の整備

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

関係機関、団体、企業等と連携しながら、国道126号沿線に商業・業務施設の集積促進と、都市計画マスタープランに基づく市街地の活性化を推進します。

また、銚子連絡道路を核とした広域交通網及び市内幹線道路等の整備を計画的に推進するとともに、これらのネットワーク化を図ります。

公共交通機関の利便性の向上を図り、人々が行き交い、にぎわいのある都市の形成を推進します。

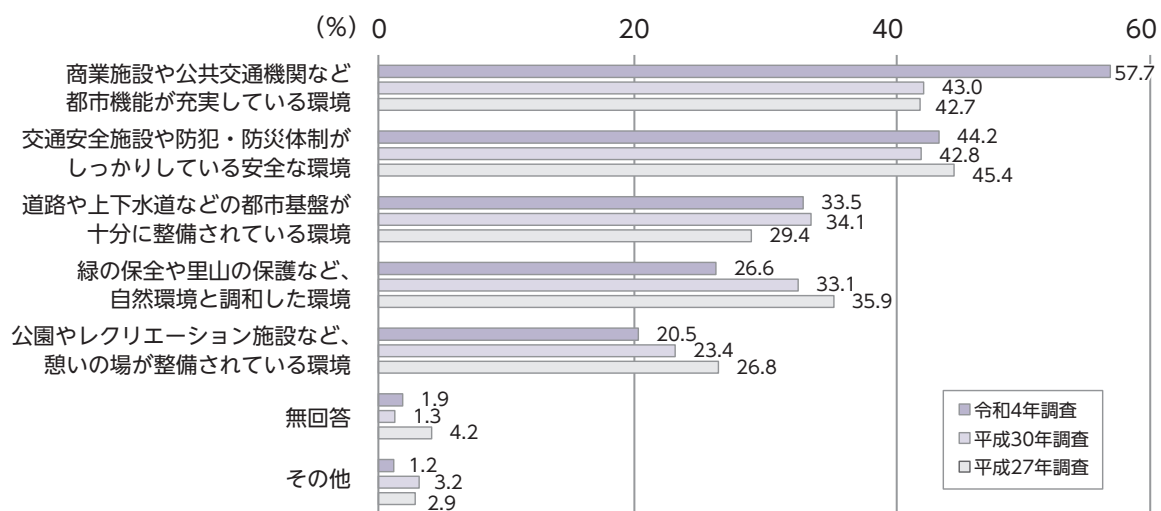
【施策推進の背景と課題】

市民意識調査の結果をみると、住みやすい住環境として、商業施設や公共交通機関等の都市機能の充実を求める人の割合が年々増加しており、他市町に流出している人の流れを本市内に滞留させることができるよう、市街地の活性化が求められています。

銚子連絡道路の整備進展による利便性の向上等を活かし、銚子連絡道路インターチェンジを活用した産業用地整備・企業誘致を推進するとともに、新たな交流人口の増加に向けた商業・業務施設等の集積を進め、既存商店街との連携を図りながら、本市にふさわしい機能を備えた特色ある市街地づくりを推進していく必要があります。

また、にぎわいのあるまちを形成するためには、幹線道路の整備や公共交通の利便性の向上を図り、市内外から人や物が集まる環境づくりを推進していくことが必要です。

図表-26 あなたにとって住みやすい住環境とは



資料 令和4年・平成30年・平成27年市民意識調査

3-2-1 地域特性に応じた拠点の育成・整備

取組方針

地域の特性に応じた適正な土地利用の誘導を図り、特色ある拠点の育成・整備を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
都市交流拠点の形成	都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進し、地域特性に応じた魅力ある交流拠点の形成を図ります。	都市整備課
魅力ある商業空間の形成	国道126号沿線において、さらなる商業・業務施設等の集積に努め、既存商店街との連携を図りながら、魅力ある商業空間の形成を促進するため、企業向けに本市の魅力を発信していきます。	商工観光課
良好な工業適地の把握	銚子連絡道路や主要地方道八日市場野栄線の整備による交通条件を活かし、良好な工業適地の把握と情報の提供に努めます。	商工観光課 都市整備課
観光拠点の育成・整備	観光の拠点となる飯高檀林跡周辺及び九十九里海岸沿線等の観光資源の整備を図るとともに、新たな海岸線の魅力を創出します。	商工観光課
「生涯活躍のまちづくり」の推進	地域再生推進法人との連携を強化し、匝瑳市版生涯活躍のまち*形成事業を推進します。	企画課

3-2-2 幹線道路の整備

取組方針

都市間交流の基盤として、県と連携しながら、首都圏や周辺地域と本市とを結ぶ幹線道路の計画的な整備を促進し、自動車交通の円滑化と利便性の向上を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
銚子連絡道路の整備促進	国道126号の渋滞緩和や首都圏とのアクセス向上のため、銚子連絡道路の整備を促進します。	建設課 都市整備課 企画課
主要地方道等の整備促進	周辺都市と本市を連絡する幹線道路の整備を促進し、都市間の交流や連携の強化を図ります。	建設課

取組	取組の概要	主管課
市内幹線道路の整備	都市計画道路や幹線市道の整備を推進するとともに、拠点間や地域間のネットワーク化を図ります。また、長期間未整備な状況にある一部都市計画道路については、必要に応じて路線の見直しを行います。	都市整備課 建設課

3-2-3 公共交通機関の利便性の向上

取組方針

広域公共交通の充実を図り、本市への行き来の利便性を高めるとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
広域公共交通の充実	JR総武本線や高速バス路線の増便、運行ダイヤの改善等について、引き続き民間事業者等に要請するとともに、利用促進を図ります。	環境生活課 企画課
公共交通の利用促進	市民のニーズを踏まえながら、市内循環バスやデマンド型交通等により公共交通機関の利便性を高め、利用促進を図ります。	環境生活課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
市内循環バス利用者数 ※市内循環バス路線再編に伴い、便数を令和5年4月1日に38便から31便へ変更した。	44,674人/年 ※令和4年度	41,756人/年
JR八日市場駅乗車人数	1,435人/日 ※令和4年度	1,674人/日
地域交通利用料助成事業利用者数	832人/年 ※令和4年度	979人/年
デマンド型交通利用者数	—	7,618人/年

施策3-3 住環境の整備

該当するSDGs ▶▶



施策の大綱

公園や生活道路等の都市基盤の整備を推進するとともに、歴史的建造物及び豊かな自然環境を保全し、利便性と安らぎを兼ね備えた快適な住環境づくりを進めます。

また、誰もが安心・安全に暮らしていくことのできる公共空間及び居住空間の整備を図るとともに、空き家対策を推進します。

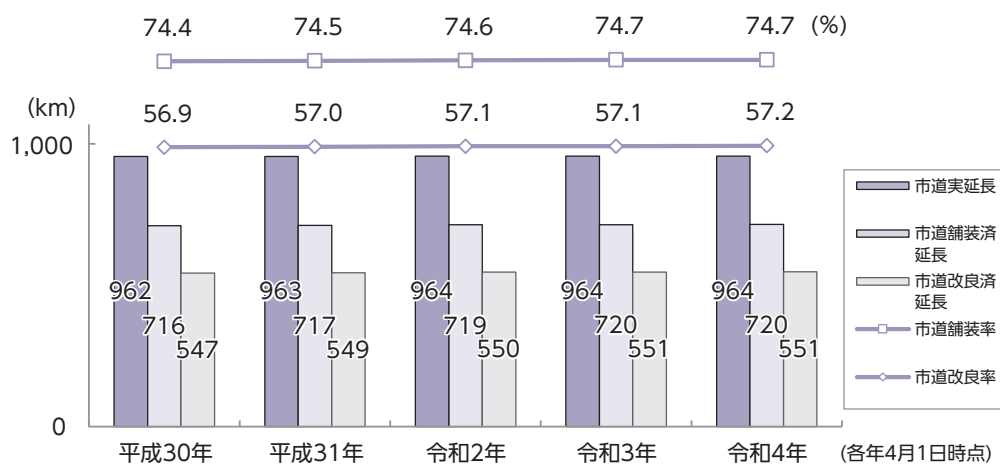
【施策推進の背景と課題】

本市には公園やレクリエーション施設等が整備され、広く市民に利用されています。

また、道路や水道、情報通信等、快適な都市生活に欠かせない基盤の整備が進められており、今後も市民の理解を得ながら、災害に強いまちづくりへの取組と併せて、関係機関との連携・協力のもと計画的な整備の推進が必要です。

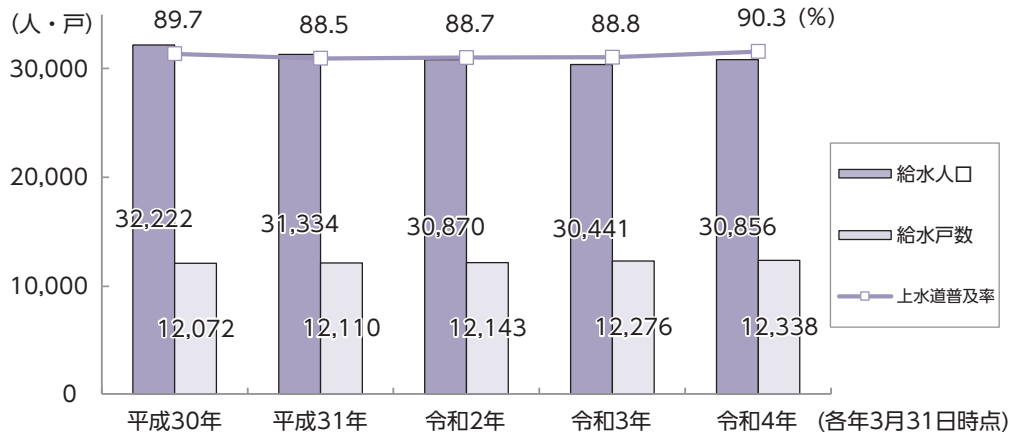
老朽化した空き家等の増加は、防災・衛生・景観等の生活環境に影響を与えることから、空き家対策条例等に基づき、空き家等の適切な管理促進等を図る必要があります。

図表-27 道路の状況(市道の実延長、舗装済延長、改良済延長等)



資料 市建設課(道路台帳)

図表-28 水道の状況 (給水人口・戸数、上水道普及率)



資料 八匠水道企業団

3-3-1 快適で安全な都市環境の整備

取組方針

快適で安全な生活に欠かせない都市基盤を計画的に整備するとともに、市民の理解を得ながら協働による都市環境づくりを推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
良質な水の安定供給	八匠水道企業団からの低廉で良質な水の安定供給を図るとともに、施設の整備や更新、経営健全化を促進し、上水道普及率の向上を推進します。	環境生活課
適切な汚水・雨水処理の推進	合併処理浄化槽の設置を促進し、公共用水域の水質改善と生活環境の改善を図ります。また、都市下水路の維持管理や排水路整備を推進し、浸水被害の防止や道路の冠水対策に努めます。	環境生活課 建設課 都市整備課
公園の維持管理と長寿命化	市民の憩いの場とともに、防災やレクリエーション等の多様な機能を有する空間として、公園の適正な維持管理と長寿命化を図ります。	都市整備課
安全・快適な生活道路の整備	生活道路の安全で快適な利用に向け、市全体の危険箇所の把握に努め、危険性の高い箇所から、計画的な舗装、改良の推進と適切な維持・補修に努めます。	建設課
協働による施設整備・管理の推進	市民との協働による計画的な施設の整備・管理を推進します。	都市整備課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
上水道普及率	90.5% ※令和4年度末	91.0%
市道改良率・舗装率	57.3%・74.7% ※令和4年度末	57.5%・75.0%
快適に生活できる住環境であると思う市民の割合	55.1% ※令和4年12月	

3-3-2 自然・文化と調和した住環境づくりの推進

取組方針

豊かな自然や歴史的建造物等を保全しながら、景観に対する市民意識の醸成を図り、市全体で調和のとれた公共空間の整備と美しい景観の形成に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
特性を活かしたまち並みづくりの推進	市街地や集落地、幹線道路や旧国道沿い等、それぞれの特性を活かした調和のとれたまち並みづくりを推進します。	都市整備課
歴史・文化景観の保全	飯高寺周辺や旧国道沿い等の歴史的建造物の保全に努めるとともに、周辺における調和のとれたまち並みの形成に努めます。	都市整備課 生涯学習課
自然景観の維持・保全と緑化の推進	本市の原風景である田園・里山の維持・継承や海浜景観の創出・保全に努めるとともに、マキの生垣や屋敷林、街路樹等、地域の緑化を推進します。	環境生活課 農林水産課 都市整備課
景観形成のルールづくりと市民意識の醸成	緑の基本計画や景観法に基づく景観計画等を検討するとともに、自然景観や歴史的景観の形成・保全に向け、市民意識の醸成を図ります。	都市整備課

3-3-3 安心して暮らせる住環境づくりの推進

取組方針

誰もが安心・安全に暮らしていくことのできる公共空間及び居住空間の整備を図るとともに、空き家対策を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
バリアフリー化の推進	公共空間のバリアフリー*化を計画的に推進するとともに、障害者や高齢者が居住する住宅のバリアフリー化に向け支援します。	関係各課
住宅の耐震化に向けた支援の充実	地震等の災害対策の実施に対する補助制度を継続し、住宅の耐震化の必要性・重要性について市民へのさらなる啓発活動を実施します。	都市整備課
住宅リフォームの推進	住宅リフォーム工事に対する補助制度により、市民が快適に暮らせる住環境づくりを推進します。	都市整備課

取組	取組の概要	主管課
空き家対策の推進	空き家対策条例等に基づき、空き家対策を推進し、市民が安心・安全に暮らすことができる生活環境の保全に努めます。	都市整備課 企画課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
木造住宅耐震診断費補助件数	2件/年 ※令和4年度	3件/年

3-3-4 子育てしやすい住環境の整備

■ 取組方針

住宅取得に関する支援措置を講ずることにより、子育て世代等が暮らしやすい住環境を整備し、若者の定住及び市外からの移住促進を図ります。

■ 取組内容

取組	取組の概要	主管課
子育て世代等の住宅取得の支援	転入者マイホーム取得奨励金制度や空き家バンク等の活用を促すほか、新婚世帯が新たな生活を始める際の費用助成を通じて、子育て世代等の住宅取得を支援します。	企画課
子どもの遊び場の確保	子ども達が安心して遊ぶことのできる公園等の適正管理及び確保に努めます。	都市整備課 福祉課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
都市公園の措置不要遊具率	37% ※令和4年度末	50%

施策3-4 安心・安全な地域づくりの推進

該当する SDGs ▶▶



施策の大綱

地震、津波、豪雨等の自然災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災体制の強化を図ります。必要な情報を的確に提供する情報伝達体制の充実及び急傾斜地等の防災対策を推進します。

また、犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めるため、様々な機会を通じ防犯・交通安全意識の向上を図り、市民、行政、警察等が連携して防犯・交通安全対策を進めていきます。

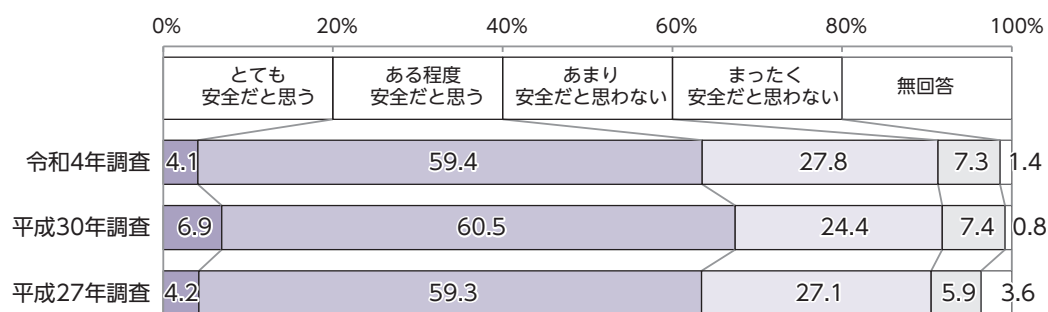
【施策推進の背景と課題】

本市は自然災害や犯罪の発生率が低く、市民意識調査の結果をみると、災害等に対して安全だと思う人の割合は6割程度ですが、そのうち「とても安全だと思う」と回答した人の割合は減少しています。東日本大震災以降、津波の脅威に対する意識の高まりや市内全域に甚大な被害を及ぼした令和元年台風第15号等の経験、自然災害の頻発化・激甚化を背景として、災害発生時の安全対策がこれまで以上に求められています。

そのため、万が一の災害発生に備え、危険箇所の災害防止対策を進め、災害発生時に被害を最小限に食い止めるための準備を地域全体で推進していく必要があります。

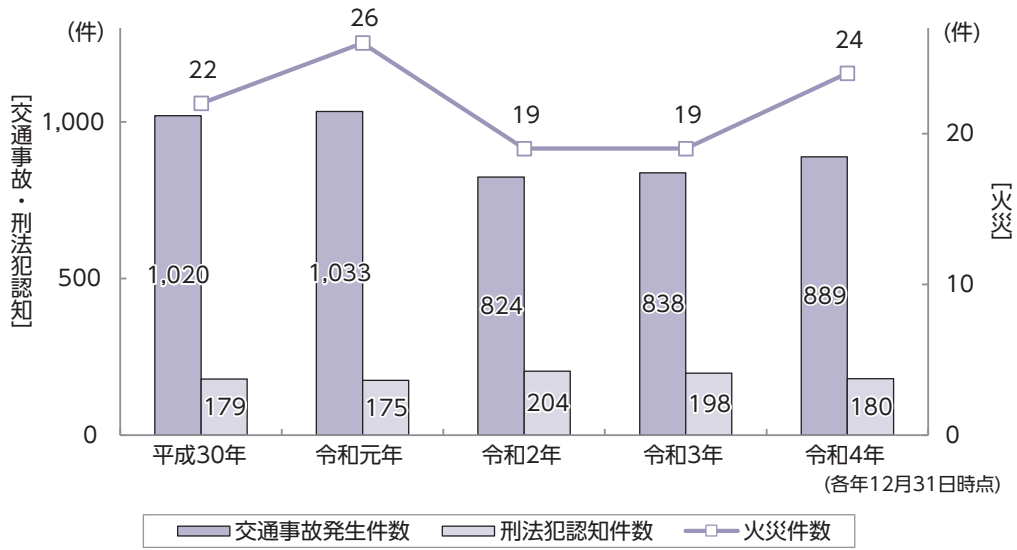
さらに、安心・安全な地域づくりのために、引き続き市民、団体、関係機関等が連携して地域の交通安全・防犯対策に取り組むことが重要です。

図表-29 住んでいる地区が災害などに対して安全だと思うか



資料 令和4年・平成30年・平成27年市民意識調査

図表-30 交通事故、犯罪、火災の発生状況



資料 千葉県警察匝瑳警察署、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部

3-4-1 防災対策の強化

取組方針

災害の発生予防及び被害軽減に向け、平常時における予防活動と災害発生時における応急対策及び迅速な復旧活動を可能にする体制の強化を図ります。また、津波を想定した防災対策の推進を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
危機管理体制の強化	災害発生時に迅速かつ的確な判断及び行動がとれるよう、庁内の危機管理体制の強化とマニュアル等の整備とともに、より実効的な訓練を計画し、継続的な実施を図ります。	総務課
土砂災害対策の推進	土砂災害から市民の生命を守るため、土砂災害警戒区域の周知を図るとともに、危険箇所の点検及び状況に応じた急傾斜地の崩壊防止対策を推進します。	総務課 建設課
防災意識の高揚	多くの市民の参加が得られるよう、防災訓練の内容等を検討するとともに、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。	総務課
自主防災組織の活動支援と連携強化	自主防災活動を支える人材や防災士*の育成、自主防災組織と地域の様々な団体との連携を強化することにより、地域防災力の強化を図ります。	総務課
避難所の機能強化	生活必需品の備蓄、衛生環境の整備等、避難所の機能強化を図ります。	総務課
防災行政無線の整備	災害発生時の情報を迅速かつ的確に伝えるため、戸別受信機の設置促進や保守について、広報紙やホームページ等を活用し推進します。また、防災行政無線設備の計画的な更新を図り、適切な維持・管理に努めます。	総務課
津波災害対策の推進	津波防災意識の醸成や地域の防災力の向上を図るとともに、関係機関と連携し、総合的な津波対策を推進します。	総務課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
防災行政無線戸別受信機設置数	11,270台 ※令和4年度末	12,000台
防災士育成事業補助金の補助件数	延べ9件 ※令和4年度末	延べ30件

3-4-2 消防・救急体制の強化

取組方針

火災発生防止のための啓発活動に努めるとともに、関係機関・団体等と連携しながら、消防施設・設備及び救急救命対策の充実を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
消防設備等の充実	各種消防施設の整備と消防装備の配備を計画的に行います。	総務課
消防団及び消防組合の活動支援	消防団協力事業所表示制度の推進、必要な費用の負担等、消防団及び消防組合の活動支援の充実に努めます。	総務課
消防団員の確保対策	消防団員募集の広報・啓発の充実と併せて、機能別消防団員制度や消防団サポート店制度の活用により、消防団員の確保を図ります。	総務課
防火意識の普及・啓発	消防組合との連携により、「住宅用火災警報器」の設置義務の周知をはじめ、市民の防火意識の普及・啓発に努めるとともに、イベント時での広報等、火災予防の普及・啓発に向けた取組を促進します。	総務課
救急救命対策の充実	消防組合との連携により、応急手当の普及やAED*の取扱い方法等の啓発を図り、救命率の向上を図ります。	総務課
匝瑳消防署の建替え整備の促進	匝瑳市横芝光町消防組合基本構想に基づき、施設の建替え整備を促進します。	総務課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
消防団員数	639人 ※令和4年度末	676人

3-4-3 防犯体制の強化



取組方針

関係機関等と連携しながら、防犯活動の活性化及び防犯設備の整備・維持管理を促進します。また、まちぐるみで地域を見守る体制づくりを推進し、意識の醸成を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
防犯に関する情報提供と意識の醸成	防犯対策の周知や犯罪に関する情報提供の充実、学校での防犯教室の開催を推進し、防犯意識の醸成を図ります。	環境生活課 学校教育課
まちぐるみ防犯活動の促進	警察署及び防犯協会との連携強化を図るとともに、防犯活動を行う自主組織の育成支援に努め、まちぐるみでの防犯活動を促進します。	環境生活課
防犯設備の整備	夜間における犯罪、事故の発生を防ぐため、防犯灯等の防犯設備の整備及び維持管理を推進します。	環境生活課
防犯まちづくり推進条例に基づく施策の推進	犯罪防止のため、自治体や関係機関、市民、事業者等の役割を定めた「防犯まちづくり推進条例」に基づき、安全なまちづくりを推進します。	環境生活課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
防犯活動を行う自主組織数	15団体 ※令和4年度末	
犯罪発生件数(認知数)	144件/年 ※令和4年	

3-4-4 交通安全対策の充実

取組方針

関係機関等と連携しながら、市民一人ひとりの交通安全意識の普及・啓発に努めます。また、誰もが安心して通行することのできる安全な道路環境づくりを推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催	子どもや高齢者にわかりやすく、実際に役に立つ知識を吸収してもらうため、交通安全教室の内容等を工夫するとともに、教材等の充実を図り、交通安全意識の普及・啓発に努めます。	環境生活課
安全な道路環境の整備	歩道整備及び道路拡幅を推進するとともに、交通安全施設の点検・整備等、通行しやすい道路環境の整備を推進します。	建設課 環境生活課

取組	取組の概要	主管課
交通バリアフリー化の推進	公共交通機関の車両や施設、道路施設等のバリアフリー*化を推進し、高齢者や障害者等が安全に移動できる環境を整備します。	関係各課
通学路の安全確保	通学路にあたる道路の安全対策を推進するとともに、地域住民による交通安全活動や街頭交通指導等の活動を促進し、登下校時の児童生徒の安全確保に努めます。	学校教育課 環境生活課 建設課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
交通事故発生件数	62件/年 ※令和4年	↓
子ども・高齢者を対象とした交通安全教室参加人数	2,159人/年 ※令和4年度	2,000人/年以上の維持



匝瑳市総合防災訓練

栄地区津波避難タワー



施策4-1 学校教育の充実

該当するSDGs ▶▶



施策の大綱

子ども達の学ぶ意欲を育て、「生きる力」としての「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成するとともに、「郷土を誇りに思う心」をはぐくみます。

また、情報化・グローバル化に対応した教育、特色ある学校づくりと一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導及び支援を図ります。

家庭や地域との連携を強化するとともに、子ども達が安全で安心して学ぶことができる環境づくりを推進します。

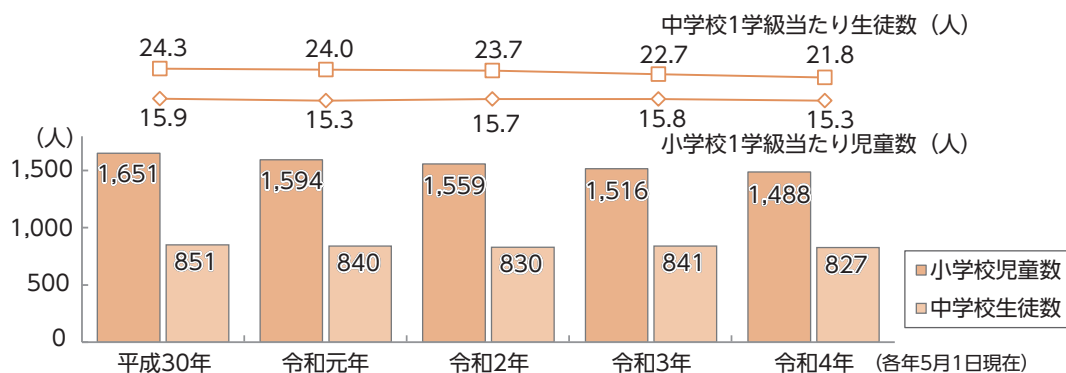
【施策推進の背景と課題】

少子化の一層の進展を背景に、子ども達一人ひとりが、変化の激しいこれからの社会を生きる力を身に付け、進んで社会に貢献できるようになるためには、学校・家庭・地域が一体となって、豊かな人間性と健やかな体の育成に取り組む必要があります。

また、デジタル活用による教育の重要性が今後さらに増す中、情報化と併せてグローバル化にも的確に対応するとともに、きめ細かな指導と教育の質の向上等により、基礎学力の定着と、自ら課題を見つけ進んで解決していくことができるようにする必要があります。

さらに、一日のうち多くの時間を過ごす学校施設と通学路においては、子ども達の安全を確保するための環境づくりを推進していく必要があります。

図表-31 小学校・中学校の状況(児童・生徒数、1学級当たり児童・生徒数)



資料 学校基本調査

4-1-1 生きる力をはぐくむ豊かな学校生活の充実

取組方針

「生きる力」をはぐくむため、社会情勢に応じた教育の推進及び教職員の資質能力の向上を図るとともに、充実した学習環境の中で、地域特性を活かした特色ある教育を進めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
確かな学力の育成	学力調査等により児童生徒の学力を把握し、状況に応じた学習内容の工夫・検討を図ります。また、各校の効果的な取組を市内の全校で共有できる仕組みを構築し、また、家庭学習の定着を支援します。	学校教育課
豊かで健やかな心身の育成	体育大会や学校保健・体育活動、様々な体験や道徳教育、読書活動等を通じて、幼児・児童生徒の健康の保持・増進と豊かな心の育成を図ります。	学校教育課
情報化に対応した教育の充実	情報機器を整備し、情報処理能力の向上を図るとともに、情報モラル*教育を推進することで、情報化に対応した教育の充実を図ります。	学校教育課
グローバル化に対応した教育の充実	各中学校に外国人のALT(外国語指導助手)を配置し、英語科の授業で活用するとともに、幼稚園、小学校の外国語に親しむ活動にもALTを派遣します。また、小学校の外国語教育においてJTE(日本人の英語指導助手)を配置し、英語教育の推進を図ります。	学校教育課
学校における食育の推進	学校給食センターの見学や栄養士・調理員による給食時間の講話、食に関する学習等を推進し、食育に対する意識の醸成に努めます。	学校教育課
特色ある教育の推進	各教科や総合的な学習の時間等を通して、郷土の歴史や産業、伝統文化、環境保全等を学習し、特色ある教育の推進を図ります。	学校教育課
キャリア教育*の推進	児童生徒一人ひとりのキャリア発達に必要な意欲・態度や能力を育てるため、発達段階に即した教育を各教科及び職場見学、職場体験等を通して推進します。	学校教育課
少子化に対応した活力ある学校づくり	児童数の少ない学校において、行事等を複数の学校で実施する等、少子化に対応した活力ある学校づくりに努めます。	学校教育課
学校施設・設備の整備	安心・安全な学校生活環境を確保するため、学校施設・設備の計画的な整備を推進します。	学校教育課

取組	取組の概要	主管課
教職員の資質能力の向上	現代的な課題を踏まえるとともに、地域に関連した内容を取り入れる等、研修内容の充実を図り、教職員の資質能力の向上に努めます。	学校教育課

■ 数値目標

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
自分には良いところがあると思う児童生徒の割合	75.3% ※令和4年度	85.0%
家で自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合 (学校の授業の予習や復習を含む。)	62.6% ※令和4年度	65.0%
運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合	86.5% ※令和4年度	90.0%

■ 4-1-2 きめ細かな指導体制と相談支援の充実

■ 取組方針

一人ひとりの個性や能力、状況等に応じた指導ができる体制の充実を図るとともに、悩みや不安等を気軽に相談できる体制づくりを推進します。

■ 取組内容

取組	取組の概要	主管課
補助教員の配置	きめ細かな指導を行うため、支援が必要であると認められる学校、学級に補助教員を配置します。	学校教育課
サタデースクールの充実	公共施設を利用したサタデースクールの充実を図るとともに、参加促進に努め、基礎的・基本的学力の定着を図ります。	学校教育課
専門家による相談支援の充実	いじめや不登校等に悩む児童生徒や保護者に対し、スクールカウンセラーや相談員等の専門家による相談・指導等の支援の充実を図ります。	学校教育課
就学援助の実施	経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用等の援助を行います。	学校教育課
特別支援教育*の充実 ※再掲	通常の学級において、すべての児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援(インクルーシブ教育*)を図るとともに、障害のある児童生徒に対する合理的配慮の適切な提供を行います。	学校教育課

■ 数値目標

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
補助教員配置人数	32人 ※令和4年度末	32人
スクールカウンセラー配置数 (毎週配置)	5人 ※令和4年度末	5人

■ 4-1-3 学校・家庭・地域の連携強化

■ 取組方針

地域に開かれた学校を推進し、地域の人材や意見を積極的に学校教育の場に活用するとともに、PTA活動の活性化を図り、家庭との連携体制の強化に努めます。

■ 取組内容

取 組	取組の概要	主管課
地域人材の活用	優れた知識や技術を有する地域の人材を、積極的に学校教育に活用し、教育の充実を図ります。	学校教育課
学校資源の地域活動への活用	地域活動等に対し、学校体育施設の開放を推進します。	学校教育課 生涯学習課
学校開放の推進	地域と学校の結びつきを強めるため、学校行事に地域住民が参加できるよう工夫し、地域活動団体と連携した学校行事の展開を推進します。	学校教育課
学校支援ボランティアの充実	多くの市民の目で、子ども達を守り育てていくために、学校支援ボランティアの充実を図ります。	学校教育課
PTA活動の活性化	PTA会員の交流や活動事例の紹介等のほか、補助金や活動場所の提供等を通して、PTAの自主的な活動の活性化を図ります。	生涯学習課

■ 数値目標

指 標	現 状	目標 (令和9年度)
特別非常勤講師等配置校数	13校 ※令和4年度末	13校
学校支援ボランティア数	272人 ※令和4年度末	360人
学校と家庭・地域との連携がなされていると思う市民の割合	62.8% ※令和4年12月	70.0%

4-1-4 学校内外の安全の確保

取組方針

地域や家庭、関係機関等と連携しながら、子どもの安全を確保するための体制強化を図るとともに、学校施設の長寿命化を進めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
学校内での犯罪・事故防止対策の推進	学校内の犯罪や事故の防止を図るため、より実践的な防犯・事故防止マニュアルの策定・活用を推進します。また、応急手当の裾野を広げるため、教育現場におけるAED*を活用した救命救急講習の実施を図ります。	学校教育課
災害時の安全確保	保護者や地域住民と連携しながら、地域の実情に合った防災訓練・避難訓練を実施するとともに、防災に関する知識の普及や災害時のための準備等を行い、災害時の児童生徒の安全確保及び連絡体制整備を図ります。	総務課 学校教育課
登下校時の安全確保	通学路の防犯・交通安全対策の強化を図るため、関係機関と連携しながら、地域における見守り活動や不審者情報の提供等を推進します。また、メール配信を通して、登下校時の児童生徒の安全確保に努めるとともに、連絡体制の整備を図ります。	学校教育課
学校施設の長寿命化	学校施設の機能性及び安全性を確保するため、学校施設の長寿命化を計画的に進めます。	学校教育課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
子ども達にとって安心して学ぶことができる場となっていると思う市民の割合	80.1% ※令和4年12月	85.0%
バリアフリー*法に基づく小中学校へのスロープ整備	6校 ※令和4年度末	13校

施策4-2 生涯学習・生涯スポーツの推進と青少年の健全育成

該当する SDGs ▶▶▶



施策の大綱

市民のニーズを踏まえた多様な生涯学習・生涯スポーツ活動の機会を提供するとともに、その成果を適切に活かすことのできる環境の充実を図ります。

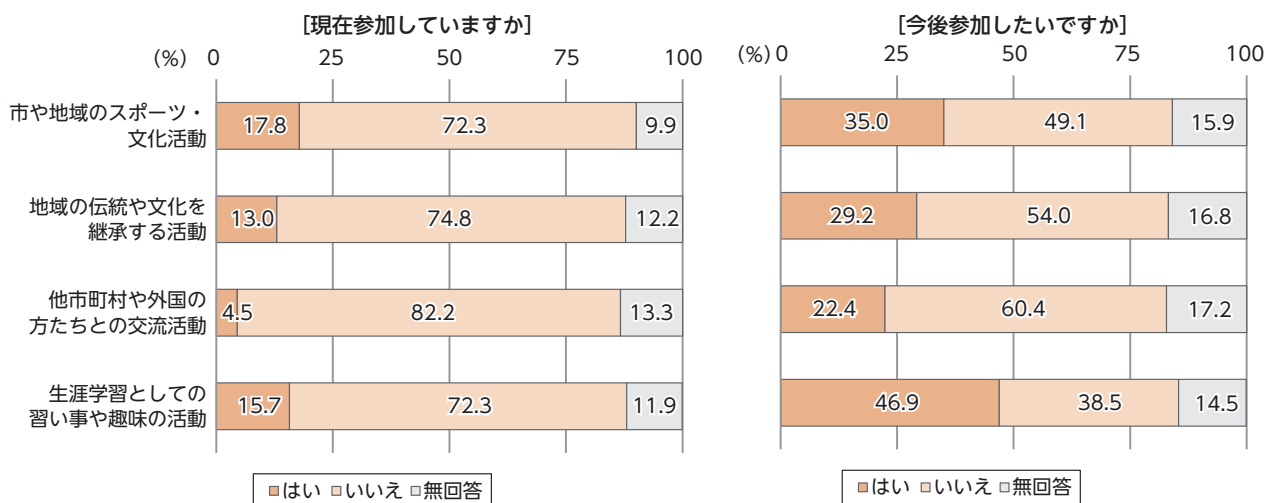
また、青少年の健全育成に携わる活動組織の自主的な活動を支援するとともに、家庭、学校、地域等と連携して青少年の健全育成を図ります。

【施策推進の背景と課題】

市民意識調査の結果をみると、現在、生涯学習としての習い事や趣味の活動に参加している人の割合は2割を下回っていますが、今後、参加したいと思っている人は5割弱となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの人のライフスタイルに変化が生じている中でもニーズは高く、多くの市民に生涯学習の機会を提供するよう努めていく必要があります。

生涯学習や生涯スポーツを通じた交流は、一人ひとりの生きがいきづくりだけでなく、地域コミュニティの育成や青少年の健全育成にもつながることから、生涯学習・生涯スポーツ意欲を実践に移すことができるよう、学習の提供や学習活動における指導者、ボランティアの育成、活動できる場の確保等、楽しく学べる環境づくりが必要です。

図表-32 余暇活動への参加状況及び参加意向



資料 令和4年市民意識調査

4-2-1 生涯学習の推進

取組方針

多様化するニーズに応じた生涯学習の機会の充実を図るとともに、活動の成果を発表する場の充実に努め、市民の自主的な活動の促進を支援します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
各種講座・教室の充実	市民の学習ニーズを把握しながら各種講座・教室や出前講座の充実に努めるとともに、幅広い市民が参加しやすい講座・教室の開催に努めます。	生涯学習課
活動成果を発表する場の充実	生涯学習への意欲の醸成を図るため、活動の成果を発表する場の充実に努めます。	生涯学習課
自主的な活動の促進	市民の自主的な活動を促進するため、サークル活動に対し支援するとともに、様々な情報提供や活動の場の充実、活動紹介等を行います。	生涯学習課
図書館の充実	市民のニーズに応じた図書館の蔵書の充実及び機能強化を図り、読書の普及促進に努めます。	生涯学習課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
公民館講座開催回数・参加者数	254回/年 2,541人/年 ※令和4年度	260回/年 2,700人/年
生涯学習センター講座開催回数・参加者数	79回/年 931人/年 ※令和4年度	79回/年 950人/年
図書館利用者数・貸出冊数	37,569人/年 193,338冊/年 ※令和4年度	58,000人/年 203,000冊/年

4-2-2 生涯スポーツの振興

取組方針

施設の整備及び有効活用を図ることで、生涯スポーツ及びレクリエーションの活動拠点を確保し、気軽に楽しむことのできる環境づくりに努めるとともに、スポーツに関わる人材の発掘・育成を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用	スポーツ・レクリエーション施設の安全かつ快適な利用に向けた維持管理に努めるとともに、パークゴルフ場をはじめとしたスポーツ施設の有効活用を努めます。	生涯学習課
スポーツ大会・教室と生涯スポーツの充実	スポーツ大会・体験活動等の各種イベントや、スポーツ教室の充実と参加促進を図ります。また、「市民一人1スポーツ」を目指し、いつでも誰でも気軽に参加できる生涯スポーツの促進を図ります。	生涯学習課
スポーツ推進計画の策定	スポーツ・レクリエーション活動を推進するため、スポーツ推進計画を策定します。	生涯学習課
自主的な活動の促進 ※再掲	市民の自主的な活動を促進するため、サークル活動に対し支援するとともに、様々な情報提供や活動の場の充実、活動紹介等を行います。	生涯学習課
総合型地域スポーツクラブの運営支援	関係団体等と連携して、総合型地域スポーツクラブ*の運営支援及び活性化を図ります。	生涯学習課
指導者の発掘・育成	関係団体と連携しながら、研修会や講習会を実施し、指導者の発掘・育成を推進します。	生涯学習課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
スポーツ教室開催回数・参加者数	245回/年 3,845人/年 ※令和4年度	260回/年 4,500人/年
パークゴルフ場利用者数	12,014人/年 ※令和4年度	20,000人/年

4-2-3 青少年の健全育成

取組方針

青少年の健全育成に携わる活動組織の自主的な活動を支援するとともに、関係機関が連携し、あらゆる場面や機会を通じて青少年を見守る体制づくりに努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
青少年団体活動の活性化	青少年活動を行う団体等に対する活動支援の充実と団体相互の連携を促進します。	生涯学習課
スポーツ・体験活動の推進と参加促進	カローリング等のニュースポーツやボッチャ等の障害者スポーツの体験を推進します。また、自然観察会、親子料理教室等を引き続き行うとともに、通学合宿事業の充実を図り、活動への参加を呼びかけます。	生涯学習課
家庭の教育力の向上	家庭の教育力の向上を図るため、幼稚園や小中学校において家庭教育学級を開設し、参加を促進します。	生涯学習課
見守り指導体制の強化	PTAや青少年相談員、地区社会福祉協議会等と連携しながら、地域全体で青少年を見守り、指導していく体制を強化します。	生涯学習課 学校教育課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
青少年体験活動参加者数	800人/年 ※令和4年度	850人/年
家庭教育学級一人当たりの参加数	1.88回/年 ※令和4年度	3回/年



パークゴルフそうさ

施策4-3 地域文化の振興

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

心の豊かさや暮らしに潤いをもたらす芸術文化にふれあう機会を提供するとともに、各種団体による自主的な芸術文化活動を支援します。

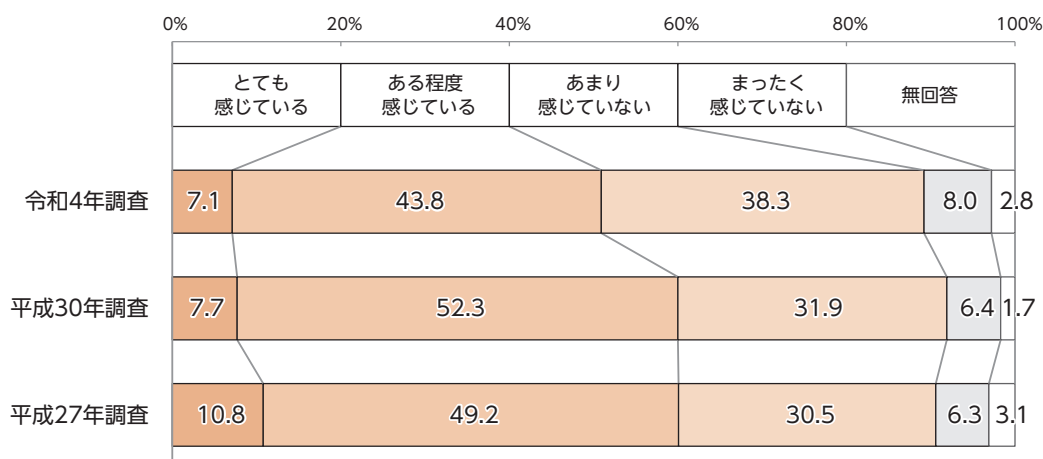
また、地域の歴史と風土に根ざした文化資源を地域文化の振興に活用しつつ後世に伝えていくため、各種団体と連携しながら有形・無形の貴重な歴史文化遺産の保護・活用に努めます。

【施策推進の背景と課題】

近年では、自然環境や文化財への価値が見直され、地域資源や貴重な観光資源として、また、地域の誇りとして再認識されています。本市には歴史的建造物や地域に根ざした祭り等、数多くの有形・無形の文化財が存在し、市民の誇りとなっており、市民意識調査では、地域の伝統や文化に対する愛着を感じる人の割合が約5割となっています。

本市の貴重な文化財や地域に根付いた身近な伝統文化を大切にし、後世に伝えていくための意識の醸成及び保存活動の促進を図る必要があります。加えて、資源として活用するとともに、地域に愛着を感じることができるよう、保存・継承と併せてその価値を広くPRしていく必要があります。

図表-33 地域の伝統や文化に愛着を感じているか



資料 令和4年・平成30年・平成27年市民意識調査

4-3-1 芸術文化にふれあう機会の充実

取組方針

市民の自主的な活動に対する支援の充実を図るとともに、優れた芸術文化にふれる機会の充実及び参加促進を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
芸術文化活動団体の活動支援	芸術文化活動団体の活動の活性化に向けて、活動成果の発表の場の充実と併せて団体相互の連携促進及び活動支援を図ります。	生涯学習課
活動成果発表の場と芸術文化の鑑賞機会の充実	市民の芸術文化活動の成果を発表する場の充実により活動意欲の醸成を図るとともに、市民が優れた芸術文化を鑑賞することのできる機会の充実に努めます。	生涯学習課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
文化団体数	51団体 ※令和4年度末	55団体
文化祭来場者数	1,072人/年 ※令和4年度	2,000人/年

4-3-2 歴史的建造物・文化財の保全とPR

取組方針


有形・無形の文化財に対する意識の醸成を図り、地域の財産としてその保全とPRに努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
歴史的建造物や文化財等の適切な保全	本市にある歴史的建造物や指定文化財の保存・修理及び文化財指定外の貴重な歴史文化遺産の適切な保全に努めます。	生涯学習課
歴史文化遺産の活用・PR	地域の歴史や文化財等に対する意識の醸成を図るため、文化財等の歴史文化遺産の情報を市内外に発信するとともに、歴史的文化遺産を活用したイベントの開催や歴史・文化にふれることのできる機会を提供します。	生涯学習課

取組	取組の概要	主管課
文化財ガイドボランティアの育成・活用	地域の文化財を紹介するガイドボランティアを育成し、積極的に活用していくことで、本市の文化財の価値に対する認識を広めます。	生涯学習課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
文化財指定(登録)数	82件 ※令和4年度末	
文化財ガイドボランティア登録者数	4人 ※令和4年度末	5人

4-3-3 伝統文化の継承促進

■ 取組方針

古くから伝えられる地域に根付いた文化の継承を促進するため、後継者の育成に努めるとともに、その価値を広く市内外に発信していきます。

■ 取組内容

取組	取組の概要	主管課
活動の活性化と後継者の育成	伝統文化の継承・保存活動に対する支援を行い、活動の活性化を図るとともに、高齢化している担い手の後継者の育成を図ります。	生涯学習課
伝統文化に対する意識の醸成	多くの市民が伝統文化にふれることのできる場を充実させ、伝統文化に対する意識の醸成を図ります。	生涯学習課
伝統文化のPRの推進	観光分野と連携しながら、木積の「ふじ祭」や「箕づくり」等、本市の伝統文化のPRを推進し、その価値を市内外に広めます。	生涯学習課 商工観光課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
伝統文化保存団体数	13団体 ※令和4年度末	
地域の伝統や文化に愛着を感じている市民の割合	50.9% ※令和4年12月	60.0%

施策4-4 男女共同参画の促進

該当する SDGs ▶▶▶



施策の大綱

家庭、学校、地域等のあらゆる場において、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる地域社会の実現に向けた取組を推進します。

また、男女が共に、仕事と家庭生活や地域活動を両立できるワーク・ライフ・バランス*の推進を図ります。

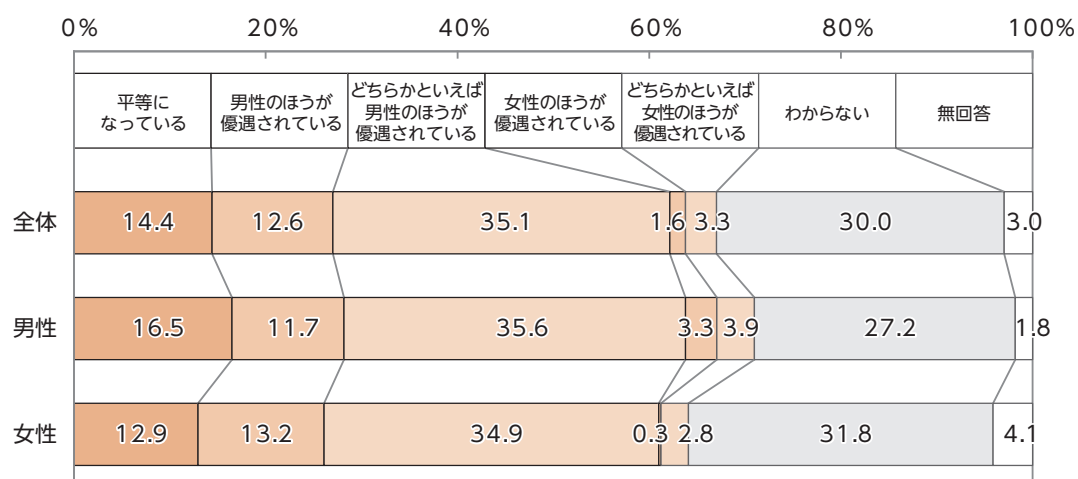
【施策推進の背景と課題】

人権尊重意識の高まりとともに、男女共同参画に対する理解やその重要性に対する認識は高まってきているものの、地域社会における慣習・慣行には、依然として性別による固定的な役割分担意識が残っています。

男性も女性もお互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、あらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に取り組んでいく必要があります。

そのためには、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）*平等の視点を踏まえて男女共同参画に関する意識の啓発に引き続き取り組み、市民や地域活動団体、事業者等の主体的な行動を促す環境づくりと具体的支援を推進していく必要があります。

図表-34 普段の生活や社会全体の中での男女平等に関する意識



資料 令和4年市民意識調査

4-4-1 男女共同参画の推進体制の充実

取組方針

男女共同参画に関する学習機会の充実や意識啓発を推進し、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）*平等の実現を目指すとともに地域における男女共同参画を推進するための体制の充実を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
男女共同参画意識の把握と向上	男女共同参画に関する市民意識の把握に努めるとともに、講演会等を開催し、男女共同参画意識の向上に努めます。	企画課
固定的性別役割分担等の是正に関する意識啓発	慣習・慣行等にある固定的な性別役割分担意識や男女差別の是正に関する意識啓発・学習機会の充実を図ります。	企画課
男女共同参画推進体制の充実	関係機関と連携しながら、地域における男女共同参画施策の推進を図ります。	企画課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
社会全体において男女が平等になっていると思う市民の割合	14.4% ※令和4年12月	25.0%

4-4-2 誰もが能力を発揮できる地域社会づくりの推進

取組方針

関係機関との連携を強化し、家庭や地域、職場等において、性別にかかわらず、個人が持つ能力を十分に発揮することができる地域社会づくりを促進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
政策・方針決定過程への女性参画の拡大	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)*を推進し、あらゆる場面の意思決定の場において男女の均等な参画を促進します。	企画課

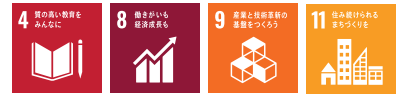
取組	取組の概要	主管課
家庭や地域、職場における男女共同参画の促進	家庭や地域活動、職場等において、男女が互いを尊重しつつ責任を分かち合い、共に個性と能力を発揮することができる環境整備を促進します。	企画課
就労の再チャレンジ支援の推進	県等の関係機関と連携し、育児や介護等により一旦離職した人が、希望に沿った再就職・起業等が実現できる再チャレンジ支援を推進します。	商工観光課 企画課
働き方改革の促進 ※再掲	仕事と生活の調和のとれた生活が送れるようワーク・ライフ・バランス*の考え方を広く啓発し、市内事業所へ浸透させることにより、事業所の働き方の改革につながるよう働きかけを行います。	商工観光課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
審議会・委員会の女性委員比率	26.0% ※令和5年4月	40.0%以上

施策4-5 移住・定住及び多様な交流の促進

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

豊かな自然と住み良い生活環境が広がる本市の良さを知ってもらい、魅力を感じてもらえるよう、シティプロモーション活動を推進するとともに、移住・定住につながる支援や、きめ細かな情報の発信、相談体制の充実、多様な交流の促進を図ります。

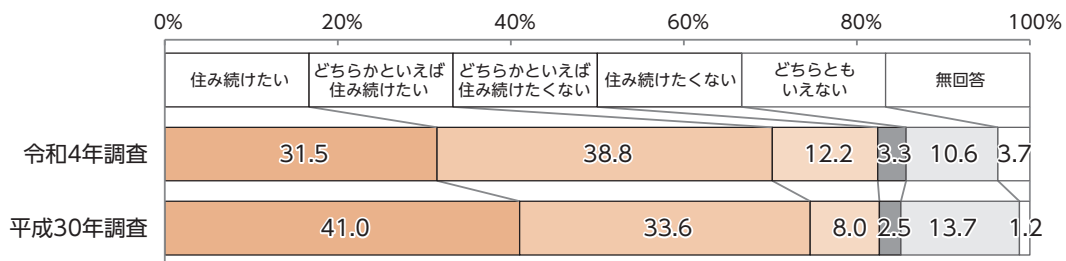
【施策推進の背景と課題】

本市は、令和4年(2022年)4月に、旧野栄町の区域が過疎法に基づく過疎地域として指定されました。

人口減少を抑制し、「過疎地域からの脱却」を目指すとともに、地域の活力を維持・活性化していくためには、移住・定住のさらなる促進と併せて、地域の魅力向上を図り、多様な交流を促進し、新しい人の流れを創り出していくことが重要です。

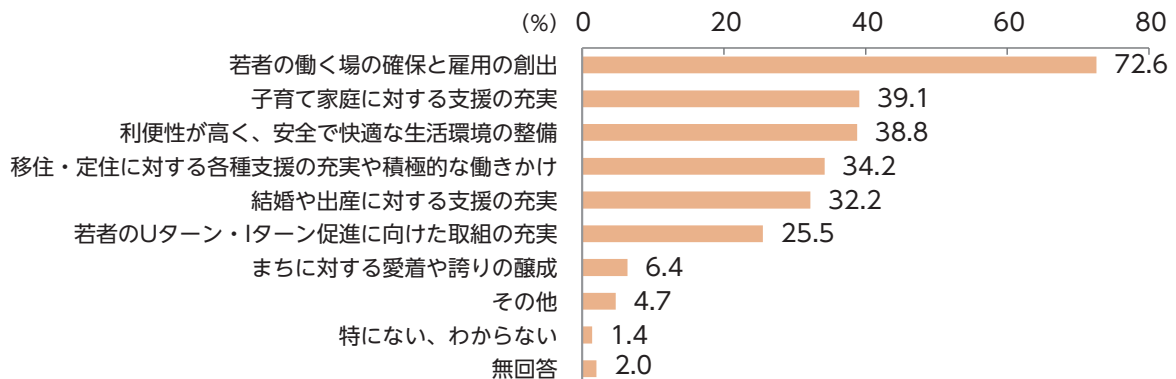
UIJターン*希望者に対するきめ細かな情報の提供や相談できる機会の確保、また、多様化する都市住民の趣向等に対応した多様な交流促進が求められます。

図表-35 定住意向(これからも匝瑳市に住み続けたいと思う市民の割合)



資料 令和4年・平成30年市民意識調査

図表-36 人口減少に歯止めをかけるために特に力を入れて取り組むべき施策



資料 令和4年市民意識調査

4-5-1 シティプロモーション活動の強化

取組方針

本市の情報を市内外に効果的・効率的に発信し、魅力あるまちづくりに取り組むことにより、住民の地域に対する愛着を醸成するとともに、地域を支える関係人口*のさらなる創出を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
シティプロモーション活動の推進	新たな定住先として選択されるよう、魅力あるまちづくりに取り組むとともに、住宅、生活、雇用等の情報の幅広い世代に向けた効果的な情報発信を行います。	企画課 商工観光課
地域を支える関係人口づくり	地域や地域の人々と多様な形で関わり、地域づくりの担い手となることが期待できる関係人口を増やす取組を検討・推進します。	企画課 関係各課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
転入者マイホーム取得奨励金を活用した転入者数	755人 ※令和4年度末	1,098人

4-5-2 移住・定住に対する支援の充実

取組方針

移住の促進を図るとともに、移住者の受入れに向けた環境づくりや定住に関する情報の発信を行います。また、若者の定住が可能となるよう結婚への支援、就労の場づくりを図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
転入者に対する助成制度の充実	新築又は中古住宅を取得した転入者に奨励金を交付する等、移住希望者に対する助成制度の充実を図ります。	企画課
空き家バンクの充実	空き家バンクへの積極的な登録を促進し、移住及び定住希望者への情報発信を図ります。	企画課 都市整備課

取組	取組の概要	主管課
移住者を受け入れる環境づくり	住宅等の暮らしに関する総合的な相談体制の強化等、移住者をスムーズに受け入れるための環境づくりを推進します。	企画課
結婚に対する支援制度の充実	出会い創出事業により男女の出会いの場の提供や婚活サポーターの活用を図るとともに、新婚世帯が新たな生活を始める際の費用助成を通じて結婚新生活を応援します。	企画課
地域おこし協力隊制度の活用	地域外の人材を積極的に誘致し、地域の資源及び特性を活用した地域協力活動を通して、地域の活性化及び地域力の維持強化を促進するとともに、地域への人材の定住及び定着を図ります。	企画課 関係各課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
空き家バンク成約物件数	21件 ※令和4年度末	30件
出会いの場参加者数	10人/年 ※令和4年度	80人/年
結婚新生活応援事業補助金活用件数	—	延べ20件

4-5-3 多様な交流の促進

取組方針

国際交流団体の活動の活性化を図るとともに、各種団体が行う交流活動を支援します。また、外国人や都市住民が滞在しやすい環境づくりに努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
国際交流団体の活動支援	語学教室や在住外国人との交流活動を推進する国際交流団体の活動に対する支援を行うとともに、新しい交流イベントを実施する等、国際交流のさらなる充実を図ります。	企画課
自治体間交流の促進	気候風土や地域性の異なる国内外の自治体等との交流を推進し、様々なイベントや体験活動等を通じた市民同士の交流促進を図ります。	企画課 商工観光課

取組	取組の概要	主管課
外国人や都市住民の受入体制の整備	外国語での情報発信や外国人や都市住民を対象とした交流イベントの実施等、外国人や都市住民が立ち寄りやすい環境づくりを推進します。	企画課 商工観光課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
他市町村や外国の人達と交流活動をしている市民の割合	4.5% ※令和4年12月	5.0%
国際交流協会事業参加者数	306人/年 ※令和4年度	750人/年



市の魅力を全国に発信する
「Niigata City City Ambassador」



施策5-1 コミュニティの育成と市民との協働によるまちづくりの推進

該当するSDGs ▶▶▶



施策の大綱

地域社会の連帯感のさらなる醸成と地域づくり活動の活性化を図るため、コミュニティの育成や施設の整備、地域活動団体の活動支援の充実を図ります。

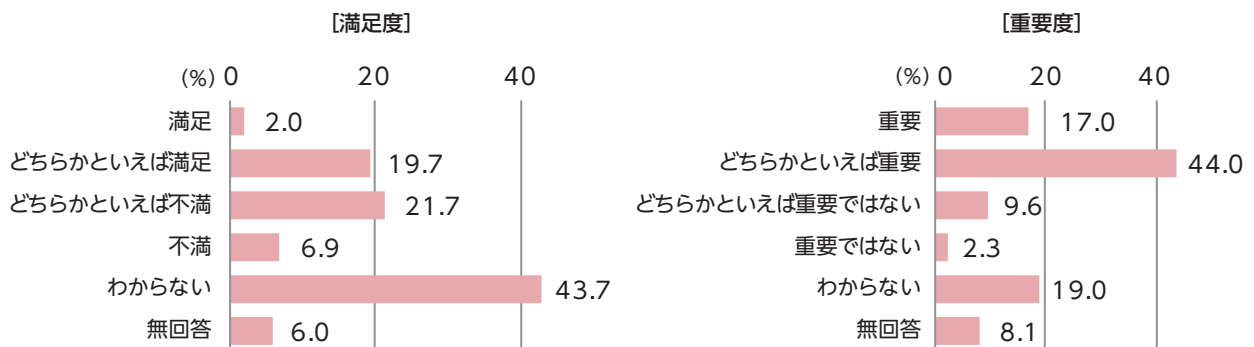
また、市民、地域活動団体及び企業等の多様な主体が協働への理解を深め、積極的にまちづくりに携わることができる環境づくりを進めます。

【施策推進の背景と課題】

本市は、もともと地域の連帯感が強い土地柄ですが、時代とともに地域における結びつきや近隣関係の希薄化も進む中で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い地域コミュニティ活動にさらに制約が生じました。このため、コミュニティセンター等の拠点施設の有効活用を促進しながら自主的な活動を支援するとともに、活動を牽引するリーダーを育成し、引き続きコミュニティ活動の活性化を図っていくことが必要です。

また、地域が抱える課題や市民ニーズは多様化し、行政だけで対応するのは難しくなっています。このような状況の中、市民、地域活動団体、行政をはじめとする多様な主体が積極的にまちづくりに携わることで、様々な活力がまちづくりに活かされ、行政だけでは対応が困難な課題を解決に導いていくものと考えます。多様な主体がこれまで以上に連携を深め、お互いの立場を理解、尊重し、得意分野で力を出し合い、地域の特性を活かした協働によるまちづくりを着実に推進していくことが重要です。

図表-37 「コミュニティの育成と市民の協働によるまちづくりの推進」の施策に対する市民の評価



資料 令和4年市民意識調査

5-1-1 地域づくり活動の活性化支援

取組方針

自主的な地域活動が活発に行われるための環境づくりを推進するとともに、市民が気軽に参加できるための情報提供及び機会の創出を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
地域活動団体に対する支援及び連携促進	地域振興協議会等、地域活動団体に対する助成を行うとともに、地域活動団体に関する情報提供や団体同士の交流機会の創出を図り、連携した地域づくり活動の活性化や、活動を牽引するリーダーの養成を支援します。	環境生活課
地域活動への参加促進	市民が地域活動に気軽に参加できるよう、世代間交流や地域間交流の機会を充実させ、地域活動やイベント等に関する情報提供を充実させます。	環境生活課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
コミュニティ活動補助金交付団体数	7団体 ※令和4年度末	9団体
地域振興活動へ参加している市民の割合	11.9% ※令和4年12月	15.0%

5-1-2 コミュニティの育成及び施設の整備・活用

取組方針

コミュニティの育成支援を図るとともに、老朽化が進むコミュニティ施設の改修・整備を促進し、施設の有効活用を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
コミュニティの育成支援	地域課題の解決やコミュニティの活性化につながるよう市民協働の視点から支援を図ります。	環境生活課
市民ふれあいセンターの充実	コミュニティの拠点機能を持つ市民ふれあいセンターの施設・設備の充実や計画的な改修を進めます。	福祉課

取組	取組の概要	主管課
地区コミュニティセンターの活用	市内9地区に整備されている地区コミュニティセンターの有効活用及び適正な管理を推進します。	環境生活課
集会施設の改修支援	自治会が設置する各地区の集会施設について、老朽化に伴う改修を支援します。	環境生活課

■ 数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
地区コミュニティセンター利用者数	20,483人/年 ※令和4年度	19,000人/年以上 の維持

■ 5-1-3 市民と行政との協働によるまちづくりの推進

■ 取組方針

地域の活性化や課題の解決へ向けて、市民提案型事業等の活用やまちづくりを担う人材及び組織の育成を図りながら、多様な市民協働のかたちによるまちづくりを推進します。

■ 取組内容

取組	取組の概要	主管課
高校生等の若者が参画する市民協働事業の推進	高校生をはじめとする若者が参画する事業の促進と支援を図ります。また、市の事業等を高校生に紹介する出前講座等の実施により、まちづくりへの意見の提案等ができる環境づくりを推進します。	環境生活課 企画課 生涯学習課 秘書課
地域活動組織・リーダーの育成	地域活動を担うNPO*法人や各種団体、活動を牽引するリーダーの育成を図ります。	環境生活課
地域の人材が活躍できるボランティア制度の充実	ボランティア連絡協議会や市民活動サポートセンター等と連携して、市民活動団体を把握・データベース化するとともに、情報提供や相談機能を充実させ、市民活動を支援します。	環境生活課
計画段階からの市民参画の推進	公募等による市民参加やパブリックコメント*の実施等により計画段階からの市民参画を推進します。	総務課
市職員の地域活動への参加促進	市職員が地域住民の一人として積極的に地域活動に参加して、地域ニーズの把握と協働にむけた連携体制の強化を図ります。	総務課 環境生活課
協働による平和事業の推進	平和都市宣言の趣旨を広く市民に普及していくため、市民との協働による平和事業を推進します。	総務課

■ 数値目標

指 標	現 状	目 標 (令和9年度)
協働によるまちづくりが推進されていると思う 市民の割合	17.5% ※令和4年12月	25.0%
市民提案型事業採択数	7件 ※過去4年間の合計	10件 ※令和6～9年度の合計
パブリックコメント実施回数・提出意見数 ※現状数値には「国保匝瑳市民病院建替整備基本構想・基本計画(案)に係る意見募集」の提出件数(70件)を含む。	7回/年・75件/年 ※令和4年度	8回/年・15件/年



県立匝瑳高等学校・敬愛大学八日市場高等学校の生徒と市長の意見交換会
「高校生まちづくりミーティング」

施策5-2 市民にわかりやすいまちづくりの推進

該当するSDGs ▶▶



施策の大綱

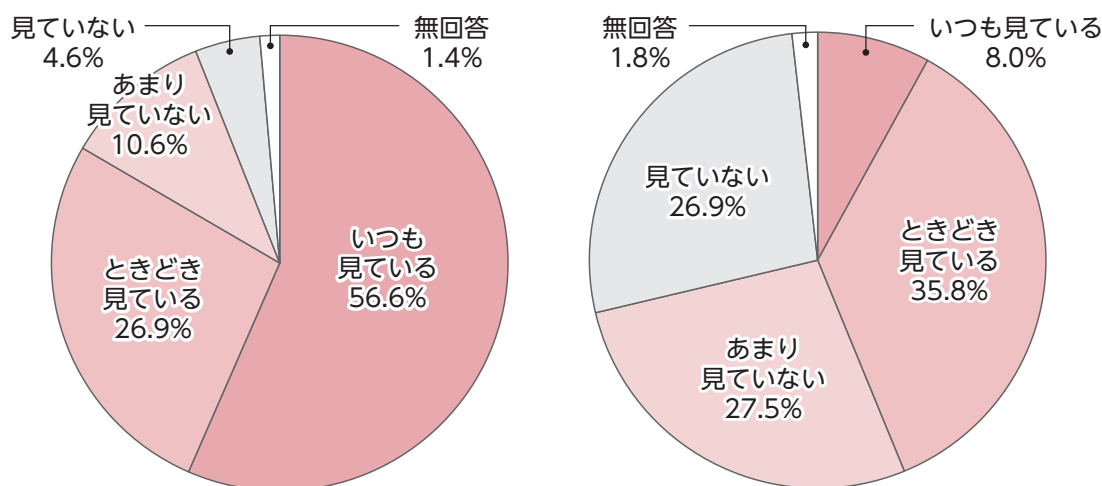
効果的な手段により行政の有する情報を積極的に公開・発信するとともに、市民の意見を聴く機会の充実を図り、市政の方向性や地域課題を市全体で共有して、市民にわかりやすいまちづくりを推進します。

【施策推進の背景と課題】

SNS*の発展等から情報の発信・入手手段が多様化する中、市民意識調査の結果をみると、広報そうさを見ている人は8割以上おり、また、市ホームページを見ている人も4割程度となっています。即時性や情報提供能力の高い市ホームページの閲覧率を高め、情報共有の有効なツールとして活用していくことに加えて、時勢に応じた情報の発信手段の充実を図っていくことが必要です。

また、市民と行政が共にまちづくりを進めていくためにも、市政情報をわかりやすく市民に発信するとともに、より一層のコミュニケーションを通じて幅広い年齢層及び分野の市民から、多くの意見を聴くことが必要です。

図表-38 左：市広報紙「広報そうさ」を見ている市民の割合
右：市ホームページを見ている市民の割合



資料 令和4年市民意識調査

5-2-1 市政情報の積極的な公開・発信

取組方針

まちづくりに関する情報をわかりやすく提供していくとともに、迅速で適正な情報公開を進め、透明性の高い市政運営に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
わかりやすい行財政情報の提供	市の現状や取組状況等の行財政情報について、引き続き広報紙や市ホームページ、出前講座等でわかりやすく情報提供し、行財政運営の透明性の確保を図ります。	秘書課 生涯学習課 財政課
審議会における審議結果等の公表	審議会における審議結果等を市ホームページに公表します。	総務課
情報公開制度の活用促進	迅速で適正な情報公開を推進するとともに、情報公開制度の目的や趣旨、方法等を周知し、制度の有効活用を促進します。	総務課
情報提供方法の工夫	市民が市政情報を積極的に取得できるよう、情報提供方法の工夫に努めます。また、民間事業者が提供するサービスの活用等により、情報発信手段の充実を図ります。	秘書課 関係各課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
市ホームページ閲覧数 ※現状数値には新型コロナウイルス感染症関連ページ閲覧数(約69万回)を含む。	2,779,464回/年 ※令和4年度	2,296,000回/年
市公式LINE友だち数	—	4,400人
会議結果を公開している審議会等の数	55組織 ※令和4年度末	60組織

5-2-2 市民の意見を聴く機会の充実

取組方針

市民と行政とのコミュニケーションの活性化を図り、市民に開かれた市政運営を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
多様な市民の意見等の収集	多様な市民の意見や提言を市政に反映するため、市長への手紙等により意見や提言の収集に努めます。	秘書課
市民との意見交換の場の充実	市政の方向性等の共有化を図るため、まちづくり懇談会等の市民と行政が意見交換する場の充実に努めます。	秘書課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
まちづくり市長出前講座・まちづくり懇談会の開催回数	11回 ※過去4年間の合計	28回 ※令和6～9年度の合計

5-2-3 議会の活性化

取組方針

開かれた議会活動の推進と議員活動の活性化を図るため、議会内容を広く市民に伝え、積極的な情報提供に努めるとともに、議員の活動基盤の充実に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
開かれた議会の推進	議会の内容を広く市民に伝えるため、議会だよりやインターネット中継等の情報発信を充実させ、開かれた議会の推進します。	議会事務局
調査・研究活動に対する支援	議員活動の充実に努めるため、透明性を確保しながら、市政に関する調査・研究活動に対する支援を行います。	議会事務局

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
会議傍聴人数	63人 ※令和4年度末	280人 ※令和9年度までの延べ人数
議会インターネット中継アクセス件数	22,004件 ※令和4年度末	91,200件 ※令和9年度までの延べ件数

施策5-3 持続可能な行財政運営の推進

該当する SDGs ▶▶▶



施策の大綱

行政を取り巻く社会経済環境が変化する中で、新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行財政運営を図るため、行財政改革に取り組み、真に必要な公共サービスを効果的かつ効率的に行う行財政運営を推進します。

また、情報通信技術 (ICT*) を活用した電子自治体* を推進し、様々な分野で市民サービスの向上に取り組みます。

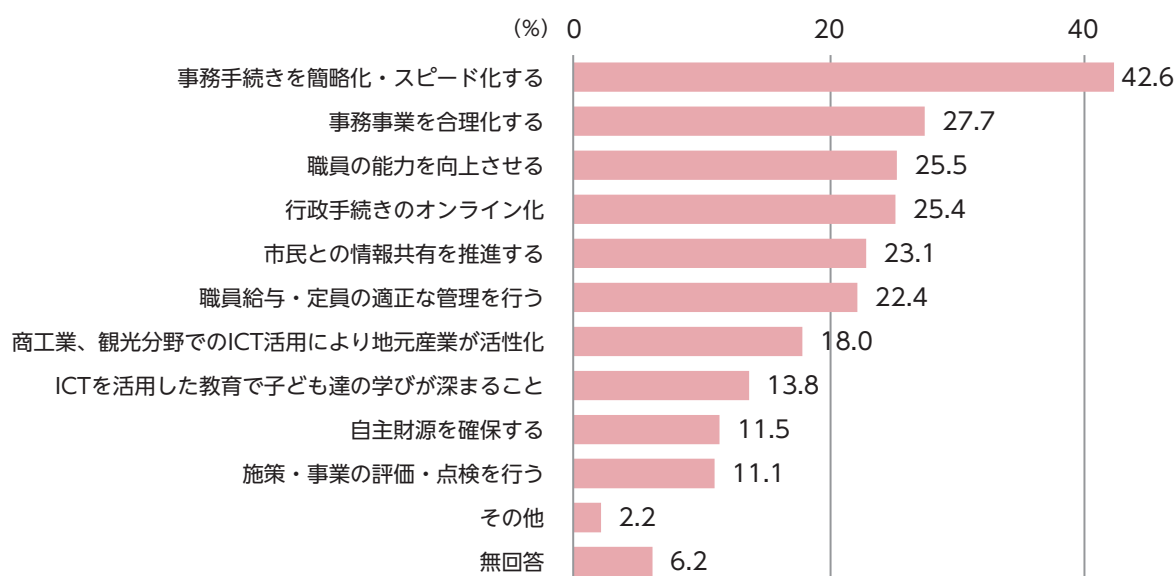
【施策推進の背景と課題】

本市ではこれまで、組織機構や事務事業の見直し等に努めており、一定の成果をあげているものの、新型コロナウイルス感染症による地域経済の低迷や人口減少の影響から市税の増収は期待できない一方で、市民病院の建替えのほか、公共施設の老朽化や物価高騰に伴う維持管理経費の増加等により、一般財源の不足の拡大が懸念されます。

持続可能な行財政運営のためにも、的確な財政見通しと経営的な視点を持ち、今まで以上に歳入の確保、経費の削減、事業の重点的・効率的な実施等を図る必要があります。

また、市民意識調査の結果をみると、市の行財政改革の取組の中で、「事務手続きを簡略化・スピード化する」が最も重要視されていることから、行政のデジタル化を進めながら、業務の効率化と市民サービスのさらなる向上を図っていく必要があります。

図表-39 市の行政改革で重要だと考えること



資料 令和4年市民意識調査

5-3-1 歳入確保対策の推進

取組方針

特定財源に係る国等の措置を効果的に活用するとともに、税をはじめとする自主財源の確保や市有財産の有効活用等に向けた取組を推進し、財政基盤の強化のため歳入確保に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
地域産業の振興による税収増	企業誘致条例等のPRに努め、企業誘致や市内事業者の業績向上等を支援し、税収の増加を図ります。	商工観光課 税務課
自主財源の確保	税や使用料等の収納率の向上や受益者負担の適正化、ふるさと納税の推進、有料広告収入等により、財源の確保に努めます。	財政課 税務課 企画課 関係各課
国・県等補助金や地方債等の特定財源の効果的活用	限られた財源の中で事業を計画的に推進するため、特定財源に係る国等の措置を的確に捉え、国・県等の補助金の活用や財政的に有利な地方債の発行等により、効果的な事業の実施に資する特定財源の確保に取り組めます。	財政課 関係各課

数値目標

指標	現状	目標(令和9年度)
ネーミングライツ*契約件数	—	3件 ※令和9年度までの延べ件数

5-3-2 事務事業の合理化・効率化と経費節減

取組方針

第5次行政改革大綱等に基づき、行財政運営の一層の合理化・効率化を推進するとともに、経費の節減を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
第5次行政改革大綱の推進	新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営を図るため、第5次行政改革大綱を推進します。	総務課

取組	取組の概要	主管課
第3次財政健全化計画に基づく財政運営の健全化	第5次行政改革大綱との調整を図りながら、第3次財政健全化計画の推進による財政運営の健全化に取り組みます。	財 政 課
公共施設等総合管理計画の推進	本市の公共施設等の管理に関して、総合的・戦略的に取り組み、公共施設等総合管理計画を推進します。	財 政 課
事務事業見直しの推進	行政の役割や公平性の確保、効率的な実施等について、多角的な視点により評価しながら、事務事業の見直しや整理・合理化を推進します。	企 画 課 総 務 課

5-3-3 効率的かつ柔軟な運営体制の強化

取組方針

市民ニーズや特定の行政課題に柔軟に対応できる運営体制を強化するとともに、民間的視点を活かし、効率的かつ質の高いサービスの提供に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
組織機構の見直しと適正配置	市民ニーズや国の制度改革に柔軟に対応でき、かつ、効率的な行政運営に向け、組織機構の見直し及び職員の適正配置を図ります。	総 務 課
組織横断的な体制づくり	特定の行政課題に柔軟に対応できるよう、組織横断的な体制づくりを推進します。	総 務 課 関 係 各 課
民間活力の活用	効率的な行政運営を図るため、指定管理者制度等の民間的視点による行政手法の導入に努めます。	総 務 課 財 政 課 企 画 課

5-3-4 職員の資質向上と人材育成の推進

取組方針

職員研修の充実を図るとともに、能力を最大限発揮することのできる職場環境を整備することにより、質の高い業務の遂行を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
職員研修の充実と自己啓発の促進	職員の政策形成能力及び業務遂行能力の向上を図るため、職員研修を充実させるとともに、自己啓発に向けた自主的な取組を促進します。	総務課
意欲と能力を引き出す職場の環境づくり	職員の意欲と能力を引き出す仕組みとして、職員提案制度の充実を図ります。また、職場全体にワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)*を重視する風土の醸成を図り、職員が高いモチベーションを保ちながら働くことのできる職場環境づくりを推進します。	総務課
人事管理制度の充実	業務の複雑化・専門化に対応できる高い資質と意欲を持った人材の確保に努めるとともに、人材育成型職員配置の的確な運用を図ります。また、人事評価制度を活用し、より効果的な人材育成の推進を図ります。	総務課

5-3-5 行政のデジタル化の推進

取組方針

情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政のデジタル化を推進し、業務の効率化及び市民サービスの向上を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
業務システムの標準化の推進	業務システムの標準化を推進し、システム運営経費を抑制するとともに、行政事務の効率化を図ります。	企画課
情報セキュリティ対策の強化	情報セキュリティポリシーに基づき、情報管理に対する職員の知識の習得と意識向上を図ります。	企画課
ICT部門の業務継続計画の策定	災害発生時等の非常時優先業務の円滑な遂行を確保することを目的として、ICT*部門の業務継続計画を策定します。	企画課
オープンデータ*の推進	公共データのオープン化を推進し、行政の透明性・信頼性の向上、行政の高度化・効率化、市民や民間企業との連携を図ります。	企画課
デジタル技術やAI等の活用	デジタル技術やAI*等の活用による業務の効率化について検討します。	企画関係各課

施策5-4 広域行政の推進

該当する SDGs ▶▶



施策の大綱

日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴う様々な行政需要や課題に対し、近隣自治体及び国・県と連携・協力しながら、その解決に向けて取り組みます。

【施策推進の背景と課題】

人口減少と少子高齢化が進む中、市民の日常生活圏が行政区域を越えて拡大し、また、行政需要の多様化・高度化により市単独での解決が困難な課題が増える等、広域連携による対応や課題解決の必要性が高まっています。

本市では現在、消防やごみ処理、上水道等事業に関して、共同実施のメリットを踏まえて広域行政で対応をしています。

今後も、広域的な行政課題に適切に対応するため、近隣自治体との連携を図り、効率的な事務事業の実施に努めるとともに、国や県、共通課題を持つ他自治体等との連携を強化しながら、共同による調査研究及び事業実施に取り組み、多様化・高度化した市民ニーズに的確に対応していく必要があります。

図表-40 本市が加入している一部事務組合等

名称	構成団体	内容
匝瑳市横芝光町消防組合	匝瑳市、横芝光町	消防
匝瑳市ほか二町環境衛生組合	匝瑳市、多古町、横芝光町	火葬場
八匠水道企業団	匝瑳市、横芝光町	上水道
東総衛生組合	匝瑳市、旭市、多古町、横芝光町	し尿収集処理
九十九里地域水道企業団	匝瑳市、茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	水道用水供給
東総地区広域市町村圏事務組合	匝瑳市、銚子市、旭市	職員共同採用試験、職員共同研修、ごみ処理
千葉県市町村総合事務組合	県下全市町村・一部事務組合・広域連合	公平委員会、常勤職員の退職手当、交通災害共済、非常勤職員の公務災害、職員共同研修、自治研修センターの運営ほか
千葉県後期高齢者医療広域連合	県下全市町村	後期高齢者医療保険

5-4-1 近隣自治体との連携強化

取組方針

市単独での解決が困難な課題解決を図るため、広域的行政課題への取組を共同で行うとともに、連携・協力による適切かつ効果的な事業の推進を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
広域的行政課題の共有と連携推進	広域的行政課題に対する情報共有を図りながら、連携のとれた取組の実施を推進します。	関係各課
構成自治体及び事務局との連携強化	一部事務組合及び広域連合の円滑な運営を図るため、構成自治体及び組織事務局との連携を強化します。	関係各課

5-4-2 国・県との連携強化

取組方針

国・県との情報共有を強化しながら、高度な行政需要への対応に取り組みます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
国・県との連携の推進	高度なインフラ整備や広域的な課題に対応するため、国・県との連携を推進します。	企画課 関係各課
人事交流等の促進	県との人事交流や職員の研修派遣により、職員の政策形成能力や行政運営能力の向上を図ります。	総務課



匝瑳市役所

資料編

1 匝瑳市の現状

(1) 位置・地勢

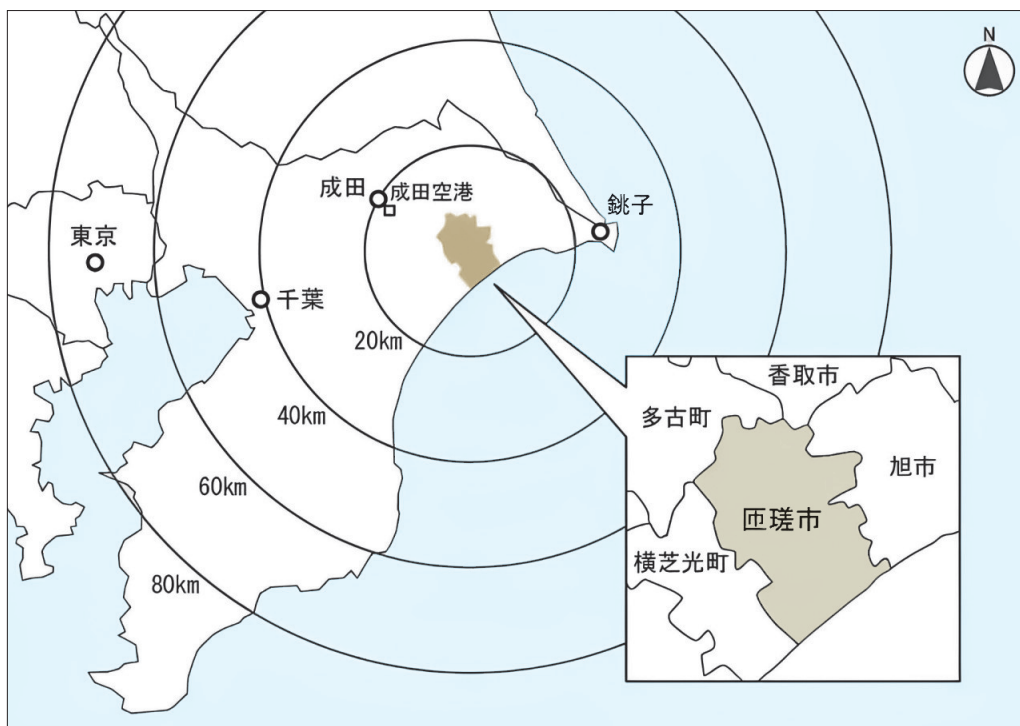
本市は、千葉県北東部に位置し、東京都心から約70km圏内、千葉市から約40km圏内、成田空港からは約20km圏内の距離にあります。

北は香取市と香取郡多古町、東は旭市、西は山武郡横芝光町に接しています。東西が約12.5km、南北が約15kmで、総面積は101.48km²です。

南部には九十九里海岸があり、市の主要部分は平坦地で土地改良により整地された広大な田園地帯となっています。北部は下総台地の緩やかな丘陵地帯となっています。

気候は、夏涼しく冬暖かい海洋性気候で、年平均気温は16度、ほとんど降雪は見られず、とても過ごしやすい土地柄です。

図表-1 本市の位置・地勢



(2) 人口・世帯

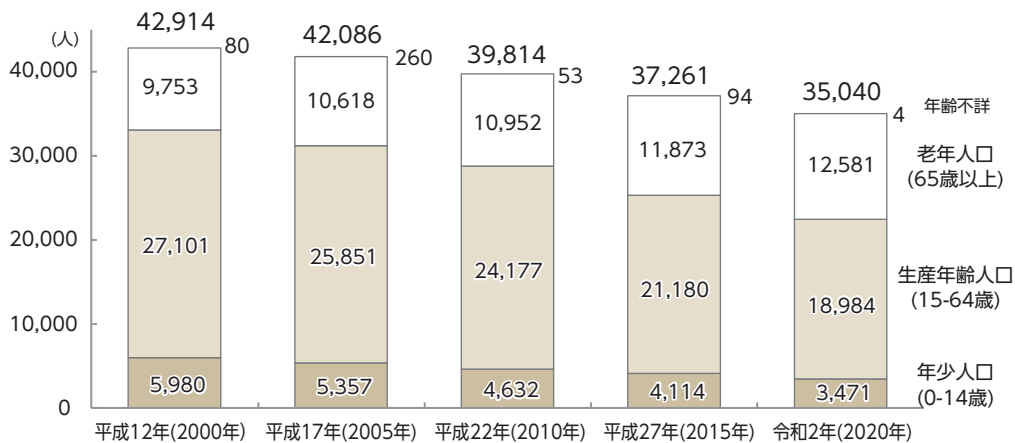
【人口】

本市の国勢調査人口の推移をみると、減少が続いており、平成12年(2000年)と令和2年(2020年)の20年間で7,874人減少しています。

年齢3区分別人口では、年少人口(0歳～14歳)及び生産年齢人口(15歳～64歳)が減少する一方で、老年人口(65歳以上)の増加が続いています。

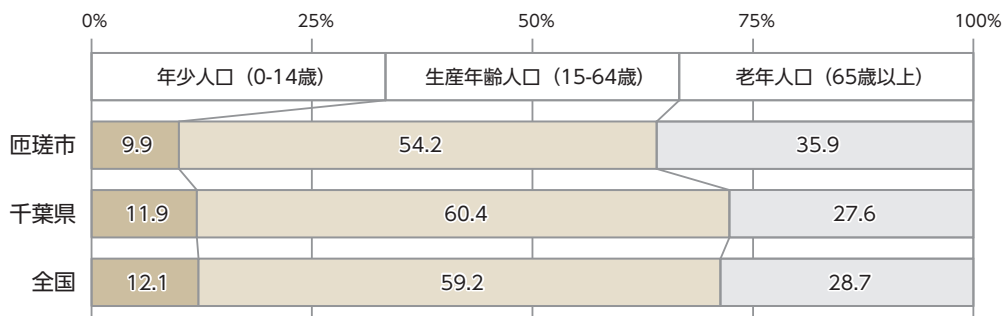
また、年齢3区分別人口構成比においても、老年人口の割合が全体の35.9%を占め、千葉県や全国と比べてもその割合が高くなっています。

図表-2 人口の推移



資料 国勢調査

図表-3 年齢3区分別人口構成比の県・国との比較(令和2年)



※数値は四捨五入のため合計が100にならないことがある。

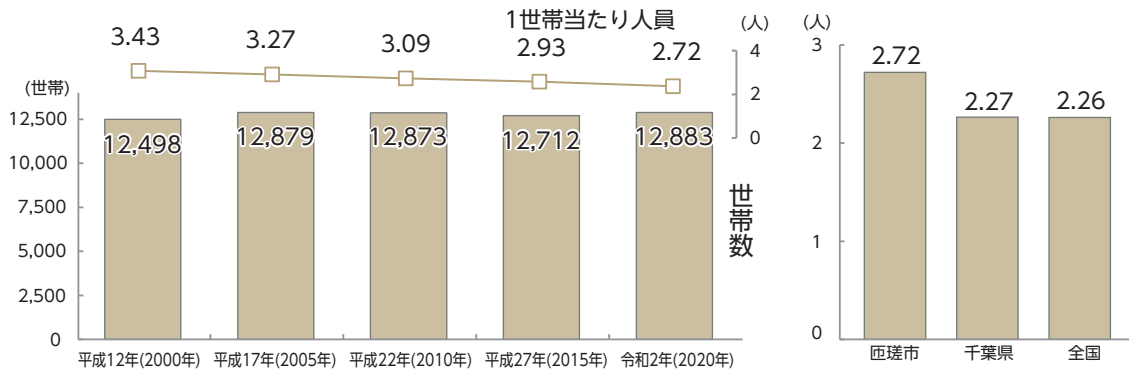
資料 国勢調査

【世帯】

国勢調査における世帯数をみると、平成17年(2005年)までは増加傾向にありましたが、以降は横ばいが続き、令和2年(2020年)は12,883世帯となっています。

1世帯当たりの人員では、減少が続いており、令和2年(2020年)は2.72人で千葉県や全国を上回っています。

図表-4 世帯の状況(左・世帯の推移、右・1世帯当たり人員の県・国との比較(令和2年))



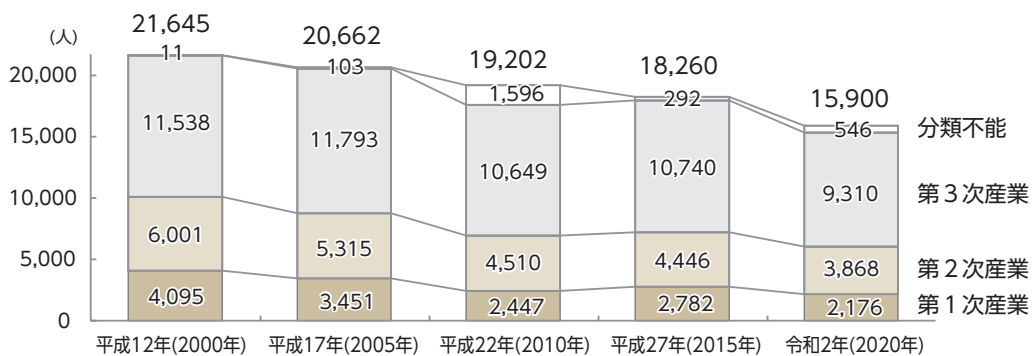
資料 国勢調査

【就業人口】

本市の就業人口をみると、第1次産業就業者数は、平成22年(2010年)まで減少が続いた後、平成27年(2015年)に増加したものの、令和2年(2020年)には再び減少に転じています。第2次産業就業者数は減少が続いており、第3次産業就業者数は平成17年(2005年)まで増加傾向にあったものの、平成22年(2010年)にかけて減少に転じています。

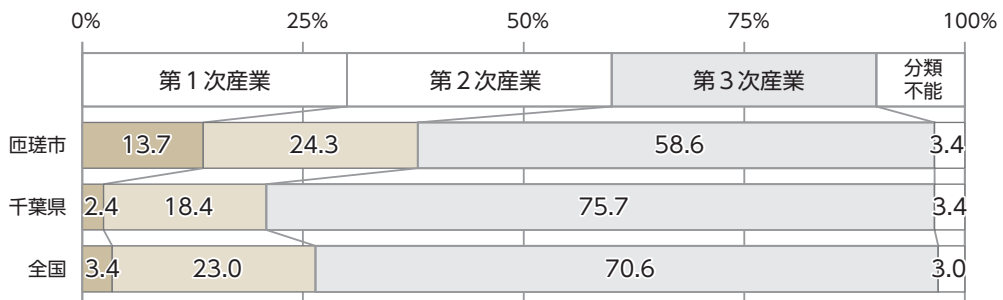
千葉県や全国と比べると、主要な産業である第1次産業就業者の割合が高くなっています。

図表-5 産業3部門別就業者数の推移



資料 国勢調査

図表-6 産業3部門別就業者構成比の県・国との比較(令和2年)



※数値は四捨五入のため合計が100にならないことがある。

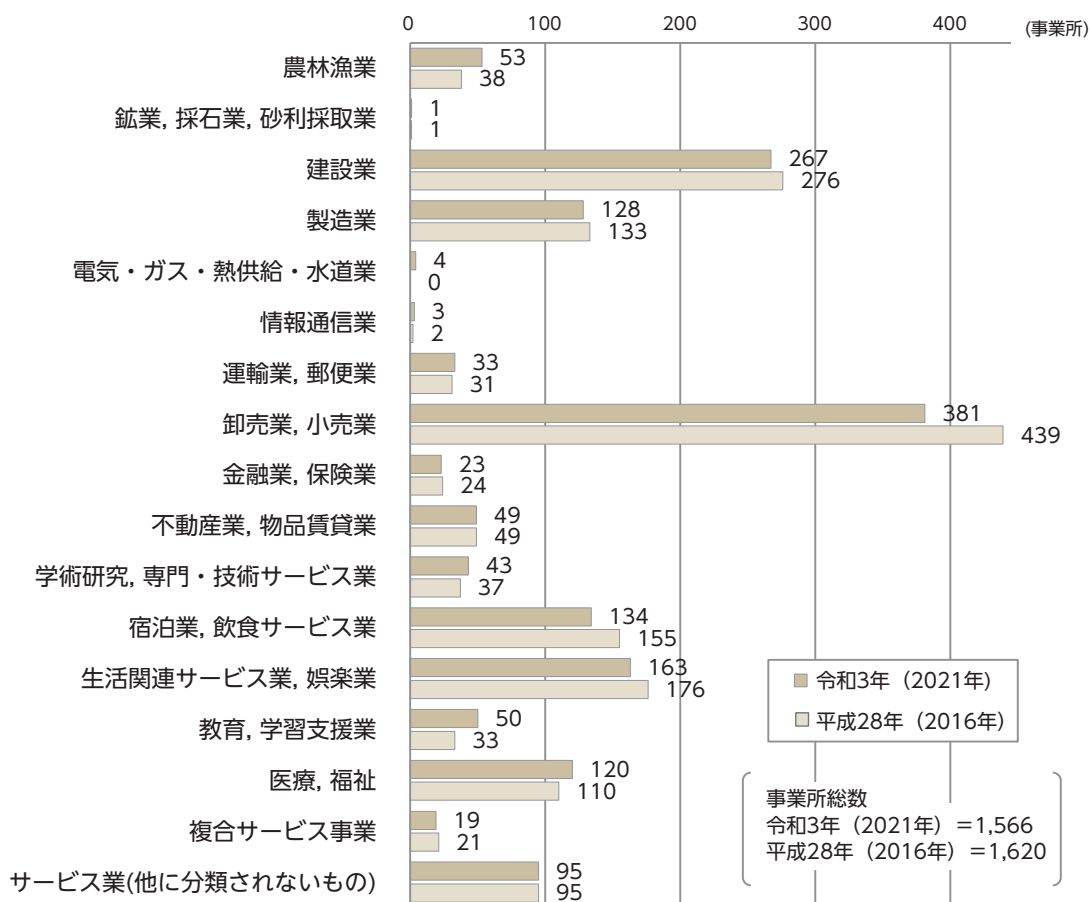
資料 国勢調査

【事業所数】

令和3年(2021年)の本市の民営事業所総数は、1,566事業所で、産業別にみると、卸売業,小売業の381事業所が最も多く、次いで建設業の267事業所、生活関連サービス業,娯楽業の163事業所、宿泊業,飲食サービス業の134事業所の順となっています。

平成28年(2016年)から令和3年(2021年)にかけて、3.3%の事業所が減少していますが、その事業所の多くは、卸売業,小売業となっています。

図表-7 産業別事業所数(民営事業所)の推移



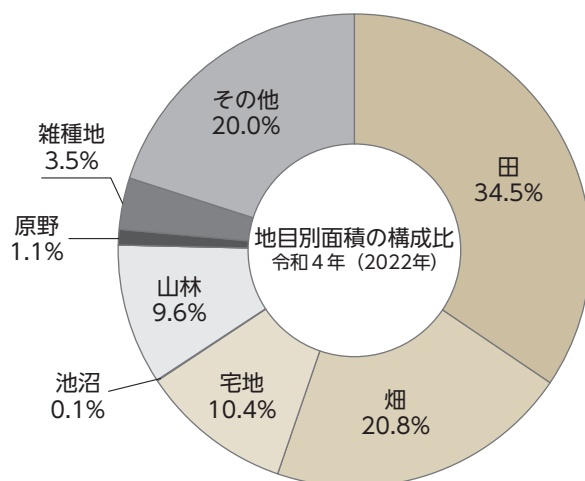
資料 経済センサス

(3) 土地利用

土地利用の状況について地目別面積の構成比をみると、令和4年(2022年)は、田34.5%、畑20.8%、宅地10.4%、山林9.6%等となっています。千葉県や県内市部と比べると、田や畑の割合が高く、宅地や山林の割合が低くなっています。

平成29年(2017年)との比較では、ほとんど変化はみられません。

図表-8 土地利用の状況(上・地目別面積の構成比、下・面積及び構成比の県・市部との比較)



各年1月1日時点 単位：ha(㌠)、%

	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積〔令和4年(2022年)〕	3,499.3	2,111.4	1,058.7	5.6	975.4	0.0	107.9	358.7	2,035.0
構成比〔令和4年(2022年)〕	34.5	20.8	10.4	0.1	9.6	0.0	1.1	3.5	20.0
※構成比〔平成29年(2017年)〕	34.6	21.0	10.4	0.0	9.8	0.0	1.0	3.2	19.9
構成比 千葉県〔令和4年(2022年)〕	16.2	11.6	16.0	0.2	19.7	0.1	2.6	8.0	25.6
県市部〔 // 〕	15.3	11.6	17.2	0.2	19.1	0.1	2.4	8.0	26.1

※数値は四捨五入のため合計が100にならないことがある。

資料 いずれも千葉県統計年鑑

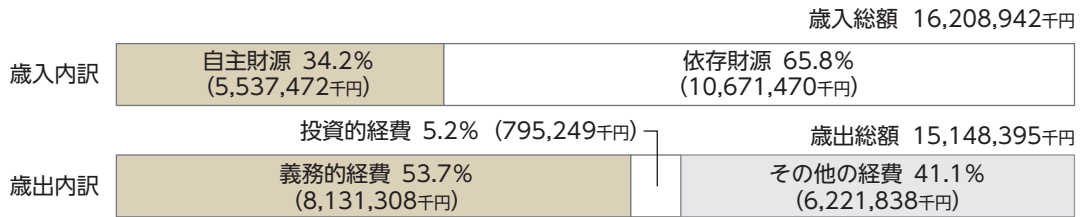
(4) 財政状況

【歳入・歳出】

令和4年度(2022年度)の一般会計の歳入は、市税等の自主財源の割合が34.2%、地方交付税や国・県支出金、市債等の依存財源が65.8%となっており、自主財源の割合は低い状況が続いています。

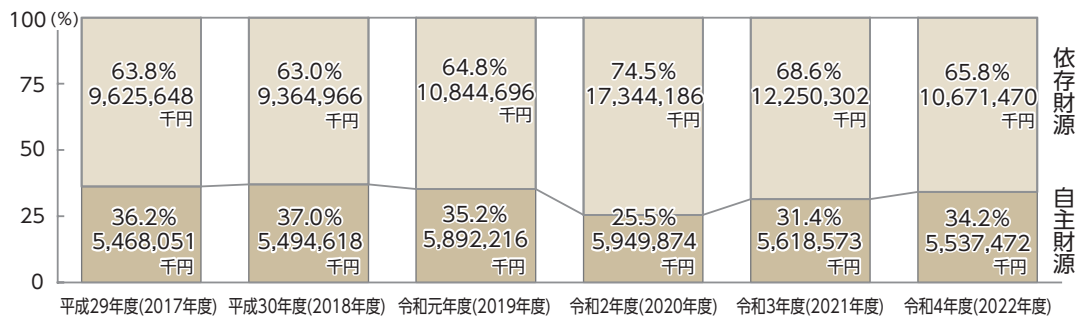
また、歳出では、人件費や扶助費、公債費の義務的経費が53.7%、投資的経費が5.2%、その他の経費が41.1%となっています。

図表-9 歳入・歳出の構成(令和4年度)



資料 市財政課

図表-10 歳入の推移



資料 市財政課

【財政指標】

財政の状況を示す財政指標等をみると、経常収支比率は、令和2年度(2020年度)まで90%台で増加傾向にあり、令和3年度(2021年度)に87.9%へと減少に転じましたが、令和4年度(2022年度)は再度90%台となりました。また、実質公債費比率は、年々増加しています。

財政力の強さを示す指標である財政力指数は、0.471から0.491で推移しており、市債残高は、年々減少しています。

図表-11 財政指標等の推移

(単位)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
経常収支比率 (%)	90.4	91.7	94.5	94.5	87.9	93.7
実質公債費比率 (%)	5.6	5.7	5.7	5.8	6.4	6.8
財政力指数	0.485	0.486	0.488	0.491	0.480	0.471
市債残高 (百万円)	16,718	16,332	16,108	16,010	15,386	14,023

資料 市財政課

2 計画策定について

(1) 計画の策定経過

期 日	内 容
令和4年 7月1日	<p>匝瑳市総合計画策定委員会(令和4年度第1回)開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次匝瑳市総合計画中期基本計画策定方針(案)決定 ・第2次匝瑳市総合計画中期基本計画策定スケジュール決定
7月20日	第2次匝瑳市総合計画中期基本計画策定方針決定
9月20日	<p>匝瑳市総合計画策定委員会合同専門部会(第1回)開催</p> <p>対象：全5部会(①健康・福祉・医療・介護専門部会、②産業・経済専門部会、③生活環境・都市建設専門部会、④教育・交流・移住・定住専門部会、⑤市民協働・行財政専門部会)</p>
10月24日	<p>「まちづくり提案」及び「まちづくりレポート」募集</p> <p>対象：全職員 期間：10月24日～12月23日</p>
11月4日	<p>匝瑳市総合計画策定委員会(令和4年度第2回)開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査実施決定
11月22日	<p>市民意識調査実施</p> <p>対象：16歳以上の市民2,000名 期間：11月22日～12月12日</p> <p>回収票：737票(回収率36.9%)</p>
12月	<p>匝瑳市総合計画策定委員会専門部会(第2回)開催</p> <p>対象：全5部会 期間：12月14日～21日</p> <p>第2次匝瑳市総合計画中期基本計画策定に係る若手職員ワーキンググループ実施</p> <p>期間：12月21日～1月23日(全4回) 内容：採用2～6年目の職員(全8名)による取組や施策の調査研究及び提案</p>
令和5年 1月	<p>匝瑳市総合計画策定委員会専門部会(第3回)開催</p> <p>対象：全5部会 期間：1月17日～23日</p>
2月18日	<p>第2次匝瑳市総合計画中期基本計画策定に係る団体懇談会開催</p> <p>対象：各種団体 場所：市民ふれあいセンター</p>
3月	<p>匝瑳市総合計画策定委員会専門部会(第4回)開催</p> <p>対象：全5部会 期間：3月1日～9日 ※市民協働・行財政専門部会 追加開催</p>
3月14日	<p>第2次匝瑳市総合計画前期基本計画施策評価実施</p> <p>対象：各施策業務担当課</p>
4月	<p>匝瑳市総合計画策定委員会専門部会(第5回)開催</p> <p>対象：全5部会 期間：4月13日～28日</p>

期 日	内 容
5月9日	匝瑳市総合計画策定委員会(令和5年度第1回)開催 ・計画策定進捗状況報告 ・計画策定スケジュール時点修正
5月	匝瑳市総合計画策定委員会専門部会(第6回)開催 対象:全5部会 期間:5月17日~24日
6月	匝瑳市総合計画策定委員会専門部会(第7回)開催 対象:全5部会 期間:6月13日~21日
7月	匝瑳市総合計画策定委員会専門部会(第8回)開催 対象:全5部会 期間:6月28日~7月6日
8月18日	匝瑳市総合計画策定委員会(令和5年度第2回)開催 ・第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(素案)
9月1日	市議会全員協議会での第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(素案)に対する意見聴取
10月4日	市議会全員協議会での第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(素案)に対する意見聴取
10月6日	第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(素案)に対するパブリックコメントの実施 期間:10月6日~11月5日
11月17日	匝瑳市総合計画策定委員会(令和5年度第3回)開催 ・第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(案)
12月15日	市議会全員協議会での第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(案)に対する意見聴取
令和6年	
1月9日	匝瑳市総合計画策定委員会(令和5年度第4回)開催 ・第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(案)
1月25日	匝瑳市総合開発審議会 開催 ・第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(案)
3月19日	市議会にて第2次匝瑳市総合計画中期基本計画を議決

(2) 諮問・答申

① 諮問

匝企第408号
令和6年1月25日

匝瑳市総合開発審議会会長 様

匝瑳市長 宮内 康幸

第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(案)について(諮問)
このことについて、匝瑳市総合開発審議会条例(平成18年匝瑳市条例第24号)第2条の規定により諮問します。

② 答申

令和6年1月31日

匝瑳市長 宮内 康幸 様

匝瑳市総合開発審議会
会長 平山 新治

第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(案)について(答申)
令和6年1月25日付け匝企第408号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

本件については、令和元年6月に策定された基本構想を受け、施策の具現化に必要な施策・事業を総合的・体系的に明らかにしたもので、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図る基本計画にふさわしいものと評価いたします。

よって、「第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(案)」については、基本計画の案として承認します。

なお、今後の実施計画の策定や各事業の実施、さらには基本計画の進捗評価に当たっては、本審議会の意見を十分検討されるよう申し添えます。

(3) 匝瑳市総合開発審議会

① 匝瑳市総合開発審議会条例

平成18年1月23日条例第24号

(設置)

第1条 市は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想(以下「基本構想」という。)及び基本計画並びに企業誘致その他産業の奨励に関し市長の諮問する事項を調査審議するため、匝瑳市総合開発審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画に関すること。
- (3) 重要な将来事業に関すること。
- (4) 用地の提供、賃金、資材の調達その他工場の設置上必要な事項について援助、あっせん又は便宜供与に関すること。
- (5) 地下資源の開発に関すること。
- (6) 企業誘致に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、産業を奨励するための必要な措置に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(任期等)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

② 匝瑳市総合開発審議会委員名簿

(敬称略)

	役 職	氏 名	備 考
1	会 長	平山 新治	社会福祉法人匝瑳市社会福祉協議会会長
2	職務代理者	大塚 榮一	匝瑳市商工会会長
3	委 員	福島 俊之	一般社団法人旭匝瑳医師会会長
4	委 員	大野 裕子	匝瑳市保健推進員会会長
5	委 員	橋口 義範	匝瑳市シニアクラブ連合会会長
6	委 員	那智 博行	匝瑳市観光協会会長
7	委 員	須合 重徳	匝瑳市農業振興会会長
8	委 員	鈴木 一裕	ちばみどり農業協同組合理事
9	委 員	宇井 昭夫	公益社団法人匝瑳市シルバー人材センター会長
10	委 員	平山 仁一	匝瑳市区長会理事
11	委 員	佐藤 喜巳	匝瑳市防犯協会会長
12	委 員	加瀬 功一	匝瑳市ボランティア連絡協議会会長
13	委 員	菱木 智仁	八日市場ロータリークラブ会長
14	委 員	神子 真一	八日市場ライオンズクラブ会長
15	委 員	伊藤 北斗	一般社団法人八日市場青年会議所理事長

任期：2年(令和5年12月27日～令和7年12月26日)

3 用語の解説

あ 行

ICT (あい・しー・ていー)

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のことをいう。コンピューターや携帯端末によるインターネット等の情報通信基盤を通じて、時間や場所に関係なく、情報を伝達、共有できる環境や技術のこと。

アイドリングストップ

自動車、オートバイ等において、停車中にエンジンを停止することで燃料消費・排出ガスを抑えること。

EC (いー・こまーす) 販売

Electronic Commerceの略で、電子商取引のことをいう。インターネットを使ったモノやサービスの販売のこと。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みのこと。

AI (えー・あい：人工知能)

Artificial Intelligenceの略で、人間が持っている、認識や推論等の能力をコンピューターでも可能にするための技術のこと。

AED (えー・いー・でいー：自動体外式除細動器)

Automated External Defibrillatorの略で、心臓がけいれんし正常に働かなくなった際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器のこと。平成16年(2004年)7月から医療従事者ではない一般市民でも使用できるようになり、空港、駅、公共施設等の人が多く集まる場所を中心に設置されている。

SNS (えす・えぬ・えす)

Social Networking Serviceの略で、インターネット上で社会的なつながりを促進するサービスのこと。

NPO (えぬ・ぴー・おー)

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開される公共データであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもののこと。

か行

関係人口

移住した定住人口でも、観光客等の交流人口でもない、地域や地域の人々と継続的なつながりや関わりを持つ人々のこと。

キャリア教育

子ども達が、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、職業観、勤労観や職業に関する知識、技能を身につけるとともに、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を養う教育のこと。

GAP (ぎゃっぷ：農業生産工程管理)

Good Agricultural Practiceの略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。国内・国際認証の制度が設けられている。

グリーン・ツーリズム

農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。滞在期間は、日帰りの場合から長期的又は定期的・反復的な場合等、様々ある。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての介護・保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法のこと。

さ行

資源循環型社会

生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生及び排出を可能な限り抑制することにより、天然資源の消費が抑制され、環境に与える負荷が低減される社会のこと。

ジェンダー (社会的・文化的に形成された性別)

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があるが、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー/gender)」という。「社会的・文化的に形成された性別」それ自体に良い悪いの価値を含むものではない。

生涯活躍のまち

人口減少が進む中で、東京都をはじめとする都市部等を中心とする市の区域外から、多様な知識や経験を持つ健康でアクティブな中高年齢者の移住を積極的に受け入れ、さらなる健康づくりを進めるとともに、子どもや若者等の多世代との協働による生涯にわたって活躍できるまちづくりを推進し、もって地域の活性化を図ることを目的とした構想のこと。

情報モラル

情報化社会において適正な活動を行うための考え方や行動のことをいう。具体的には、インターネット等を利用する際のルールやマナー、危険回避、個人情報やプライバシー、人権侵害や著作権に対する対応等のこと。

3R(すりー・あー)運動

3Rは、Reduce(リデュース)＝廃棄物の発生抑制、Reuse(リユース)＝再使用、Recycle(リサイクル)＝再資源化の3つの英語の頭文字を表している。このほか、Refuse(リフューズ)＝ごみとなるものを買わない、を追加した「4R運動」等を展開している場合もある。

成年後見制度

認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等が、福祉サービスの利用や財産の取引等の契約を行うときに、家庭裁判所が選任した後見人が本人の権利や利益を保護し、支援する制度のこと。

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動する機会の格差を是正するため、必要な範囲内で、少数側に対し、その機会を積極的に提供していくこと。

総合型地域スポーツクラブ

誰もが身近な地域で気軽にスポーツを楽しめるよう、地域の人たちが主体的、自主的に運営するスポーツクラブのこと。

ソーラーシェアリング(営農型太陽光発電)

農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組のこと。作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の改善等が期待される。

た 行

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることを目指す仕組みのこと。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること。

電子自治体

コンピューターやネットワーク等の情報通信技術を活用して、市民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化等を図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするものこと。

特定健康診査

生活習慣病であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、その該当者や予備群該当者を見つけ出す健診のこと。生活習慣病予防と疾病の早期発見を目的とする。

特別支援教育

障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握しながら、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な 行

認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う人のこと。

ネーミングライツ

スポーツ施設等の名称に、企業等の社名や商品ブランド名を付与する権利のことで、「命名権」あるいは「施設命名権」とも呼ばれる。企業等に対し、市が所有する公共施設の「愛称」を命名する権利を付与する代わりに、企業等からその対価を得て、市の新たな財源確保を図るもの。

は 行

ハザードマップ

自然災害を予測し、その発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所等の情報を地図上に示したもののこと。

パブリックコメント

行政機関が法規や計画等を定めるときに、一定の期間を定め、その間に広く市民に意見を求める手続きのこと。

バリアフリー

障害者や高齢者等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的・精神的な障壁（バリア）を取り除くための施策、又は具体的に障害を取り除いた状態をいう。

ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の応援をしたい人（援助会員）が、お互い会員となって一時的に子どもを預かる会員組織のこと。

ブルー・ツーリズム

漁村に滞在して漁業体験やその地域の自然や文化にふれ、地元の人々との交流を楽しむ余暇活動のこと。

防災士

防災についての十分な意識と一定の知識・技能を有することをNPO法人日本防災士機構が認定した人のこと。

ま 行

麻疹・風疹（MR）のワクチン

麻疹・風疹の混合ワクチンのこと。

麻疹：麻疹ウイルスによって引き起こされる感染症で、一般的には「はしか」と呼ばれる。発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状と発疹が現れ、肺炎、脳炎といった重い合併症を発症することもある。

風疹：発熱、発疹、リンパ節腫脹を特徴とするウイルス性発疹症。妊娠中に風疹に感染することで赤ちゃんに障害が出ることもある。

メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群のこと。内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）に加え、高血糖、高血圧、脂質異常のうち2つ以上を重ね持った状態をいう。

や 行

UIJ（ゆー・あい・じえい）ターン

大都市圏の居住者が地方に移住することで、「Uターン」は出身地に戻る形態、「Jターン」は出身地の近くの地方都市に移住する形態、「Iターン」は出身地から離れた地方へ移住する形態を指す。

ら 行

ライフサポートファイル

何らかの障害がある等、特別な支援が必要な人について、一貫した継続的な支援を行うため、その成育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録・整理できるファイルのこと。

6次産業化

農林水産業・畜産等第1次産業とこれに関連する第2次産業（加工）、第3次産業（販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組のこと。

ローリング方式

計画において、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐため、毎年度修正や補完等を行う手法のこと。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活を実現すること。



市の花：チューリップ



市の木：イヌマキ



市の鳥：ウグイス

海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市
～^{めぐ}匝り集う人々と^{あざ}瑳やかな自然のあるふるさと～

第2次匝瑳市総合計画中期基本計画

令和6年度(2024年度)～令和9年度(2027年度)

発行 令和6年3月

発行者 千葉県匝瑳市

編集 匝瑳市企画課

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

電話 0479-73-0081 FAX 0479-72-1114



令和6年3月
匝瑳市



見やすく読み間違えにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

